2009年10月 版

約款冊子

ご契約のしおり・普通保険約款・特約

共栄火災海上保険株式会社

ごあいさつ

　このたびは共栄火災の自動車保険KAPくるまるをご契約いただきありがとうございました。

　この冊子には、保険契約の内容につきまして大切なことがらが記載されておりますので、ご契約内容をご確認のうえ、保険証券とともに大切に保管してください。

　弊社は、いざという時、お客さまの身になって事故の解決にあたることをモットーとし、一層のサービス向上に努めてまいりますので、今後ともお引立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

- この冊子には、ご契約について大切なことがらが記載されておりますので、必ずお読みください。
- ご契約者とご契約のお車を主に使用される方（記名被保険者）が異なる場合は、その方にもこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は、保険契約の締結の代理権を有しており、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。
- ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

総合自動車保険目次

※この冊子は、「ご契約のしおり」と「普通保険約款・特約」を記載しています。

ご契約のしおり

〈用語の意味〉

この冊子で使用している、「記名被保険者」「同居」の用語の意味は次のとおりです。

記名被保険者

ご契約のお車を主に使用される方のことで、申込書の賠償被保険者欄に記載される方をいいます。記名被保険者は賠償責任保険や人身傷害保険等の補償を受けられる方の範囲等を決めるための重要な事項です。（運転免許証をお持ちの方に限られます。）

（例：賠償責任条項の補償を受けられる方の範囲）

① 記名被保険者

② ご契約のお車を使用または管理中の次のア．～ウ．のいずれかに該当する方

ア．記名被保険者の配偶者

イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方。ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

④ 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

同　居

同居とは、同一家屋に居住していることをいい、同一生計、扶養の有無は問いません。

建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して備えたものを１単位とし、同一家屋かどうかを判断します。ただし、台所等の生活用設備のない「はなれ」、「勉強部屋」等は、同一家屋として取扱います。

・マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず別居として取扱います。
・同一敷地内であっても別家屋での居住は、生計の同・異を問わず、別居として取扱います。
・単身赴任は、別居として取扱います。
・短期間の出稼ぎ等の一時的別居は、同居として取扱います。
・就学のために下宿している子は、住民票記載の有無にかかわらず別居として取扱います。

普通保険約款・特約

自動車保険全体像

自動車保険は､｢被害者への賠償｣｢ご自身とお車に対する補償｣を主な目的とするもので、以下の５つの基本的な補償で構成されています。

（注）対人賠償責任保険は、自賠責保険等で支払われる金額を超える部分について保険金をお支払いします。

1 共栄火災の自動車保険の概要

1．商品の種類とご契約の対象

商品の種類（約款名称）	ご契約の対象となる方	対象車種
KAPくるまる（総合自動車保険普通保険約款）※本冊子はKAPくるまるについてご説明しています。	次の２条件にあてはまる方が対象となります。①お客さまの所有・使用されているお車の総付保台数（※）が９台以下の方 ②記名被保険者が個人の方（※）自動車保険（他の保険会社を含みます。）をご契約されている台数をいいます。	自家用８車種（※）
KAPベーシス（一般自動車保険普通保険約款）	①お客様の所有・使用されているお車の総付保台数を問わず対象となります。②記名被保険者が個人の方、法人の方を問わず対象となります。	すべての用途・車種の自動車
ドライバー保険	運転免許証をお持ちで、お車をお持ちでない方が対象となります。	―

（※）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t超2t以下）、特種用途自動車（キャンピング車）

2．約款の構成

保険約款は「普通保険約款」と「特約」から構成されています。普通保険約款は、基本的な補償内容を定めた「第１章」から「第４章」の各補償条項と、これらの補償条項に共通に適用される「第５章　基本条項」により構成されています。

（注１）KAPくるまるは、賠償責任条項、人身傷害条項が標準セットになります。
（注２）各条項の詳細は後記A-46ページ以降をご参照ください。

2 ご契約内容の確認

※補償内容および保険金支払要件などの詳細は後記A-46ページ以降をご参照ください。

1．保険金額（契約金額）

保険金額は下記の範囲・方法で設定します。

実際のご契約の保険金額につきましては、申込書または保険証券にてご確認ください。

保険の種類	保険金額の設定範囲・設定方法
対人賠償責任保険	被害者１名について「無制限」となります。 （注）上記保険金額は変更することはできません。
対物賠償責任保険	１事故について「無制限」となります。 （注１）上記保険金額は変更することはできません。 （注２）危険物を業務として積載することにより生じる事故は１億円がお支払限度額となります。
人身傷害保険	補償を受けられる方１名について3,000万円～２億円で設定いただきます。２億円を超える場合は「無制限」となります。 （注１）重い後遺障害を負われた場合（※）は、保険金額が無制限以外のときは保険金額の２倍の額（２億円限度）がお支払限度額となります。 （※）後遺障害等級表１．または同表２．の第１級、第２級もしくは第３級③・④に該当する後遺障害が生じ、介護を要する場合をいいます。なお、後遺障害等級表については、普通保険約款別表１（後記B-56ページ）をご参照ください。 （注２）乗車される方の年齢、収入、被扶養者の人数等に基づいて、次の《年齢別総損害額の事例》などを目安に保険金額を設定いただきます。 《年齢別総損害額の事例》 各年齢の平均的な損害額です。

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	重い後遺障害を負われた場合
25	有	7,000万円	１億3,000万円
	無	6,000万円	１億3,000万円
35	有	9,000万円	１億4,000万円
	無	7,000万円	１億4,000万円
45	有	8,000万円	１億3,000万円
	無	6,000万円	１億3,000万円
55	有	6,000万円	１億円
	無	5,000万円	１億円

保険の種類	保険金額の設定範囲・設定方法
搭乗者傷害保険	⑴　死亡・後遺障害保険金額 補償を受けられる方１名について100万円～原則１億円で設定いただきます。 ⑵　医療保険金 補償を受けられる方１名について次の金額となります。 ・入通院日数４日以内：１万円 ・入通院日数５日以上：ケガをされた部位と症状により予め定められた金額（後記A-49ページをご参照ください。） （注）医療保険金の保険金額は変更することはできません。
車両保険	弊社が定める「自動車保険車両標準価格表」等に従い、ご契約のお車と同一の用途･車種、車名、型式、仕様、初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額を保険金額として設定いただきます。 （注）ちょうき安泰２年度目以降の車両保険金額については、後記《ちょうき安泰の２年度目以降の車両保険金額》をご参照ください。
無保険車傷害保険	補償を受けられる方１名について２億円となります。 （注）上記保険金額は変更することはできません。

《ちょうき安泰の２年度目以降の車両保険金額》

ちょうき安泰をご契約の場合の２年度目以降の車両保険金額は、原則として下記に定める割合を１年度目の車両保険金額に乗じて、各保険年度の保険金額をお決めいただきます。また、前年度の車両保険金額を上回らない範囲で、妥当な車両保険金額を設定することも可能です。

用途・車種	第２保険年度	第３保険年度	第４保険年度	第５保険年度
・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下・0.5t超２t以下）	80%	65%	55%	45%
・自家用小型貨物車 ・特種用途自動車（キャンピング車）	75%	55%	45%	35%
・自家用軽四輪乗用車 ・自家用軽四輪貨物車	70%	50%	35%	25%

（※）端数が生じた場合は、下記により端数処理を行います。
・2.5万円未満の金額…０万円　・2.5万円以上7.5万円未満の金額…５万円
・7.5万円以上10万円までの金額…10万円

2．免責金額（自己負担額）

⑴　**対人・対物賠償責任保険**

対人・対物賠償責任保険は、すべて免責金額「０（なし）」となっています。

⑵　**車両保険**

車両保険の免責金額はすべて「０（なし）」の契約を基本

としていますが、免責金額（5、7、10、15、20万円）を設定することも可能です。

3．ご確認いただきたい事項

⑴　告知事項について（後記A-58ページ 1.告知義務もご参照ください。）

ご契約者には、保険契約の締結に際し、弊社が重要な事項として告知を求めた事項（申込書等に★が付された項目をいいます。以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

⑵　記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者とは、ご契約のお車を主に使用される方のことで、申込書の賠償被保険者欄に記載される方をいいます。記名被保険者の配偶者、ご家族の方等が、賠償責任保険や人身傷害保険等の被保険者となります。

（注１）記名被保険者は、保険証券の「記名被保険者」欄に表示されます。

（注２）目次の〈用語の意味〉もご参照ください。

⑶　車両所有者をご確認ください。

車両所有者は車両保険金を受け取る方（ご契約のお車の所有権を有する方）です。申込書の車両所有者欄に記載された方が保険証券の「車両所有者」欄に表示されます。

（注）所有権留保条項付売買契約やリース契約の場合は、買主や借主のお名前をご記入ください。

⑷　運転される方の範囲をご確認ください。（運転者限定に関する特約）

ご契約のお車を運転される方の範囲を限定することにより保険料が割り引きとなります。限定した運転者以外の方が運転中の事故は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①　ご家族に限定する場合（３％割引）

運転者を記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様に限定します。

②　ご夫婦に限定する場合（８％割引）

ご契約のお車の運転者を記名被保険者とその配偶者に限定します。

●　限定された運転者が範囲外となった場合の手続き漏れサポート

「運転者限定に関する特約」をセットした契約において、保険始期日（または「運転者限定に関する特約」をセットした日）時点で限定された運転者であった方が、事故日時点で限定された運転者の範囲外（結婚により別居した場合など）となっていた場合の事故についても、次の条件を満たす場合には補償の対象となります。

ア．保険始期日（または「運転者限定に関する特約」をセットした日）時点で限定された運転者の範囲内であったことを証明する公的資料等をご提出いただくこと

イ．限定された運転者の範囲外となった事実の発生日（注）に遡って「運転者限定に関する特約」を削除するために必要な追加保険料のお支払いがあること

（注）公的資料等で事実の発生日が特定できない場合は保険始期日（または「運転者限定に関する特約」をセットした日）とします。

⑸　運転される方の年齢をご確認ください。

運転される方の年齢の範囲を設定することにより保険料が割り引きとなります。設定された運転者年齢区分の範囲を満たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①　運転者の年齢に関する特約

記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の方、これらの方の業務に従事中の使用人の方のうち、運転される一番若い方の年齢に応じて、次のア．～オ．の運転者年齢区分のうち、いずれか１つを選んで設定いただきます。上記以外の方（記名被保険者および配偶者の別居の未婚のお子様、友人・知人などの方）が運転している間は、運転者年齢区分にかかわらず補償します。

＜運転者年齢区分＞

ア．全年齢　　イ．21歳以上　ウ．26歳以上
エ．30歳以上　オ．35歳以上

【例】運転者年齢「35歳以上」区分を設定した場合

㋐	記名被保険者ご本人	35歳以上の方のみ補償
㋑	記名被保険者の配偶者	
㋒	記名被保険者または配偶者の同居のお子様・お子様の配偶者	
㋓	㋐～㋒の方以外の記名被保険者または配偶者の同居のご親族	
㋔	記名被保険者および配偶者の別居の未婚のお子様	年齢を問わず補償
㋕	㋐～㋔・㋖以外の方（友人・知人の方など）	
㋖	㋐～㋓の方の業務に従事中の使用人の方	35歳以上の方のみ補償

②　運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）

上記①の運転者年齢区分とは別に、この特約をセットすることで、同居のお子様（※）用に次のア．～エ．の運転

者年齢区分のうち、いずれか１つを設定することができます。設定された運転者年齢区分を満たさない同居のお子様が運転中の事故は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

＜運転者年齢区分＞

ア．18歳以上　イ．21歳以上　ウ．26歳以上
エ．30歳以上

（※）この場合の「同居のお子様」とは、記名被保険者またはその配偶者の同居のお子様、およびお子様の配偶者（記名被保険者またはその配偶者と同居の場合に限ります。）をいいます。

（注１）ご契約のお車をお子様が所有・主に使用されている場合は、この特約をセットすることはできません。ご契約のお車をお子様が主に使用される場合は、お子様をご本人（記名被保険者）としてご契約ください。

（注２）運転者をご夫婦に限定する場合（前記⑷②）は、この特約をあわせてセットすることはできません。

【例】運転者年齢「35歳以上」区分（前記①）を設定＋同居の子供用の運転者年齢「21歳以上」区分を設定した場合

㈠	記名被保険者ご本人	35歳以上の方のみ補償
㈡	記名被保険者の配偶者	
㈢	記名被保険者または配偶者の同居のお子様・お子様の配偶者	21歳以上の方のみ補償
㈣	㈠〜㈢の方以外の記名被保険者または配偶者の同居のご親族	35歳以上の方のみ補償
㈤	記名被保険者および配偶者の別居の未婚のお子様	年齢を問わず補償
㈥	㈠〜㈤・㈦以外の方（友人・知人の方など）	
㈦	㈠〜㈣の方の業務に従事中の使用人の方	35歳以上の方のみ補償

（注）上記①の運転者年齢区分を「21歳以上」に設定する場合よりも、保険料が割安になります。

● **新規に運転免許を取得された方を自動補償**

新規に運転免許を取得された方（記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族）が運転中に生じた対人・対物賠償事故について、前記①、②で設定された運転者年齢区分の範囲外であることにより保険金が支払われない場合であっても、次の条件をいずれも満たしているときには保険金をお支払いします。この場合、所定の追加保険料をお支払いいただきます。

ア．事故の日が、免許取得日の翌日から30日以内であること

イ．免許取得日の翌日から30日以内に所定の変更手続きを行っていること

上記⑷、⑸で運転者の範囲を限定される場合は、実際に運転される方の範囲がその条件を満たしているか、もう一度ご確認ください。

⑹　割引・割増をご確認ください。

お車の種類や契約内容によっては保険料が割引または割増となります。

①　お車の種類に応じて適用される割引

割引の種類	適用条件	割引となる補償	割引率
新車割引	次の条件をいずれも満たしていること ア．ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車であること イ．保険始期日の属する月が、ご契約のお車の初度登録年月の翌月から起算して25か月以内であること （注）長期契約の場合、適用条件が異なります。下記「長期契約の場合の注意点」をご参照ください。	全補償種目（一部特約を除きます。）	車両保険以外：９％ 車両保険：５％
福祉車両割引	ご契約のお車が、消費税が非課税となる「福祉車両」であること	全補償種目（一部特約を除きます。）	３％

● **長期契約の場合の注意点**

・ちょうき安泰など１年を超える保険期間でご契約いただく場合、保険始期日から１年ごとに区分して各年度の保険料を計算することとなります。

・「新車割引」については、保険始期応当日の属する月が、お車の初度登録年月の翌月より25か月を超える場合、当該年度分の保険料については、割引が適用されません。

・「新車割引」の適用期間が経過した後の保険料については、前保険年度の保険料と比べて高くなることがあります。

〈新車割引の適用例〉保険期間３年の長期契約の場合

② ノンフリート多数契約割引

保険始期日において、ご契約者が３台以上のお車を１保険証券でご契約される場合には、ご契約される台数に応じて保険料が割引となります。

ご契約台数	割　引　率
３台以上５台以下	３％
６台以上	５％

（注）複数証券でご契約される場合でも、すべてのご契約の保険始期日および終期日が同一であるなど、一定の条件を満たしたときにはこの割引が適用できる場合があります。

③ 長期優良契約割引

前契約に20等級が適用され、かつ、無事故である等、一定の条件を満たしたお客さまが「運転者の年齢に関する特約」（前記⑸①）をセットして、運転者年齢区分を26歳以上、30歳以上または35歳以上で設定し、新契約を締結される場合は、５％の割引を適用します。

④ 連続１等級割増

前契約に１等級が適用され、かつ、等級ダウン事故（後記A-17ページ7．⑴③ア．）がある等の場合に、所定の割増を適用します。

4．保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は原則として１年間ですが、１年超の長期契約や１年未満の短期契約も可能です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書または保険証券にてご確認ください。

＜ちょうき安泰＞

「ちょうき安泰」は、長期契約の保険料を分割払でお支払いいただくことのできる商品です。保険期間が２・３・４・５年の契約ですので、１年ごとの契約手続きが不要となります。また、保険料のお支払いは、口座振替、団体扱および集団扱（後記A-14ページ6.⑶）による払込方法があり、一時払の長期契約と比べて保険料の負担感が軽減されます。万一、保険期間中に事故を起こしてしまっても、契約時に定めた保険料は変わりませんので安心してご契約いただけます。

＜ちょうき安泰の払込方法＞

保険期間		２年	３年	４年	５年
払込方式	年払方式	２回	３回	４回	５回
	月払方式	24回	36回	48回	60回

5．保険責任の開始日時

保険責任は、保険期間の初日の午後４時（申込書または保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約」等の特定の特約をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いいただきます。保険期間が始まった後であっても、代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

6．保険料のお支払いについて

⑴ **保険料**

保険料は、お車の用途･車種、保険金額、運転免許証の色、適用されるノンフリート等級などによって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書または保険証券にてご確認ください。

⑵ **保険料の分割払い**

保険料は、ご契約と同時に一括してお支払いいただく方法のほか、12回に分割してお支払いいただく方法があります。（お支払方法は、お客さまの口座から自動的に引き落とす「口座振替方式」となります。）

① 第１回分割保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約」「初回保険料の口座振替翌月払特約」等をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いいただきます。第２回目以降の分割保険料は、お客さま口座の金融機関が定める振替日が払込期日となります。

② 第２回目以降の分割保険料について、払込期日の翌月末を経過してもお支払いいただけない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

③ 第２回目以降の分割保険料について、払込期日の翌月末を経過してもお支払いいただけない場合、または２回連続して払込期日にお支払いいただけない場合には、保険契約を解除させていただく場合があります。ご契約が解除された場合、ノンフリート等級（７等級以上）を引き継ぐことができなくなりますので、十分ご注意ください。

（注１）保険料の分割払いについて、払込方法が口座振替12回払の場合、一時払の保険料に比べて５％割増となります。

（注２）保険料の総額が一定額以上となる場合には、分割割増保険料のない「保険料分割払特約（大口）」がございます。

（注３）「初回保険料の口座振替に関する特約」（※１）または「初回保険料の口座振替翌月払特約」（※２）をセットしてご契約いただくことにより、初回保険料（年払契約の年額保険料を含みます。以下同様とします。）を口座振替によりお支払いいただくことができます。

（※１）「初回保険料の口座振替に関する特約」は、保

険始期日の属する月の前月末日までにご契約手続きを行っていただくことにより、保険始期日の属する月に初回保険料を口座振替で引き落とさせていただきます。

（※２）「初回保険料の口座振替翌月払特約」は、保険始期日までにご契約手続きを行っていただくことにより、保険始期日の属する月の翌月に初回保険料を口座振替で引き落とさせていただきます。（「初回保険料の口座振替翌月払特約」は、代理店により取扱うことができない場合がございます。）

（注４）口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、「損害保険料の口座振替依頼書」を別途ご提出いただきます。

⑶ **団体扱制度・集団扱制度**

団体・集団の構成員の方がご契約される場合は、団体または集団（団体・集団から保険料の集金の委託を受けている者を含みます。）と弊社の間で保険料集金契約を締結いただくことにより、団体または集団経由で保険料のお支払いが可能となる団体扱制度・集団扱制度があります。保険料のお支払方法は、一時払・分割払（12回払）があり、一時払の保険料は約５％割安、分割払の場合は、分割割増保険料がかかりません。また、団体扱制度・集団扱制度の要件を満たさなくなった場合には、払込方法、保険料が変更となります。

⑷ **クレジットカードによるお支払い**

お取り扱いできるご契約は限定されておりますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

７．等級別料率制度・型式別料率クラス制度について

⑴ **等級別料率制度**

お客さまの所有・使用されているお車のご契約台数が９台以下の場合、１等級から20等級までの等級区分により保険料が割増・割引されるノンフリート等級別料率制度が適用されます。

① 初めてご契約される場合の等級

ア．初めてのご契約

初めてご契約される場合は、設定される運転者年齢区分に応じて６等級（６(A)～６(C)、６(E)、６(G)）を適用します。

運転者年齢区分	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	35歳以上
等　級	６(A)	６(B)	６(C)	６(E)	６(G)
割増引率（%）	30	10	0	0	0
	割増（＋）		割増引なし		

イ．２台目以降のお車で新たにご契約をされる場合の等級（複数所有新規契約）

すでに自家用８車種（注１）でご契約されており、その適用等級が11等級以上（注2）の場合、２台目以降の自家用８車種（注１）のお車を新たにご契約されるときには、設定された運転者年齢区分に応じて７等級（７(A)～７(C)、７(E)、７(G)）を適用します。ただし、そのご契約の記名被保険者および車両所有者が、下記の〔複数所有新規契約の等級を適用するための条件〕を満たす場合に限ります。

（注１）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t超2t以下）、特種用途自動車（キャンピング車）

（注２）現在のご契約が長期契約の場合で、その契約の保険始期日から２台目以降のお車の契約の保険始期日までの期間が１年以上であるときには、現在のご契約に「みなし等級」を適用します。みなし等級が11等級以上の場合は複数所有新規契約の対象となる場合があります。

運転者年齢区分	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	35歳以上
等　級	７(A)	７(B)	７(C)	７(E)	７(G)
割増引率（%）	10	10	30	30	30
	割増（＋）	割引（－）			

〔複数所有新規契約の等級を適用するための条件〕

新たなご契約の記名被保険者およびお車の所有者が個人であり、かつ、それぞれ次のいずれかに該当する場合に適用されます。

新たなご契約の記名被保険者	新たなご契約のお車の所有者(※)
○すでにご契約されている自動車保険の記名被保険者 ○すでにご契約されている自動車保険の記名被保険者の配偶者 ○すでにご契約されている自動車保険の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	○すでにご契約されている自動車保険のお車の所有者 ○すでにご契約されている自動車保険の記名被保険者 ○すでにご契約されている自動車保険の記名被保険者の配偶者 ○すでにご契約されている自動車保険の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

（※）所有権留保条項付売買契約による買主、１年以上を期間とする借入契約によるリースカーの借主は、所有者とみなします。

なお、後記「⑤　お車の入替をする場合の等級」のお取扱いにより１台目のお車に適用していた等級を２台目以降のお車に継承して、１台目のお車に７

等級を適用できる場合もあります。

ウ．ドライバー保険をご契約の場合の優遇措置制度

ドライバー保険をご契約されている方が、自動車を取得して、自動車保険をご契約されるときには、設定される運転者年齢区分に応じて７等級（７(A)～７(C)、７(E)、７(G)）を適用できる場合があります。

② ご契約を継続される場合の等級

ア．前契約が１年契約の場合

ご契約後、１年間無事故の場合は、翌年のご契約の等級は１等級アップし、その等級に応じた割増引率が適用されます。ただし、前契約の満期日または解約日の翌日から７日以内に継続いただくことが条件となります（注）。事故があった場合は、１件につき３等級ダウンします。なお、事故によっては等級がダウンしない場合もありますので、詳しくは後記「③　事故件数カウントの注意点」をご参照ください。

（注）前契約の満期日または解約日の前にご契約を締結された場合、前契約の等級（７等級以上）は継承できずに６等級となりますのでご注意ください。

■等級別料率表

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率（%）	60	30	20	0	10	10	20	30	40	40	45	50	50	55	55	58	58	60	60	60
	割増（+）				割引（−）															

イ．前契約が長期契約の場合

保険始期日から１年ごとの期間に区分し、前記「ア．前契約が１年契約の場合」と同じ方法により決定された等級が推移したものとして、継続契約の等級が決定されます。

〈例〉前契約が３年契約の場合

③ 事故件数カウントの注意点

等級の決定において、次のア．～ウ．の事故についてはその取扱いが異なりますのでご注意ください。

ア．等級ダウン事故

次のイ．およびウ．以外の事故により保険金をお支払いする場合は、事故１件につき３等級ダウンします。

イ．等級すえおき事故

次の㋐～㋒のいずれかに該当する事故について保険金をお支払いする場合は、事故件数には数えず、継続契約には、現契約と同一の等級が適用されます。ただし、同一の事故に、あわせて等級ダウン事故がない場合に限ります。

㋐ 車両保険（車両保険にセットされる特約を含みます。）に係る事故で、次の原因によるもの

- ・火災または爆発（他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発による事故は等級ダウン事故になります。ただし、飛来中または落下中の他物との衝突もしくは接触によって生じた火災または爆発による事故は等級すえおき事故となります。）
- ・盗難
- ・騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ・台風、たつ巻、洪水または高潮などの自然災害に起因する事故
- ・落書または窓ガラス破損
- ・飛来中または落下中の他物との衝突
- ・いたずら

㋑ 代車費用保険（車両保険の代車費用に関する特約を含みます。）以外の保険（特約を含みます。）から保険金が支払われないとき

㋒ 前記㋐または㋑以外の事故のうち、等級プロテクト特約（下記参照）によって等級すえおきとなるもの

〔等級プロテクト特約〕
　7～20等級が適用されている場合（長期契約を除きます。）には、この特約をセットいただくことにより、保険期間中1回目の等級ダウン事故について「等級すえおき事故」として取扱い、事故を起こしても等級は下がりません。（継続契約も現在のご契約と同じ等級にすえおかれます。）

ウ．ノーカウント事故
　次の㈠～㈦のいずれかにかかわる事故について保険金をお支払いする場合は、事故件数には数えず、継続契約に適用される等級は1等級アップします。ただし、同一の事故に、あわせて等級ダウン事故もしくは等級すえおき事故がない場合に限ります。
㈠　人身傷害保険
㈡　搭乗者傷害保険
㈢　無保険車傷害補償特約
㈣　ファミリーバイク特約
㈤　車内携行品損害保険（車内携行品補償特約を含みます。）
㈥　弁護士費用等補償特約
㈦　対人賠償責任保険の臨時費用保険金

④　お車を譲渡・記名被保険者を変更する場合の等級
　お車の譲渡に伴い保険契約の権利および義務を譲渡された場合等では、等級は原則として譲受人には継承されませんが、次の場合等では記名被保険者が変更となっても等級が継承されることがあります。
ア．記名被保険者の変更が配偶者間または同居の親族間（記名被保険者の配偶者の同居の親族を含みます。）の変更である場合

イ．記名被保険者について上記ア．以外の変更があった場合で、その変更がお車の譲渡以外の理由による場合（適用される等級が1～5等級であるご契約に限ります。）

ウ．個人事業主の方が法人を新設される場合または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（事業内容が同一である等の条件を満たす場合に限ります。）

⑤　お車の入替をする場合の等級
　ご契約のお車の買い換え等を行う場合、車両入替手続を行うことにより、入替前のご契約の等級を入替後のご契約に継承することができます。
（注）車両入替には一定の条件があります。入替後のお車がご契約のお車と同一範囲の用途・車種に該当しない場合などは、車両入替を行うことができません。

⑵　型式別料率クラス制度（自家用普通乗用車・自家用小型乗用車のみ対象）
　ご契約者間の保険料負担の公平を図る観点から、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車にかかる保険料の適用においては、お車の「型式」別にその保険成績に応じて、「1」～「9」の料率クラスを設定した「型式別料率クラス制度」を導入しています。
　料率クラスは、「対人賠償」、「対物賠償」、「人身傷害・搭乗者傷害」、「車両」のそれぞれについて、保険料の安い方から「1」、「2」、「3」、…、「9」の9段階に設定されています。料率クラスは、その保険成績に基づき毎年1月1日に見直しが行われ、上下いずれかに1つ変更となる場合があります。料率クラスが変更されたお車の継続契約については、適用等級や保険金額等の契約内容が変更とならない場合でも保険料が変更となります。
（※）料率クラスの設定・見直しは、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された「損害保険料率算出機構」が行っています。

8．クーリングオフ制度

　保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
（注）すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
⑴　お客さまがご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

⑵　クーリングオフをされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社の本社あてに必ず郵便にてご通知ください。（《記入例》をご参照ください。）
（注）ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申し出を受付けることはできませんのでご注意ください。
⑶　クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、速やかにお客さまにお返しします。また、代理店および弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
（注）ご契約を解除される場合は、保険始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合がございます。

<クーリングオフできない場合>
次のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。
・保険期間が１年以下のご契約
・営業または事業のためのご契約
・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）
・第三者の担保に供されているご契約
・「通信販売に関する特約」により申し込まれたご契約

＜あて先＞
〒179－0075　東京都練馬区高松５の８の20
共栄火災海上保険株式会社
クーリングオフ担当　行

《記入例》

下記保険契約をクーリングオフします。

申込者住所：○○○○○○○	証券番号：○○○○○○○
氏名：○○○○○○印	領収証番号：○○○○○
連絡先電話番号：○○○○○	保険期間：平成○年○月○日
申込日：平成○年○月○日	～平成○年○月○日
保険種類：○○○保険	取扱営業店名：○○○○○○
	取扱代理店名：○○○○○○

9．お客さまに関する情報の取扱いについて

⑴　**お客さまに関する情報の利用目的について**

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

○　保険契約の引受、保険金の支払いその他弊社の保険契約の履行および付帯サービスの提供

○　保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）

○　弊社、弊社グループ会社･団体または提携先の保険商品･金融商品・各種サービスの案内・提供

⑵　**お客さまに関する情報の第三者提供について**

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

○　前記⑴に定める利用目的の範囲内において、弊社グループ会社・団体または提携先企業等と共同利用する場合

○　保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払いおよび不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払い等に関する情報を交換する場合

○　再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

○　保険金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合

○　質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます。）

○　前契約の適用等級・保険事故の有無等および事故発生の際に関係する損害保険に関する事項について、損害保険会社等の間で確認する場合

○　総付保台数が10台以上の保険契約者について、所有・使用する自動車の保険契約に関して、損害保険会社、損害保険料率算出機構等の間で確認する場合

詳しくは弊社ホームページ（http://www.kyoeikasai.co.jp/）をご覧ください。

10．弊社ホームページでの約款冊子の閲覧

この約款冊子は、弊社ホームページ（http://yakkan.kyoeikasai.co.jp）からもご参照いただけます。通常は、保険証券に同封して送付いたしますが、お申込みの際にご送付を希望されないこともできます。

（注）この約款冊子に掲載されていない特約をご契約の場合は必ず送付されます。

11．その他ご注意いただきたいこと

⑴　**保険契約の無効**

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って締結した保険契約は無効になります。

⑵　**保険契約の取消し**

ご契約者または保険の補償を受けられる方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、弊社は保険証券記載のご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

⑶　**満期返れい金、契約者配当金**

この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。

⑷　**ご契約者が死亡された場合の取扱い**

ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転します。

⑸　**保険会社破綻時の取扱い**

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減され

ることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。保険金、返れい金等は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から３か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100％）まで補償されます。

⑹　**共同保険について**

複数の保険会社による共同保険契約につきましては、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行をして、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払い、その他の事務を行います。

12.「ロードサービス」のご案内

弊社の自動車保険には、「レスキューダイヤル助っ人くん」や「アシスタントサービス」等のロードサービスがセットされます。

また、各サービスをご利用する際の連絡先については、保険証券にてご確認ください。

⑴　**レスキューダイヤル「助っ人くん」・「助っ人くんワイド」**

①　適用条件

ア.「レスキューダイヤル助っ人くんワイド」

対人・対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険、代車費用損害、車内携行品損害をご契約されている場合に適用されます。

イ.「レスキューダイヤル助っ人くん」

KAPくるまるのすべてのご契約に適用されます。

②　サービスの概要

ご契約のお車が、事故や故障により自力走行不能となった場合に、下表のサービスをご利用いただけます。

サービス内容	サービス概要	サービスの限度額等	
		助っ人くん の場合	助っ人くんワイド の場合
ア．緊急時レッカーサービス	レッカーの手配と現場からのレッカー移動費用をサービスします。 JAF会員でJAFに依頼した場合（※）は、距離に関係なく最寄のJAF提携工場までのレッカー移動費用を全額サービス（15kmまではJAFサービス）します。 （※）「レスキューダイヤル助っ人くん」コールセンターからの取次ぎによります。	50km以内の移動費用	
イ．故障現場修理サービス	現場での緊急修理サービスを提供します。 ＜例＞鍵開け、バッテリーの点検・ジャンピング、スペアタイヤ交換・点検、ガス欠時ガソリン10ℓサービス（年１回限り）、落輪引上げ（１m以内） （注）燃料代、オイル代、部品代等はお客さまのご負担となります。	30分以内の緊急修理	
ウ．旅行継続費用サービス	旅行の目的地までのレンタカー費用をサービスします。	2000ccクラスまでを６時間	3000ccクラスまでを６時間
エ．帰宅費用サービス	帰宅のための代替交通機関の手配および帰宅費用をサービスします。	１名につき２万円 車検証の記載定員が限度となります。	１名につき５万円 車検証の記載定員が限度となります。
オ．宿泊費用サービス	公共交通機関での帰宅手段がない場合、その日の宿泊手配および宿泊費用をサービスします。	１名につき１万円 車検証の記載定員が限度となります。	１名につき３万円 車検証の記載定員が限度となります。
カ．車両搬送サービス	現地修理が必要となった場合、修理後のご自宅までの車両搬送手配および搬送費用をサービスします。	５万円	15万円

③　ご利用上の注意点

ア．レッカー業者や修理業者等の手配は弊社が行いますので、お車の事故や故障時は、必ず専用の無料ダイヤル（保険証券に記載しています。）にご連絡ください。

⚠　お客さまが業者を手配した場合には、本サービスはご利用できません。

イ．②ウ．～カ．のサービスのご利用は、②ア．またはイ．のサービスをご利用されていることが条件となります。

ウ．②エ．～カ．のサービスについては、ご自宅等から直線で100km以上遠方において、お客さまのお車が事故や故障により自力走行が不能となった場合に限ります。

エ．②ウ．およびエ．のサービスについては、併用できません。

オ．②エ．のサービスについては、タクシーをご利用する場合は１台につき２万円を限度とし、複数名でご乗車した場合は１名分の帰宅費用は人数割りで算出します。

⑵　ほっとアドバイザー［法律相談コール☎］

①　適用条件

「レスキューダイヤル助っ人くんワイド」が適用される契約に適用されます。

②　サービスの概要

法律･税務･公的な年金などのご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士などの専門スタッフが相談をお受けいたします。相談日時：毎週水曜日（年金相談は火・木を含みます。）10:00～17:00（当日10:00より先着順で予約受付）〈祝日・年末年始を除きます。〉

⑶　アシスタントサービス

①　適用条件

すべてのご契約に適用されます。

②　サービスの概要

トラブル対処法から、おでかけ先の情報までお答えします。

・自動車トラブルアドバイス　・宿泊施設の紹介
・ガソリンスタンド（24時間営業）の紹介
・レンタカー・タクシー会社の紹介
・JAF取次ぎサービス　・緊急時伝言サービス
・日常緊急サービス
（日常生活における鍵や水回りのトラブル対応業者を紹介します。）

⑷　まごころ健康相談サービス

①　適用条件

すべてのご契約に適用されます。

②　サービスの概要

健康・介護に関して、無料ダイヤルにて専門スタッフがご相談をお受けいたします。（毎日の健康づくりや、病気の症状などについてのご相談、全国の医療機関の情報提供など）相談日時：24時間365日

3 ご契約後に特にご注意いただきたいこと

1．保険証券の記載内容について

保険証券の記載内容をご確認ください。特にご注意いただきたい項目について、下表に記載しています。

万一、事実と異なる点がございましたら代理店または弊社までご連絡ください。

記載内容が事実と異なる場合は、事故が発生した場合に保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

証券表面

(1)「記名被保険者および補償の対象となる方の条件」部分

項　目	ご確認いただきたい内容
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方として設定いただいた方が記載されている。
免許証の色	記名被保険者の方の保険始期日時点での免許証の色が記載されている。
運転者の年齢	ご契約のお車を運転される一番若い方の年齢に応じて設定いただいた運転者年齢区分が記載されている。
運転者の範囲	ご契約のお車を運転される方として設定いただいた運転者の範囲が記載されている。

(2)「ご契約のお車（被保険自動車）」部分

項　目	ご確認いただきたい内容
☆登録番号	ご契約のお車の登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）が記載されている。
☆用途車種	お車の用途・車種が表示されている。

（注）上記の項目は、変更が生じた場合には、遅滞なくご通知いただく義務があります。後記２．(1)をご参照ください。

証券裏面

(3)「お車の補償内容」部分

項　目	ご確認いただきたい内容
車両保険の種類	ご契約時に設定された車両保険の種類が表示されている。 補償の対象となる事故の種類についても「○」「×」にて記載されていますのでご確認ください。

（注）上記以外の項目（補償内容・保険金額など）につきましてもご確認ください。

保険証券の記載内容からご契約にセットされている特約をご確認される場合は、B-152ページに記載の「特約適用表」をご参照ください。

2．ご契約締結後における契約内容の変更について（後記A-59ページ 2.通知義務もご参照ください。）

(1)　お客さまには、ご契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

（注）本保険では、申込書または保険証券に☆印が付された項目がご通知いただく事項となります。

(2)　ご契約の締結後に次の変更等が生じる場合には、あらかじめ代理店または弊社にご通知ください。ご通知や追加保険料のお支払いがないまま万が一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、保険契約を解除させていただくことなどがありますのでご注意ください。

- ○　ご契約のお車と同一の用途・車種（同一とみなして取扱うことができる用途・車種を含みます。）の自動車を、新たに取得しお車の入替を行う場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴いすでに所有するお車と入替を行う場合
- ○　お車の譲渡とともにこのご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡されたい場合
- ○　ご契約のお車を主に使用する方が変更になる場合
- ○　ご契約の運転者年齢区分を満たさない方が運転される場合
- ○　ご契約のお車の保険価額（時価額）が著しく増加または減少する場合
- ○　お引越し等によりお申し込み時にご記入いただいた住所が変更になる場合

など

(3)　事故が発生した場合は、ただちに代理店または弊社にご連絡ください。⇒詳しくはA-34ページをご参照ください。

(4)　ご契約のお車を以下の用途・車種以外のお車に変更されたときは、ご契約を解除させていただくこととなりますのであらかじめご了承ください。その後のお手続きについては、代理店または弊社にお問い合わせください。この解除がなされた場合には、その変更の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ・自家用普通乗用車（主に３ナンバー）
- ・自家用小型乗用車（主に５、７ナンバー）
- ・自家用軽四輪乗用車（主に軽５、軽７ナンバー）
- ・自家用軽四輪貨物車（主に軽４ナンバー）
- ・自家用小型貨物車（主に４ナンバー）
- ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）（主に１ナンバー）

・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）（主に1ナンバー）
・特種用途自動車（キャンピング車）（8ナンバー）

3. ご契約のお車を譲渡する場合

保険期間（ご契約期間）の中途で、ご契約のお車を譲渡された場合でも、自動的にはこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移転しません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡されたい場合は、ただちに代理店または弊社にご通知のうえ、手続きをおとりください。お車を譲渡されてから手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（普通保険約款　第5章　基本条項第7条）

4. ご契約のお車の入替をする場合

ご契約のお車の買い替え等を行う場合、お車の入替手続きを行うことにより、新たなお車を現在のご契約のお車（保険の対象となるお車）とすることができますので、ただちに代理店または弊社にお申し出ください。この手続きをおとりになる前に、新たなお車の事故により損害または傷害が生じた場合には、この保険契約では保険金をお支払いできませんのでご注意ください。（ただし、A-29ページの「ご契約のお車の入替における自動補償」に該当する場合を除きます。）

なお、ご契約を中途更改するなどの方法もありますので、詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

（普通保険約款　第5章　基本条項第8条）

お車の入替をするための条件

次の(1)・(2)の条件をともに満たしていることが条件となります。

(1) 入替後のお車の所有者が以下のいずれかの方に該当すること
- ① 入替前のお車の所有者
- ② 入替前のご契約の記名被保険者
- ③ 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者
- ④ 入替前のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

(2) ご契約のお車の入替が同一の用途・車種（注）で行われること

（注）入替が可能な用途・車種については、普通保険約款<別表3>（B-63ページ参照）にてご確認ください。

ケース1　新たに取得されたお車を入れ替える場合

(1) 買い替えのとき

ご契約のお車を廃車、譲渡または返還し、新たにお車を取得される場合

(2) 増車のとき

新たにお車を取得し、既存のお車を引き続きご使用される場合

※ご契約のお車を廃車、譲渡または返還しない場合は、そのご契約のお車に新たなご契約を締結していただく必要があります。その際には、既存のお車を「新たに取得されたお車」としてお取扱いします。

ケース2　ご契約のお車の廃車、譲渡または返還に伴い、すでに所有しているお車と入れ替える場合

<ご契約のお車の入替における自動補償>

ご契約のお車および新たに取得されたお車（注1）が、同一の用途・車種である場合、取得日（注2）の翌日から起算して30日以内にお車の入替手続をおとりになった場合にかぎり、その取得日から弊社がこれを承認するまでの間は、新たに取得されたお車をご契約のお車とみなしてお取扱いいたします。

ただし、この場合において、廃車、譲渡または返還されたご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。

（注１）ここで対象とする新たに取得されたお車は、ご契約のお車を廃車、譲渡または返還された後、その代替として「お車の入替をするための条件」⑴（前記A-28ページ）のいずれかの方が新たに取得した車に限られます。

（注２）取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、弊社に売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることが証明された場合の当該取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料で当該取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に普通保険約款基本条項第８条（被保険自動車の入替）⑴①に定めた方の氏名が記載された日とします。

（※）車両保険金額は、入替自動車の時価額を基準とします。

５．通信販売でご契約された場合の取扱い

お車の買い替えや譲渡、ご住所の変更など、ご契約内容に変更が生じる場合は、ただちに下記の専用窓口までご連絡ください。

ご通知がないと、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、追加保険料が生じる場合は、所定の期限までに弊社の指定する方法でお支払いください。

所定の期限までにお支払いいただけない場合、追加保険料領収前に生じた事故に対する保険金のお支払いはできませんのでご注意ください。

通信販売用異動通知専用窓口

0120-017-280（通話料無料）（FAX 0120-179-280）

4 ご契約を解約される場合のお手続き

1．解約と解約返れい金（返還保険料）について

ご契約を解約される場合には、代理店または弊社にお申し出ください（注）。下記の計算式によって算出した保険料を返還します。ただし、未払込保険料がある場合は、その額を返還する保険料から差し引かせていただきます。この場合、保険料を請求させていただくこともございます。

（注）解約される場合は書面でお申し出いただく必要があります。また、解約の効力はお申し出いただいた以降に生じます。

（普通保険約款　第５章　基本条項第19条）

返還保険料の計算方法

返還する保険料 ＝ 年間保険料 × （１ － 既経過期間に対応する短期率（※））

（注）中途更改（保険契約を解約した日を保険始期日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。）に伴い保険契約を解約するときは、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（※）短期率表

既経過期間	０日	７日まで	15日まで	１か月まで	２か月まで	３か月まで	４か月まで	５か月まで
短期率（一般）	0	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
短期率（月割）	0	1/12			2/12	3/12	4/12	5/12

既経過期間	６か月まで	７か月まで	８か月まで	９か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率（一般）	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
短期率（月割）	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

上記、短期率（一般）・短期率（月割）の適用方法は下表のとおりとなります。

払込方法／保険期間	分割払			分割払以外
	大口分割（注1）	年払（注2）	左記以外	
１年超	－	短期率（一般）	短期率（月割）	短期率（月割）
１年以内	短期率（一般）	－	短期率（月割）	短期率（一般）

（注１）「保険料分割払特約（大口）」をセットしたご契約の払込方法をいいます。

（注２）保険期間が２年以上のご契約について毎年保険年度ごとに保険料を払い込む方法をいいます。

＜返還保険料の計算例＞

保険期間：平成22年１月１日から１年間
解 約 日：平成22年５月20日（既経過期間：５か月まで）

①　一時払（年間保険料10万円）の場合

返還する保険料	10万円×（１－65％）＝3.5万円
未払込保険料との精算	全額払込済のため、上記3.5万円を返還いたします。

②　12回払（年間保険料12万円、払込済保険料４万円、未払込保険料８万円）の場合

返還する保険料	12万円×（１－５／12）＝７万円
未払込保険料との精算	年間保険料に対し８万円が未払込のため、上記７万円との差額１万円を請求させていただきます。

2.　ご契約の中断制度について

ご契約を中断（解約）される場合でも、一定の条件を満たす場合には、中断後の新たなご契約について、中断前に適用されていたノンフリート等級を継承できる「中断制度」があります。
「中断制度」の適用を受けるためには、「中断証明書」の発行申請が必要となりますので、代理店または弊社にお申し出ください。

ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）の翌日から起算して13か月以内にご連絡がない場合には、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

【「中断証明書」発行の条件】

⑴　中断（解約）されるご契約の保険期間の末日を新契約の保険期間の初日として契約を継続したものとみなして決定されるノンフリート等級が７等級以上であることが必要です。

⑵　中断（解約）日時点でご契約のお車が以下のいずれかの状態になっていることが必要です。

①　廃車、譲渡、返還または盗難されている。
②　車検切れの状態となっている。
③　廃車、譲渡等されたお車の代替として車両入替されている。

⑶　上記⑵を確認できる資料をご提出いただきます。

- 前記は概要を説明したものです。中断証明書の発行や、新たなご契約へ「中断制度」を適用する際の詳細な条件につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。
  ※「中断制度」を適用する際には、新たなご契約の保険始期日が、中断前のご契約の満期日（解約日）の翌日から起算して10年以内の日であること、ご契約のお車の取得日の翌日から起算して１年以内であること等の条件があります。
- 海外渡航によりご契約を中断される場合でも、「中断制度」が利用できる場合がありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

5 事故が起こった場合のお手続き

1．まず、ご連絡を

(1) **事故が発生した場合には、まず被害者の救護措置をとり、警察官への届け出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について、代理店または弊社にただちにご連絡ください。**

なお、人身事故の場合には、警察官への届け出にあたり、人身事故である旨正しく届け出をしていただくようお願いいたします。

＜弊社へのご連絡先＞

24時間365日 事故受付・相談サービス
「あんしんほっとライン」
0120−044787（通話料無料）

(2) **その後、遅滞なく以下の事項をお知らせください。**

① 事故の状況
② 被害者の住所および氏名
③ 目撃者のある場合は、その住所および氏名
④ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

上記のご通知がないと、保険金をお支払いできないことがありますのでくれぐれもご注意ください。

2．必ずご相談を

以下の場合は事前に弊社にご相談ください。

(1) **事故にあったお車を修理される場合**

修理に着手される前に必ず弊社の承認を得てください。弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品（バンパー等）の損傷等で補修可能な場合に部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。（樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。）

(2) **被害者と示談される場合**

被害者から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社の承認を得てください。弊社が承認しないうちにご契約者（補償を受けられる方）ご自身で被害者と示談をされた場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

(3) **損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合**

必ず弊社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことがあります。

3．必要書類をご提出ください

自動車事故による保険金の請求にあたっては、必要に応じて弊社の定める次の書類をご提出いただくなど、所定のお手続が必要となります。

(1) **保険金請求書**

弊社所定の「保険金請求書」に必要事項を記載のうえ、ご提出いただきます。
（注）省略することもできますが一定の条件があります。

(2) **交通事故証明書**

原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）を提出していただくことになります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察官への届け出がありませんと発行されませんので、事故が起こった場合にはまず事故届けをすることが大切です。

(3) **損害の額または傷害の程度を示す書類**

① 損害賠償事故または傷害事故に関するもの

修理見積書、被害物の写真、代車費用請求書・領収書、診断書（死亡診断書・死体検案書、後遺障害診断書を含みます。）、施術証明書・施術費明細書、職業証明書、診療報酬明細書、付添看護自認書・看護料領収書、通院交通費領収書（タクシー等の領収書を含みます。）、休業損害証明書、源泉徴収票、源泉徴収簿、確定申告書、所得証明書、給与明細書、年金額改定通知書等年金の確定支給額を確認する書類、レントゲン・MRIなどの検査画像、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書、内定通知書、葬儀費領収書・明細書　など

※医療機関等へ症状、治療内容等を照会するための同意書をご提出いただくこともございます。

※補償を受けられる方に賠償保険金をお支払いする場合は、被害者への賠償金のお支払いを証明する書類または被害者が承諾していることを証明する書類が必要となります。（2010年４月１日以降発生の保険事故より）

② 車両事故に関するもの

自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書、修理見積書、事故車両の写真　など

③ 各事故共通のもの

刑事記録（供述調書、実況見分調書、写真撮影報告書など）、事故原因・事故状況の詳細を示す書類等その他損害を証明する書類　など

(4) **保険金の支払額を確定するための書類**

示談書、協定書（弊社所定のもの）、確認書（弊社所定のもの）　など

⑸　**保険金請求者であることを示す書類**

戸籍謄本または除籍謄本、住民票、印鑑証明書、法人代表者資格証明、代理人であることを示す書類（委任状、法定代理人の登記事項証明書など）　など

⑹　**盗難事故の際に車両保険金の支払いをご請求する場合に必要となる書類**

自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書、譲渡証明書、委任状等の盗難のあった被保険自動車の名義変更にかかわる書類　など

⑺　**対人賠償事故等において自賠責保険との一括払（後記６.）を行う場合に必要となる書類**

自賠責保険証明書　など

4．保険金の支払時期（後記A-60ページ 3.保険金の支払時期もご参照ください。）

弊社は、保険金の請求日からその日を含めて30日以内に、必要な事項の確認をした後､保険金をお支払いします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。その際は、30日を超過する旨などをお客さまにご通知します。

5．被害者には誠意をもって

対人賠償事故（歩行者や他の自動車に乗車している人等を死傷させた場合）または対物賠償事故（他の自動車、家屋や電柱等他人の財物に損害を与えた場合）が発生した場合には、被害者に対するお見舞、おわび、死亡事故の場合の葬儀参列等、できるかぎり被害者に対して誠意をつくすことが、円満に解決するためにはなによりも必要です。

6．自賠責保険との一括払制度

対人賠償事故の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金（すでに支払われた保険金を除きます。）とを同時に請求された場合には、弊社は一括してお支払いいたします。この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自賠責保険金を立替えて一括払を行います。

7．保険金の内払制度

対人賠償事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、看護料および休業損害（自賠責保険で支払い済みの額を除きます。）について、一定額を超えるときは内払金をお支払いします。

8．代理請求制度

補償を受けられる方が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、補償を受けられる方に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。補償を受けられる方と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により弊社に申請いただき、弊社の承認を得ることで、補償を受けられる方の代理請求人として保険金を請求することができます。

9．賠償事故の解決のために弊社が行う手続きおよび援助

自動車事故による対人・対物賠償事故については、弊社は補償を受けられる方と相手方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。

補償を受けられる方が被害者から損害賠償の請求を受けたときは、弊社は、補償を受けられる方のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、補償を受けられる方のために弊社が被害者との示談交渉を弊社の費用によりお引き受けします。この場合、弊社の選任した弁護士が被害者との交渉にあたることがあります。ただし、補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれたなどの場合には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。（対物賠償事故の場合には、日本損害保険協会に登録されている物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたることがあります。）

10．示談・訴訟の場合の費用の取扱い

以下の費用については、保険金額とは別枠で弊社の承認した金額が支払われます。

① 対人・対物賠償事故の場合のご契約者ご自身が被害者と示談交渉を行うために要した費用（交通費等）

② 対人または対物賠償事故において、他人への損害賠償責任を負う場合、示談交渉がまとまらず調停に付されたり、裁判となった場合の訴訟費用

11．被害者からの直接請求制度

対人・対物賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を弊社に直接請求することもできます。

この場合、補償を受けられる方の弊社への保険金請求権に対して、被害者は先取特権（さきどりとっけん）（対人・対物賠償保険金から、他の債権者に優先して弁済を受けられる権利）を行使することができます。

補償を受けられる方への保険金のお支払いは、補償を受けられる方が被害者に対してその損害の賠償をした場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

（注１）先取特権については、保険法（平成20年法律第56号）の施行日（2010年４月１日）以後に発生した事故から行使可能になります。

（注２）後記A-60ページ 4.賠償責任保険における被害者の先取特権もご参照ください。

12．保険金支払い後の保険金額（契約金額）

保険金のお支払いが何回あっても保険金額（契約金額）は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。一部の費用保険金等については、お支払いする回数に制限がある場合があります。

13．ご契約者が死亡された場合の取扱い

ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転します。

（注）保険金または損害賠償額の請求については一定期間の時効が設けられておりますのでご注意ください。

なお、事故の際の保険金の請求については、別に『保険金請求手続についてのご案内』をご用意しておりますので弊社にお問い合わせください。

6 次回の継続契約のお手続きを忘れてしまった場合のお手続き

満期日または解約日から次回の継続契約の手続きをとられるまでの間が８日以上経過してしまった場合でも、一定の条件を満たす場合はノンフリート等級（割引）を継承できるときがあります。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。

継続のお手続きは必ず早めにお取りいただきますようお願いいたします。

7 自動車保険の社外相談窓口

1．自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、弊社の全国営業・サービス網のほか、以下のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。

① 自動車保険請求相談センター

社団法人日本損害保険協会が全国48か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続等について、ご説明、ご相談を行っています。

名　称	所在地	電話番号
札　　幌	札幌市中央区北一条西7-1	011（290）1881
青　　森	青森市橋本2-19-3	017（722）1025
盛　　岡	盛岡市中央通り2-2-5	019（651）4495
秋　　田	秋田市山王2-1-43	018（823）5922
仙　　台	仙台市青葉区一番町1-3-1	022（223）9222
山　　形	山形市香澄町3-1-7	023（633）0589
郡　　山	郡山市駅前2-10-15	024（933）4850
新　　潟	新潟市中央区本町通七番町1082	025（228）8233
水　　戸	水戸市三の丸1-4-73	029（226）1693
宇 都 宮	宇都宮市大通り1-4-22	028（621）6463
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048（854）9463
千　　葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043（284）7955
東　　京	千代田区神田淡路町2-9	03（3255）1377
立　　川	立川市曙町2-35-2	042（525）9216
前　　橋	前橋市南町3-9-5	027（223）2316
長　　野	長野市南千歳1-15-3	026（226）3582
甲　　府	甲府市丸の内3-1-6	055（228）8335
横　　浜	横浜市西区北幸1-4-1	045（323）6211
静　　岡	静岡市葵区呉服町1-1-2	054（252）3334
富　　山	富山市桜橋通1-18	076（432）2294
金　　沢	金沢市南町5-16	076（232）0214

名　称	所在地	電話番号
福　　井	福井市中央3-6-2	0776（22）3282
名 古 屋	名古屋市中区栄4-5-3	052（263）7875
岐　　阜	岐阜市橋本町2-20	058（252）7513
四 日 市	四日市市諏訪栄町1-12	059（353）5946
大　　津	大津市中央3-1-8	077（525）3954
京　　都	京都市中京区烏丸通四条上ル笋町688	075（211）9601
大　　阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06（6202）2640
奈　　良	奈良市大宮町6-2-19	0742（35）1751
和 歌 山	和歌山市美園町3-32-1	073（431）6290
神　　戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078（222）7220
鳥　　取	鳥取市今町1-103	0857（24）4233
松　　江	松江市御手船場町伊勢宮565-8	0852（24）2165
岡　　山	岡山市北区幸町8-22	086（232）7020
広　　島	広島市中区紙屋町1-2-29	082（247）5003
山　　口	山口市泉都町7-11	083（925）0999
高　　松	高松市塩屋町10-1	087（821）0389
徳　　島	徳島市八百屋町2-7	088（622）5279
松　　山	松山市三番町4-12-7	089（945）2335
高　　知	高知市堺町2-26	088（825）0318
福　　岡	福岡市中央区大名2-4-30	092（713）7318
佐　　賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952（29）8768
長　　崎	長崎市万才町3-5	095（824）2571
大　　分	大分市都町1-1-23	097（536）5043
熊　　本	熊本市辛島町8-23	096（324）8740
宮　　崎	宮崎市広島1-18-13	0985（28）1199
鹿 児 島	鹿児島市中央町12-2	099（252）3466
沖　　縄	那覇市久米2-2-20	098（868）8950

② ㈳日本損害保険協会　そんぽADRセンター

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく指定紛争解決機関である㈳日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、㈳日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ご連絡先	受付時間
0570-022808 （ナビダイヤル一通話料有料）	平日の 午前9：15〜午後5：00

2．中立の第三者機関による示談斡旋制度

弊社がお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、万一にもご不満が生じたときには、中立でしかも独立した以下の機関をご利用いただくことができます。

① 財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が全国154か所に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談を、うち下表の39か所では、示談の斡旋および審査を無料で行っています。

相談所名	所　在　地	電話番号
本　　部	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03（3581）4724
札　　幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011（251）7730
岩　　手	盛岡市大通1-2-1　サンビル2階 弁護士会内	019（623）5005
仙　　台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022（223）2383
山　　形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS　8階	023（635）3648
水　　戸	水戸市大町2-2-75　弁護士会館内	029（221）3501
栃　　木	宇都宮市小幡2-7-13　弁護士会館内	028（622）2008
前　　橋	前橋市大手町3-6-6　弁護士会内	027（234）9321
埼　　玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048（710）5666
千　　葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043（227）8530
東　　京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03（3581）1782
横　　浜	横浜市中区日本大通9　弁護士会内	045（211）7700
山　　梨	甲府市中央1-8-7　弁護士会内	055（235）7202
新　　潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025（222）5533
富　　山	富山市長柄町3-4-1　弁護士会内	076（421）4811
福　　井	福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階　弁護士会内	0776（23）5255
岐　　阜	岐阜市端詰町22　弁護士会内	058（265）0020
静　　岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054（252）0008
沼　　津	沼津市御幸町21-1　弁護士会支部内	055（931）1848
浜　　松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053（455）3009

相談所名	所　在　地	電話番号
名古屋	〔相談〕名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 名古屋法律相談センター	052（252）0044
	〔示談あっ旋〕 名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052（221）7097
三　重	津市中央3-23　弁護士会内	059（228）2232
滋　賀	大津市梅林1-3-3　弁護士会内	077（522）2013
京　都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075（231）2378
大　阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06（6364）8289
神　戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 弁護士会分館内	078（341）1717
奈　良	奈良市中筋町22-1　弁護士会内	0742（26）3532
岡　山	岡山市北区南方1-8-29　弁護士会内	086（234）5888
広　島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082（225）1600
山　口	山口市黄金町2-15　弁護士会内	083（922）0087
高　松	高松市丸の内2-22　弁護士会内	087（822）3693
愛　媛	松山市三番町4-8-8　弁護士会内	089（941）6279
高　知	高知市越前町1-5-7　弁護士会内	088（822）4867
福　岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階	092（741）3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093（561）0360
佐　賀	佐賀市中の小路4-16　弁護士会内	0952（24）3411
熊　本	熊本市水道町1番23号 加地ビル3階 熊本法律相談センター内	096（325）0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3　弁護士会内	099（226）3765
那　覇	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇203号室	098（835）4343

② 財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

名　称	所　在　地	電話番号
東京本部	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03（3346）1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011（281）3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022（263）7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052（581）9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06（6227）0277
広島支部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082（249）5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087（822）5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル10階	092（721）0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048（650）5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076（234）6650

8 保険用語のご説明

この「保険用語のご説明」に記載されている内容は、保険用語についての一般的なご説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は保険約款の規定に基づきますのでご注意ください。

	用　　語	説　　明
あ	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か	解除（解約）	契約者または保険会社の意思により、ある時点から将来に向かって契約の効力を失わせることをいいます。契約者の意思による解除を解約という場合があります。
	既経過期間	保険期間の初日から、異動承認日、解約日、解除日または失効日までの期間をいいます。
	基本条項	普通保険約款のうち、ご契約の手続きや保険料の払込方法等について定めた条項をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用（運転）される方で、保険証券の被保険者欄に記載されている方をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	突発的に発生する予知されない出来事であり、ケガ等の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。例えば、交通事故による打撲・骨折、火災・爆発事故等が挙げられます。
	契約者（保険契約者）	保険会社と保険契約を締結する方をいいます。契約者は、保険料の支払義務を負います。
	告知義務	ご契約時に保険会社が重要な事項として告知を求めた事項にご回答いただく義務をいいます。
さ	失効	ご契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額を領収するまでの間、販売された自動車の所有者を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	代位	権利を有する方に代わってその方の権利を取得することをいいます。保険契約においては、保険会社が補償を受けられる方に保険金を支払った場合に、補償を受けられる方が保険の目的について有する権利または補償を受けられる方・契約者が第三者に対して有する権利を保険会社が取得することをいいます。
	通知義務	ご契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、保険会社に遅滞なく通知いただく義務をいいます。

	用　　語	説　　明
は	被保険者	補償を受けられる方をいいます。契約者と同一の方であることもあり、別の方であることもあります。
	被保険自動車	ご契約のお車のことをいいます。
	保険価額	保険事故が発生した場合に、補償を受けられる方が被る可能性のある損害額をいいます。 例えば、車両保険では、損害額が生じた地および時におけるご契約のお車の価額がこれにあたります。
	保険金	保険契約に基づき補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が補償を受けられる方に支払う金銭のことをいいます。
	保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。
	保険約款（普通保険約款・特約）	保険契約の内容を定めたもので、契約者の保険料払込みや告知・通知の義務、また、保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を追加、変更または限定する特約とがあります。
	保険料	契約者が保険契約に基づいて保険会社に払込む金銭をいいます。原則として、保険契約の申込みをしても、保険料の払込みがなければ補償されません。
ま	未経過期間	異動承認日または解約日から、締結されている保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	無効	ご契約のすべての効力が、ご契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
	免責	保険金が支払われない場合をいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は補償を受けられる方の自己負担となります。
や	用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車等の区分をいいます。

9 補償内容

1．相手方への賠償

⑴　**対人賠償責任保険（普通保険約款　第１章　賠償責任条項）**

ご契約のお車の自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責保険等で支払われる金額を超える部分について保険金をお支払いします。

被害者の方１名につき保険金額が限度となります。

［保険金の計算式］

上記保険金とは別に、臨時費用保険金（被害者の方が、死亡されたとき15万円、３日以上入院されたとき３万円）、弊社の同意を得て支出した折衝・示談・協力・訴訟費用等をお支払いします。

⑵　**対物賠償責任保険（普通保険約款　第１章　賠償責任条項）**

ご契約のお車の自動車事故により他人の財物（他の車、家屋等）に損害を与えることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

１回の事故につき保険金額が限度となります。

［保険金の計算式］

上記保険金とは別に、弊社の同意を得て支出した折衝・示談・協力・訴訟費用等をお支払いします。

● 対物超過修理費用

車対車の事故により法律上の損害賠償責任を負った場合で、相手自動車の修理費が車両価額（時価額）を上回るとき、６か月以内に相手自動車を修理すること等を条件として、50万円を限度に保険金をお支払いします。

［保険金の計算式］

⑶　**保険金をお支払いできない主な場合**

＜対人賠償責任保険・対物賠償責任保険共通＞

◇　保険契約者、補償を受けられる方の故意によって生じた損害

◇　地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

◇　台風、洪水または高潮によって生じた損害

＜対人賠償責任保険のみ＞

◇　次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって補償を受けられる方が損害賠償責任を負ったときの損害

①　記名被保険者

②　ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者、お子様

③　補償を受けられる方の父母、配偶者、お子様

④　補償を受けられる方の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中の使用人

⑤　補償を受けられる方の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、補償を受けられる方がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。（なお、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、補償されることがあります。）

＜対物賠償責任保険のみ＞

◇　次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって補償を受けられる方が損害賠償責任を負ったときの損害

①　記名被保険者

②　ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者、お子様

③　補償を受けられる方またはその父母、配偶者、お子様

など

2．ご自身・乗車中の方の補償

⑴　**人身傷害保険（普通保険約款　第２章　人身傷害条項）**

ご契約のお車に乗車中（運転中を含みます。）、または記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様が他の車（二輪自動車・原動機付自転車を除きます。）に乗車中や歩行中に自動車事故で死傷された場合もしくは後遺障害を負われた場合、補償を受けられる方１名につき保険金額の範囲内で保険金をお支払いします。

（注１）ご契約のお車の保有者や運転者の方については次の様な事故にあわれたときも保険金をお支払いします。

・ご契約のお車の保有者がご契約のお車を誘導中にその車にひかれてしまったとき

・運転者がパンク修理などのために車外で作業中にご

契約のお車にひかれてしまったとき

（注２）「人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約」をセットした場合は、ご契約のお車に乗車中の自動車事故により死傷された場合のみ保険金をお支払いします。ただし、この特約をセットした場合でも、上記（注１）の事故は保険金をお支払いします。

［保険金の計算式］

人身傷害条項損害額基準に基づく損害額※	＋	損害防止費用等	−	自賠責保険等の支払額

※損害額の認定は、約款に定める損害額基準に従い、弊社が行わせていただきます。一方、相手方の賠償保険による損害額は示談や裁判によって個別の事故状況を反映して計算されます。

(2) 搭乗者傷害保険(普通保険約款　第３章　搭乗者傷害条項)

ご契約のお車に乗車中の方（運転者を含みます。）が自動車事故で死傷されたり、後遺障害を負われた場合に、補償を受けられる方１名につき下記の保険金をお支払いします。人身傷害保険金をお支払いする場合でも重複してお支払いします。

死　亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。	保険金額 ※後遺障害保険金をすでに支払われている場合はその差額
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合にお支払いします。	後遺障害の程度に応じ保険金額の４～100％
医　療保険金	入院・通院日数に応じて次のとおりお支払いします。	

入院・通院日数	お支払金額
４日以内の場合（注）	ケガの部位・症状にかかわらず一律１万円
５日以上の場合（注）	ケガの部位・症状に応じて部位・症状別保険金支払額表の金額

（注）事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院・通院された日数の合計とします。

部位・症状別保険金支払額表（単位：万円）	頭部	顔面部（眼・歯牙を除く。）	眼	歯牙	頸部	胸部・腹部（注１）（注２）	背部・腰部・臀部	上肢（手指を除き、肩部を含む。）（注４）	手指（注３）	下肢（足指を除く。）	足指（注３）	全身（注５）
打撲、捻挫、捻転、擦過傷または挫傷	5	5			10	5	5	5	5	5	5	5
挫創、挫滅創または裂創	15	10			10	10	10	10	10	10	10	30
筋、腱の断裂								30	30	20	20	
観血手術（注6）あり								40	40	30	30	
骨折または脱臼	70	45			75	35	50	35	25	60	30	100
観血手術（注6）あり	70	55			85	45	60	45	35	70	40	100
切断または離断	10	35		10				35	20	60	20	
内出血または血腫	80		20					20	20	25	25	
神経損傷	80	70	55		80		100	35	35	25	25	
臓器損傷または眼球の損傷もしくは破裂			50			90						
熱　傷	5	5			5	5	5	5	5	5	5	30
その他	10	5	5	5	5	10	10	5	5	10	10	10

例：自動車走行中の事故により足の指を骨折され５日以上通院した場合
↓
【部位】は「足指」で【症状】は「骨折」なので、30万円をお支払いします。

（注１）胸骨および肋骨は、「胸部・腹部」として取扱います。
（注２）脇下部分は「胸部」として取扱います。
（注３）中手（足）指節関節より先の部分は「手（足）指」として取扱います。
（注４）鎖骨は「上肢」として取扱います。
（注５）全身とは、以下の①～⑦までの部位のうち、３部位以上にわたるものをいいます。①頭部、②顔面部（眼･歯牙を除く。）、③頸部、④胸部・腹部、⑤背部・腰部・臀部、⑥上肢（手指を除き、肩部を含む。）、⑦下肢（足指を除く。）
（注６）観血手術とは、医師が治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などを施すことをいいます。

※入院または通院した治療日数の合計が５日以上となる前に別の事故でケガをされた場合の保険金は、どちらか一方の高い方の額のみお支払いします。

※同一事故によりケガをされた部位および症状が複数の項目に該当した場合は、そのうちもっとも高い金額を医療保険金としてお支払いします。

⑶　**保険金をお支払いできない主な場合**

<人身傷害保険・搭乗者傷害保険共通>

◇　補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた損害

◇　無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合にその本人に生じた損害

◇　補償を受けられる方が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に生じた損害

◇　補償を受けられる方の自殺行為等によって生じた損害

◇　補償を受けられる方が、ご契約のお車以外の二輪自動車または原動機付自転車に乗車中に生じた損害

◇　補償を受けられる方が、ご契約のお車以外の自動車であって、かつ記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車、またはこれらの者が主として使用する自動車に乗車中に生じた損害

◇　補償を受けられる方が、補償を受けられる方の使用者の業務のために、その使用者の所有する他の自動車に乗車中に生じた損害

◇　人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約がセットされている場合は、ご契約のお車に乗車中以外の自動車の運行に起因する事故によって生じた損害

◇　地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

など

3．お車の補償

⑴　**車両保険（普通保険約款　第４章　車両条項　Ⅰ　車両損害条項）**

事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

①　一般の車両保険

ご契約のお車が損傷したり盗難にあった場合に保険金をお支払いします。

②　車対車＋限定Ａ車両保険（注）

次の場合に保険金をお支払いします。

ア．車対車の衝突・接触事故で相手自動車とその運転者または車両所有者が確認できる場合（車対車）

イ．盗難、いたずら、火災、爆発等、お車の走行に起因しない事故の場合（限定Ａ）

（注）自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）と車両危険限定補償特約（Ａ）をあわせてセットした車両保険のことをいいます。

［保険金のお支払い方法］

ご契約のお車の損傷の状態	お支払いする額
全損（修理できない場合または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。）の場合 （注）盗難の場合を含みます。	保険金額
上記以外の場合	損害額－自己負担額（保険金額を限度）

上記保険金とは別に、ご契約のお車が全損となった場合に臨時費用保険金（１回の事故につき保険金額の10％、20万円限度）をお支払いします。

⑵　**代車費用損害（普通保険約款　第４章　車両条項　Ⅱ 代車費用条項）**

車両保険をご契約される場合に、お客さまのご希望によってセットすることができます。

ご契約のお車が次のいずれかの状態となり代車（レンタカー等に限ります。）を借り入れた場合、１回の事故につき次の表のとおり代車費用保険金をお支払いします。

- 車両保険の保険金が支払われる車両事故にあった場合
- 故障により自力で移動できなくなった場合

お支払いする費用	支払限度日額	お支払い対象日額
実際に負担したレンタカー等の代車費用	１日につき保険証券記載の支払限度日額 ・ 5,000円 ・ 7,000円 ・10,000円 ・15,000円 を限度とします。	<事故の場合>30日限度 <故障の場合(注)>15日限度 （注）保険期間（保険期間が１年を超える場合は各保険年度）を通じて１回を限度とします。

⑶　**車内携行品損害（普通保険約款　第４章　車両条項　Ⅲ 車内携行品条項）**

車両保険をご契約される場合に、お客さまのご希望によってセットすることができます。

ご契約のお車の車室内、トランクルームに収納されている記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様の所有する携行品（ゴルフ用品、カメラ等）が、お車の衝突・接触・盗難などにより損害を被った場合に、１回の事故につき、携行品の損害額から自己負担額（5,000円）を引いた額を保険金としてお支払いします。ただし、保険金額（30万円）を限度とします。

⑷　**保険金をお支払いできない主な場合**

<車両保険>

【一般の車両保険・車対車＋限定Ａ車両保険共通】

◇　保険契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方等の故意または重大な過失によって生じ

た損害
◇　無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
◇　詐欺または横領によって生じた損害
◇　ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗による損害
◇　故障損害
◇　タイヤのみの損害（盗難は除きます。）
◇　地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

【車対車＋限定Ａ保険のみ】
◇　電柱、建物など自動車以外の他物との衝突・接触による損害
◇　あて逃げなど相手自動車が確認できない場合

など

<代車費用損害>
◇　ご契約のお車が自力で移動でき、かつ、補償を受けられる方が損傷を修理しなかった場合に生じた損害
◇　ご契約のお車のバッテリーの過放電、燃料切れ、欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗、タイヤ（チューブを含みます。）のパンクによって生じた損害
◇　法令等により認められていないエンジンの改造、車高の変更等、自動車製造業者の取扱説明書などに示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障損害によって、ご契約のお車が自力で移動できなくなった場合に生じた損害

など

<車内携行品損害>
◇　保険契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方等の故意または重大な過失によって生じた損害
◇　詐欺もしくは横領または車内携行品の紛失によって生じた損害
◇　車内携行品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗による損害
◇　無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人の所有する車内携行品について生じた損害
◇　地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

など

４．ご契約内容により自動的にセットされる特約

⑴　他車運転危険補償特約

すべてのご契約に自動的にセットされます

記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様が、他のお車（注１）を借用運転中に対人事故・対物事故・車両事故（借用自動車の損害）（注２）を起こされた場合に、ご契約のお車の契約内容を準用し、借用自動車の保険に優先して（注３）保険金をお支払いします。

（注１）自家用８車種（※）の場合に限ります。ただし、以下のお車を除きます。
①　記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の方が所有または常時使用するお車
②　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様が所有または常時使用するお車について、自らを運転者として運転中のそのお車
（※）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t超2t以下）、特種用途自動車（キャンピング車）

（注２）車両事故については、ご契約の車両保険でお支払いの対象となる範囲でお支払いします。
（※１）車両保険をご契約いただいていない場合は、車両事故は補償されませんのでご注意ください。
（※２）車両保険をご契約いただいている場合であっても、車両新価保険特約（後記Ａ-54ページ５．⑴）における保険金や代車費用保険金（前記Ａ-51ページ３．⑵）などはお支払いできません。

（注３）お借りになったお車がレンタカーの場合はレンタカーの保険が優先されます。

● 保険金をお支払いできない主な場合
◇　補償を受けられる方の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転しているときに生じた事故により、補償を受けられる方が被った損害または傷害
◇　補償を受けられる方が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているときに生じた事故により、補償を受けられる方が被った損害または傷害

など

⑵　無保険車傷害補償特約

すべてのご契約に自動的にセットされます

記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様、またはご契約のお車に乗車中の方（運転者を含みます。）が自動車事故で死亡または後遺障害を負われ、相手の車が無保険車である等の理由から十分な補償を受けられない場合であって、本特約と相手方の自賠責保険（または自賠責共済）で支払われるべき金額の合計額が人身傷害保険から支払われるべき保険金を上回

るときに、２億円を限度に下記の計算による保険金をお支払いします。（この場合、人身傷害保険金は重ねてお支払いできません。）

［保険金の計算式］

賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額	＋	損害防止費用等	−	自賠責保険等の支払額

● 保険金をお支払いできない主な場合
◇ 補償を受けられる方の故意または重大な過失によって生じた損害
◇ 無免許運転または酒気帯び、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
◇ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
◇ 台風、洪水または高潮によって生じた損害

など

5．1．～4．以外でお客さまのご希望によりセットできる特約

⑴ 車両新価保険特約

ご契約のお車が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）のいずれかであり、保険契約の満期日がご契約のお車の初度登録年月から起算して37か月以内の場合に、お客さまのご希望によってセットすることができます。

あらかじめ契約時に新車保険金額（注）を設定し、ご契約のお車が全損または新車保険金額の50％以上の車両損害（ただし、外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。）が発生し、代替のお車を取得した場合または修理した場合に、１回の事故につき、新車保険金額を限度として、下記のとおり保険金をお支払いします。

（注）ご契約のお車の初度登録（初度検査）後１年未満の市場販売価格相当額を新車保険価額として協定した額が新車保険金額となります。

お支払いするケース	お支払いする額
次のいずれかに該当する場合 ● お車の損傷を修理できない場合で、かつ代替のお車を再取得した場合 ● お車の修理費が新車保険金額の50％以上または保険金額以上となる場合で、代替のお車を再取得または修理した場合	再取得額または修理費（新車保険金額を限度）
次のいずれかに該当する場合 ● お車の損傷を修理できない場合で、かつ代替のお車を再取得しなかった場合 ● お車の修理費が保険金額以上となる場合で、代替のお車を再取得または修理しなかった場合	保険金額
上記以外の場合	修理費－自己負担額

（注）代替のお車を再取得した場合には、上記保険金とは別に、再取得時諸費用保険金（新車保険金額が100万円以下の場合は10万円、同100万円を超える場合は新車保険金額の10％（30万円限度））をお支払いします。なお、この場合には車両保険による臨時費用保険金はお支払いしません。

● 保険金をお支払いできない主な場合
◇ 車両保険でお支払いできない事故の場合
◇ 盗難による損害。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が生じたときを除きます。

など

⑵ 車両保険の修理限度額に関する特約

車両保険をご契約される場合に、お客さまのご希望によってセットすることができます。

事故などによるご契約のお車の損害に対して車両保険の保険金をお支払いする場合、車両保険金額とは別に設定した修理限度額に基づいて、下記のとおり保険金をお支払いします。

	ご契約のお車の損傷の状態	お支払いする額
修理限度額 ＜ 保険金額の場合	全損の場合	保険金額
	上記以外の場合	修理費－自己負担額（修理限度額を限度）
修理限度額 ＞ 保険金額の場合	全損の場合で、修理しないとき	保険金額
	上記以外の場合	修理費－自己負担額（修理限度額を限度）

● 保険金をお支払いできない主な場合
◇ 車両保険でお支払いできない事故の場合

⑶ 弁護士費用等補償特約

お客さまのご希望によってセットすることができます。

自動車事故、日常生活に起因する事故で記名被保険者、そ

の配偶者、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様またはお車に乗車中の方（運転者を含みます。）が被害者となり、加害者に対して法律上の損害賠償を請求する際に弁護士報酬・訴訟費用等を負担（注）された場合に、補償を受けられる方１名につき300万円を限度に保険金をお支払いします。

（注）弊社の同意を得ずに負担された場合には、保険金をお支払いできないときがありますのであらかじめ弊社にご連絡ください。

● 保険金をお支払いできない主な場合

◇ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

◇ 台風、洪水または高潮によって生じた損害

◇ 補償を受けられる方（被害者）の父母・配偶者またはお子様が加害者の場合の事故

◇ 補償を受けられる方が所有、使用または管理する財物について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで所有、使用または管理している間に生じた事故　など

⑷ ファミリーバイク特約

お客さまのご希望によってセットすることができます。

記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子様が、原動機付自転車（借用車を含みます。）を運転中に対人・対物賠償事故を起こしてしまった場合や、原動機付自転車に乗車中の事故によってケガをされた場合に保険金をお支払いします。

この特約はファミリーバイク特約（人身傷害あり）・（人身傷害なし）のいずれかをご選択いただきます。

補償の違いは次のとおりです。　○：補償されます。

	相手方への賠償		ご自身とご家族の補償（注）
	対人賠償	対物賠償	
ファミリーバイク特約（人身傷害あり）	○	○	人身傷害による補償
ファミリーバイク特約（人身傷害なし）	○	○	自損事故傷害による補償

（注）自損事故傷害は、単独事故により死傷または後遺障害を負い、自賠責保険等の補償を受けられない場合に補償します。人身傷害は、単独事故以外の事故（お互いに過失のある車対車事故など）も補償します。

⑸ リサイクル部品使用特約

この特約は自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5t超２t以下）のいずれかのお車（国産自動車のみを対象とし、外国製自動車、並行輸入車、型式不明車および初度登録後１年以内と13年以上の自動車は除きます。）の場合に、ご希望によってセットすることができます。

ご契約のお車が車両保険の保険金が支払われる車両事故により損傷し、その損傷箇所を修理する場合に、リサイクル部品を使用することを条件として、車両保険料が割引となります。

「保険法」改正の主なポイント

現行商法に定められていた保険契約に関する規定は、「保険契約者等の利益の保護」を目的として、新たに「保険法」として改正され、2010年4月1日に施行されます。今回の自動車保険の改定では、この保険法改正の趣旨を取り込んだ改定を実施しております。

お客さまに特に影響する事項についてご案内しますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

1．告知義務（普通保険約款第５章 基本条項第４条）

⑴ 「自発的申告義務」から「質問応答義務」へ

保険契約における重要な事項（危険測定に関係のある事項など）について、従来の保険約款はご契約者からの自主的な告知を求めており、告知されない場合または事実と異なる告知をされた場合は、告知義務違反となり保険金が支払われないことや保険契約が解除となる可能性がありました（自発的申告義務）。しかしながら、ご契約者が、何が重要な事項に当たるのかを判断することは困難であることから、改定後は、保険会社から求められた告知事項にのみ正しく答えていれば、告知義務を果たしたこととなる、としています（質問応答義務）。

（注1）申込書に★印を付して、ご契約者にお答えしてもらう告知事項を明確にしています。

（注2）前契約に事故があったことを告げないでご契約した場合などに告知義務違反となります。

現行約款	改定後の約款
申込書記載事項のうち、重要な事項についてお客さまから自主的に正しい内容で申告いただくことで、告知義務を果たしたことになります。	申込書記載事項のうち、保険会社が告知を求めた事項について正しくお答えいただくことで、告知義務を果たしたことになります。

⑵ 正しく告知されなかった事項と保険事故とに因果関係がない場合の取扱変更

保険事故発生後に告知義務違反により保険会社が保険契約の解除をした場合、従来の保険約款は、正しく告知されなかった事項と保険事故とに因果関係がない場合（注1）にも、保険会社はその保険事故について保険金をお支払いする責任を負わない、としていました。しかしながら、因果関係がない場合にも一律保険金をお支払いする責任を負わないとしてしまうのは、ご契約者にとって合理性に欠けると考えられることから、改定後は、正しく告知されなかった事項と保険事故とに因果関係がある場合（注2）には、保険金をお支払いする責任を負わない、としています。

（注1）例えば、停車中に後続車からの追突事故に遭った後、用途・車種に告知義務違反が発覚した場合、告知内容と保険事故との間に因果関係がないと考えられますので保険金は支払われます。

（注2）例えば、正しい用途・車種が営業用普通貨物車であるにもかかわらず、自家用普通貨物車と告知し、業務中の横転事故に告知義務違反が判明した場合などは、告知内容と保険事故との間に因果関係があると考えられますので保険金は支払われません。

現行約款	改定後の約款
正しく告知されなかった事項と保険事故とに因果関係がない場合でも、保険金をお支払しません。	正しく告知されなかった事項と保険事故とに因果関係がない場合には、保険金をお支払します。

2．通知義務（普通保険約款第５章 基本条項第５条）

⑴ 「あらかじめ」のご通知から「遅滞なく」のご通知へ

ご契約締結後に、ご契約のお車自体は変更せずに自家用から営業用へ変更するケースなど、ご契約者の都合により保険事故発生の危険が増加する事実（注2）が発生する場合、従来の保険約款は、あらかじめご契約者から保険会社へのご通知が必要で、ご通知いただくまでの間に生じた保険事故について保険会社は保険金をお支払いする責任を負わない、としていました。しかしながら、あらかじめご通知いただくことが困難なケースもあることから、改定後は、告知を求めた事項のなかで特に通知を求めた事項について、危険増加の事実発生後、故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合のみ保険会社は契約の解除を行うことができ、解除を行った場合には、ご通知いただくまでの間に生じた保険事故について、通知しなかった事項と保険事故とに因果関係がある場合には、保険金をお支払いする責任を負わない、としています。

なお、自動車保険の通知義務の対象は、以下の２種類となります。

- 同一のお車で登録番号（ナンバープレート）や用途・車種を変更する場合
- ご契約のお車をレンタカーとして有償で他人へ貸し出す場合

（注1）変更した場合にご通知いただかなくてはいけない事項を、申込書および保険証券に☆印を付して明確にしています。

（注2）運転者年齢区分の変更（30歳以上→21歳以上など）も危険の増加ではありますが、お客さまのご意思に基づいて契約条件を変更する場合は、「危険が著しく増加する事実」にはあたりません。あらかじめご通知いただき、追加保険料のお支払いが必要です。

項　目	現行約款	改定後の約款
通知事項の定めかた	告知を求めた事項との関連性はなく、通知事項を定めています。	告知を求めた事項のなかから通知事項を定めています。

通知時期の制約	あらかじめご通知いただかない場合は、保険金をお支払できません。	故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合、解除となることがあります。
通知と事故との因果関係	因果関係がない場合でも、解除の有無にかかわらず保険金をお支払しません。	解除後、因果関係がない場合には、保険金をお支払します。

3．保険金の支払時期（普通保険約款第５章 基本条項第24条）

保険事故が発生した場合は、保険金の請求が完了した日（保険金のご請求にかかるすべての書類が到達した日）からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしています。しかしながら、保険金のお支払いにあたり、30日を超えて特別な調査が必要である場合、従来の保険約款は、保険会社は調査を終えた後遅滞なく保険金を支払う、としており、保険金支払時期に明確な定めがありませんでした。改定後は、特別な調査が必要な場合を分類したうえで、支払期限を明確化しました。（保険金をご請求された方に、支払期限を超えて保険金をお支払いします。）

（注）30日を超過する場合は、お客さまにその旨ご通知いたします。

<table>
<tr><th>現行約款</th><th colspan="2">改定後の約款</th></tr>
<tr><td rowspan="3">支払期限は原則30日であり、特別な調査が必要である場合、調査を終えた後遅滞なく保険金をお支払いします。</td><td colspan="2">支払期限は原則30日であり、特別な調査が必要である場合、次のとおり支払期限を明確化しています。</td></tr>
<tr><td>特別な調査が必要である場合の例</td><td>日数</td></tr>
<tr><td>保険金支払事由発生の有無の確認等のために警察、検察その他公の機関による調査・調査結果の照会</td><td>180日</td></tr>
</table>

4．重大事由による解除(普通保険約款第５章 基本条項第13条）

保険会社が契約を解除できる重大な事由を、保険金を支払わせることを目的として故意に損害または傷害を生じさせた場合や保険金請求について詐欺を行った場合、これらと同程度に信頼を損なうことにより保険契約の存続を困難とする場合とし、限定的な取扱いとしています。ただし、これらの「重大事由」による解除が行われた場合は、重大な事由が発生した時から解除が行われた時までにすでに発生していた事故については保険金は支払われません。

5．賠償責任保険における被害者の先取特権（さきどりとっけん）（新設規定：普通保険約款第１章 賠償責任条項第20条）

対人・対物賠償責任保険に係る事故が発生した後に、例えば加害者（賠償責任保険の補償を受けられる方）が破産手続開始の決定を受けた場合、加害者が保険金を請求したときは保険金が破産管財人に支払われ、被害者は他の一般債権者と同様に按分弁済を受けることしかできません。賠償責任保険金は被害者の救済に当てられるべきであることから、改定後は、被害者は、対人・対物賠償責任保険金から他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有する、という規定を新設しています。

なお、自動車保険における賠償責任保険では、従来、被害者から保険会社への直接請求制度があるため、この規定が適用になるケースは限られます。

（注１）先取特権は、保険法の施行日（2010年４月１日）以後に発生した保険事故から行使可能となります。

（注２）加害者（保険の補償を受けられる方）への保険金のお支払いは、加害者（保険の補償を受けられる方）が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限ります。

6．保険金請求権の消滅時効期間の延長（普通保険約款第５章 基本条項第27条）

お客さまが保険金を請求できる時から請求権が消滅するまでの期間（消滅時効期間）を「２年間」としていましたが、お客さまの利益の保護の観点から「３年間」としました。

7．保険料返還の制限（普通保険約款第５章 基本条項第16条、第17条）

従来は告知義務違反・通知義務違反等による保険会社からの契約解除の場合、すでに領収した保険料は返還しないこととしていましたが、改定後商品では、次の２ケースについてのみ、すでに領収した保険料を返還しないこととしています。

⑴ ご契約者または保険の補償を受けられる方の詐欺・脅迫により締結された契約を取り消す場合

⑵ ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に不法に保険金を取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

（注）告知義務違反、通知義務違反等の上記に該当しない事由による解除の場合は、解除日以降保険終期日までの期間に対する保険料を返還します。

8．他の保険契約等がある場合の保険金の支払い（重複保険）（普通保険約款第５章 基本条項第22条）

複数保険会社に保険契約が重複して存在している場合、従来は一つの事故に対する保険金支払いは、各保険会社が按分して支払うため、保険金の請求も各保険会社に行う必要がありました。改定後商品では、保険金請求をいただければ、当社にご契約の保険金額を限度に保険金を按分せずにお支払いします。(ご契約者に代わって当社が他の保険会社に按分する保険金を請求いたします。）ただし、他の保険契約等により優先して保険金等が支払われる場合またはすでに保険金等が支払われている場合には、それらの額の合計額を差し引いてお支払いします。

総合自動車保険

普通保険約款・特約

総合自動車保険約款目次

普通保険約款

特　約

普通保険約款

第１章　賠償責任条項

第１条（用語の定義）

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　義
あ	相手自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。
	相手自動車の価額	損害が生じた地および時において、相手自動車と同一車種、同年代で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
	相手自動車の車両保険等	相手自動車に適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
	相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費をいい、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内に相手自動車を修理することによって必要となる修理費とします。
き	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
	対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
に	入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第２条（保険金を支払う場合－対人賠償）

⑴　当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および第５章基本条項に従い、保険金を支払います。

⑵　当会社は、１回の対人事故による⑴の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第３条（保険金を支払う場合－対物賠償）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および第５章基本条項に従い、保険金を支払います。

第４条（保険金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）

⑴　当会社は、次の①～⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注１）の故意

②　記名被保険者以外の被保険者の故意

③　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）

④　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤　台風、洪水または高潮

⑥　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦　⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧　③～⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　被保険自動車を競技、曲技（注５）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。

（注１）保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。
（注５）競技または曲技のための練習を含みます。
（注６）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2)　当会社は、被保険自動車を空港(注)内で使用している間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）飛行場およびヘリポートを含みます。

(3)　当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第５条（保険金を支払わない場合－その２　対人賠償）

当会社は、対人事故により次の①～⑤のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者
② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者の父母、配偶者または子
④ 被保険者の業務(注)に従事中の使用人
⑤ 被保険者の使用者の業務(注)に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務(注)に使用している場合に限ります。

（注）家事を除きます。

第６条（保険金を支払わない場合－その３　対物賠償）

当会社は、対物事故により次の①～③のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者
② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第７条（同僚災害に関する特則）

(1)　当会社は、第５条（保険金を支払わない場合－その２　対人賠償）⑤の規定にかかわらず、被保険自動車の所有者が個人である場合には、記名被保険者がその使用者の業務(注)に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務(注)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注）家事を除きます。

(2)　(1)における所有者とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。
① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被保険自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①・②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第８条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

この賠償責任条項における被保険者は、次の①～④のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者
② 被保険自動車を使用または管理中の次のア．～ウ．のいずれかに該当する者
　ア．記名被保険者の配偶者
　イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
　ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者(注)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者(注)の業務に使用している場合に限ります。

（注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第９条（個別適用）

(1)　この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第４条（保険金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）(1)①の規定を除きます。
(2)　(1)の規定によって、第16条（支払保険金の計算－対人賠償）(1)および第17条（支払保険金の計算－対物賠償）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第16条(2)②に定める対人臨時費用および第17条(2)②に定める対物超過修理費用の限度額が増額されるものではありません。

第10条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第11条（当会社による解決－対人賠償）

(1)　被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

(2)　(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
(3)　当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額(注)の合計額を明らかに超える場合

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）

(1)　対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
(2)　当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および第５章基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損

害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④　⑶に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額(注)を超えることが明らかになった場合
⑤　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア・イのいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

⑶　前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

損害賠償額 ＝ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 － 自賠責保険等によって支払われる金額(注) － 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

⑷　損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
⑸　⑵の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第13条（当会社による解決－対物賠償）

⑴　被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注)を行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

⑵　⑴の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
⑶　当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合は、⑴の規定は適用しません。
①　１回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
②　損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③　正当な理由がなく被保険者が⑵に規定する協力を拒んだ場合
④　保険証券に免責金額の記載がある場合は、１回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

第14条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）

⑴　対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して⑶に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
⑵　当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して⑶に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および第５章基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。
①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア・イのいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

⑶　前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

損害賠償額 ＝ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 － 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

⑷　損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
⑸　⑵・⑺のいずれかの規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
⑹　１回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険証券記載の保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は⑴の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は⑵の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合を除きます。
①　⑵④に規定する事実があった場合
②　損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
③　当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

⑺　⑹②・③のいずれかに該当する場合は、⑵の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および第５章基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

（注）同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第15条（費用－対人・対物賠償共通）

(1)　保険契約者または被保険者が支出した次の①～⑤の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。
　①　第５章基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
　②　第５章基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
　③　対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
　④　対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第11条（当会社による解決－対人賠償）(2)または第13条（当会社による解決－対物賠償）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
　⑤　損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

(2)　被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①・②のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「対人臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。
　①　対人事故の直接の結果として死亡した場合
　②　対人事故の直接の結果として３日以上入院した場合

(3)　被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、次の①・②に定める条件をいずれも満たすときは、(1)の費用のほか、被保険者が負担する費用（以下「対物超過修理費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。
　①　滅失、破損または汚損した他人の財物が相手自動車であること。
　②　当会社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回ると認められること。

第16条（支払保険金の計算－対人賠償）

(1)　１回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	前条(1)①～③の費用	－	自賠責保険等によって支払われる金額(注)

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

(2)　当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①～③の額の合計額を支払います。
　①　前条(1)④・⑤の費用
　②　前条(2)の対人臨時費用。ただし、１回の対人事故により生命または身体を害された者１名につき、次のア・イの額とします。
　　ア．前条(2)①に該当する場合は、15万円
　　イ．前条(2)②に該当する場合は、３万円
　③　第11条（当会社による解決－対人賠償）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第17条（支払保険金の計算－対物賠償）

(1)　１回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

保険金の額	＝	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	第15条（費用－対人・対物賠償共通）(1)①～③の費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

(2)　当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①～③の額の合計額を支払います。
　①　第15条（費用－対人・対物賠償共通）(1)④・⑤の費用
　②　第15条(3)の対物超過修理費用。ただし、１回の対物事故により対物超過修理費用が生じた相手自動車１台につき、次の算式によって算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

対物超過修理費用保険金の額	＝	相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額	×	被保険者が相手自動車の価額について負担する法律上の損害賠償責任の額 ／ 相手自動車の価額

　③　第13条（当会社による解決－対物賠償）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第18条（他の保険契約等がある場合の対物超過修理費用保険金の支払額）

第15条（費用－対人・対物賠償共通）(3)の規定により支払われる対物超過修理費用に関しては、相手自動車の車両保険等から保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、前条(2)②の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を対物超過修理費用として支払います。この場合において、既に次の①の額から②の額を差し引いた額について対物超過修理費用を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

①　相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金または

共済金の額(注)。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
② 相手自動車の価額

（注）相手自動車の修理費以外の諸費用に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第19条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

(1) 第10条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）、第11条（当会社による解決－対人賠償）(1)または第13条（当会社による解決－対物賠償）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の①・②の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額(注1)
② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額(注2)

（注1）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注2）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第14条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)ただし書、第14条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2)ただし書および(7)ただし書、第16条（支払保険金の計算－対人賠償）(1)ただし書ならびに第17条（支払保険金の計算－対物賠償）(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

（注）利息を含みます。

(4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。

（注）利息を含みます。

(5) 第5章基本条項第23条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第20条（先取特権－対人・対物賠償共通）

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

（注）第15条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次の①～④のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④のいずれかの規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第15条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第21条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②・③のいずれかの規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第15条（費用－対人・対物賠償共通）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

附則

(1) 第20条（先取特権－対人・対物賠償共通）(1)・(2)の規定および第21条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）の規定は、保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
(2) 第20条（先取特権－対人・対物賠償共通）(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。

（注）保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

第２章　人身傷害条項

第１条（用語の定義）

この人身傷害条項において、次の用語の意味はそれぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
う	運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
き	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
さ	算定基準	別紙に定める人身傷害条項損害額基準をいいます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	対人賠償保険等	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
	他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。
	他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	賠償義務者	自動車の所有、使用もしくは管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、次の①・②のいずれかに該当する者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。 ①　被保険者 ②　被保険者の父母、配偶者または子
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次の①・②のいずれかに該当する者をいいます。 ①　被保険者(注) ②　被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
	保有者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。
ろ	労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、日本国内において、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（第７条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下同様とします。）に対して、この人身傷害条項および第５章基本条項に従い、保険金を支払います。

①　自動車の運行に起因する事故

②　自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者が自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中である場合に限ります。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2)　(1)において、被保険者が他の自動車に搭乗中の場合は、次の①～⑥に定める条件をすべて満たしているときに限ります。

①　他の自動車の用途車種が、二輪自動車および原動機付自転車以外の用途車種であること。

②　他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被

保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車(注1)以外の自動車であること。
③　他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車であること。
④　被保険者が他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注2)に搭乗中であること。
⑤　被保険者が、被保険者の使用者の業務(注3)のために、その使用者の所有する他の自動車(注1)に搭乗中でないこと。
⑥　被保険者が、自動車取扱業者であり、かつ、他の自動車を業務として受託している場合以外であること。

(注1)所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
(注2)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(注3)家事を除きます。

(3)　(1)の傷害にはガス中毒を含みます。
(4)　(1)の傷害には、次の①・②のものを含みません。
①　日射、熱射または精神的衝動による障害
②　被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤　①～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥　被保険者が、自動車を競技、曲技(注4)もしくは試験のために使用すること、または自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。

(注1)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2)使用済燃料を含みます。
(注3)原子核分裂生成物を含みます。
(注4)競技または曲技のための練習を含みます。
(注5)救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

(1)　当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
②　被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
③　被保険者が、被保険自動車または他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車または他の自動車に搭乗中に生じた損害
④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑤　被保険者が、自動車を空港(注)内で使用している間に生じた事故による損害

(注)飛行場およびヘリポートを含みます。

(2)　損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3)　当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、保険金を支払いません。

(注)丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第5条（被保険者の範囲）

(1)　この人身傷害条項における被保険者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤　①～④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者

(注)隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2)　(1)の規定に加えて、次の①・②のいずれかに該当する者をこの人身傷害条項における被保険者とします。ただし、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。
①　被保険自動車の保有者
②　被保険自動車の運転者
(3)　(1)・(2)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車または他の自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
(4)　(1)⑤の規定にかかわらず、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、被保険者に含みません。

第6条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（損害額の決定）

(1)　当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。
(2)　同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、別表1の1または別表1の2において重い後遺障害に該当する等級により損害額を算定します。ただし、別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の①～③に規定する等級に従い損害額を算定します。
①　第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
②　①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③　①・②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
(3)　既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）

の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を算定します。

損害額	=	別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額	−	別表1の1または別表1の2に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額

(4) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①・②の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

① 第5章基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第5章基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第9条（支払保険金の計算）

(1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額	=	第7条（損害額の決定）(1)の規定により決定される損害の額	+	前条の費用	−	次の①〜⑦の合計額

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額

② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金または共済金の額

③ 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額

④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

⑤ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1)

⑥ 第7条(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑦ ①〜⑥のほか、第2条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)

（注1）労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。
（注2）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第7条（損害額の決定）(4)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

保険金の額	=	第7条(4)の規定により決定される損害の額	+	前条の費用	−	次の①〜④の合計額

① 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額

② 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1)

③ 第7条(4)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

④ ①〜③のほか、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注2)

（注1）労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。
（注2）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

(3) (1)・(2)に定めるところにより、当会社が支払う保険金の額は、次の①・②に規定する額を限度とします。

① 被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、別表1の1もしくは別表1の2の第1級もしくは第2級に掲げる後遺障害または同表の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合で保険金額が無制限以外のときは、保険証券記載の保険金額を2倍した額。ただし、2億円を限度とします。

② ①以外の場合は、保険証券記載の保険金額

第10条（他の自動車の保険契約等の取扱い）

第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払われる保険金に関しては、他の自動車について適用される他の保険契約等がある場合には、当会社は、第5章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、損害の額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金として支払います。ただし、当会社は、保険金請求権者の請求があり、かつ、当会社が承認した場合は、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の損害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第12条（保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①〜⑤の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係

② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
④ 保険金請求権者が第２条⑴の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
⑤ 人身傷害事故の原因となった被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係

⑵ 保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。

⑶ 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく⑴・⑵の義務を怠った場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

⑷ 被保険者は、第２条（保険金を支払う場合）⑴に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度(注)の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

（注）健康保険等をいいます。

⑸ 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

⑹ 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく⑸の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

⑺ 当会社は、賠償義務者または第２条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることができます。

⑻ 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行わなければなりません。

第 13 条（代位）

損害が生じたことにより、保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の算式によって算出した額を限度とします。

［限度額］＝［当会社が支払った保険金の額］－

（［第７条（損害額の決定）⑴の規定により決定される損害の額］＋［第８条（費用）の費用］－［第７条⑴の区分ごとに算定基準に従い算出した金額のうち、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る金額］）

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 14 条（保険金の支払による請求権の移転）

⑴ 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭(注)の請求権を有していた場合は、その請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。

（注）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

⑵ 保険金請求権者は、⑴に定めるところにより移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第３章　搭乗者傷害条項

第１条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用　語		定　　義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および第５章基本条項に従い、保険金を支払います。

①　被保険自動車の運行に起因する事故

②　被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

(2)　(1)の傷害にはガス中毒を含みます。

(3)　(1)の傷害には、次の①・②のものを含みません。

①　日射、熱射または精神的衝動による障害

②　被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

(1)　当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

②　被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害

③　被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤　被保険自動車を空港（注）内で使用している間に生じた事故による傷害

（注）飛行場およびヘリポートを含みます。

(2)　傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

(3)　当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注１）

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①～④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　被保険自動車を競技、曲技（注４）もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。
（注４）競技または曲技のための練習を含みます。
（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第５条（被保険者の範囲）

(1)　この搭乗者傷害条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2)　(1)の規定にかかわらず、次の①・②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

②　業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第６条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（死亡保険金の支払）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注) １回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2)　(1)の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第８条（後遺障害保険金の支払）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害保険金の額	＝	保険金額	×	別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(2)　別表１の１または別表１の２の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(3)　同一事故により、別表１の２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の①～④の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①　第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金支払割合

②　①以外の場合で、第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金支払割合

③　①・②以外の場合で、第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④　①～③以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(4)　既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

後遺障害保険金の額	＝	保険金額	×	（別表１の１または別表１の２に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	別表１の１または別表１の２に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合）

(5)　被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第９条（医療保険金の支払）

(1)　当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、次の①・②に定める額を医療保険金として被保険者に支払います。

①　治療のために入院または通院した治療日数の合計が５日以上(注)の場合は、傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表２に定める金額

②　①以外で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療のために入院または通院した場合は、１万円

(注) ５日目の入院または通院の日が傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

(2)　(1)①の場合において、別表２の各症状に該当しない障害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。

(3)　同一事故により被った傷害の部位および症状が、別表２の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、当会社が既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、当会社は、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。

(4)　被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、(1)①に定める治療日数の合計が５日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合には、当会社は、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高いほうの額を医療保険金として支払います。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1)　被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2)　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

(1)　１回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第７条（死亡保険金の支払）、第８条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

(2)　当会社は、(1)に定める保険金のほか、１回の事故につき、第９条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第12条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第４章　車両条項

Ⅰ　車両損害条項

第１条（用語の定義）

この車両損害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用　語		定　　義
し	市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等の公正な取引価格として客観性が認められる資料に記載された価格をいいます。
	自動車	原動機付自転車を含みます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
せ	全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合または第９条（修理費）の修理費が保険金額以上となる場合(注)をいいます。 （注）車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
そ	装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
	損害額	当会社が損害保険金を支払うべき損害の額をいいます。
て	定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
	被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度検査年月を含みます。
ふ	付属品	被保険自動車に定着または装備されている物をいい、次の①～④の物を含みません。 ①　燃料、ボデーカバーおよび洗車用品 ②　法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物 ③　通常装飾品とみなされる物 ④　被保険自動車がタンク車、ふん尿車等である場合の、被保険自動車に付属するホース
	分損	第９条（修理費）の修理費が保険金額未満となる場合をいいます。
ほ	保険金	損害保険金および臨時費用保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいい、第２条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金の保険金額とします。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この車両条項Ⅰ車両損害条項および第５章基本条項に従い、被保険者に損害保険金を支払います。
(2)　(1)の被保険自動車には、付属品を含みます。
(3)　当会社は、(1)の損害保険金を支払う損害が全損である場合は、この車両条項Ⅰ車両損害条項および第５章基本条項に従い、被保険者に臨時費用保険金を支払います。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①～⑨のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　次のア．～オ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
　ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注１)
　イ．所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注１)
　ウ．ア・イに定める者の法定代理人
　エ．ア・イに定める者の業務に従事中の使用人
　オ．ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注２)
③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④　核燃料物質(注３)もしくは核燃料物質(注３)によって汚染された物(注４)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　②～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧　詐欺または横領
⑨　被保険自動車を競技、曲技(注５)もしくは試験のために使

用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。

（注１）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。
（注５）競技または曲技のための練習を含みます。
（注６）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①～⑥のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障損害(注１)
③ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
④ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
⑤ タイヤ(注２)に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
⑥ 被保険自動車を空港(注３)内で使用している間に生じた事故による損害

（注１）偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。
（注２）チューブを含みます。
（注３）飛行場およびヘリポートを含みます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
③ ①・②に定める者の法定代理人
④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第６条（被保険者の範囲）

この車両条項Ｉ車両損害条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第７条（保険金額）

当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時における被保険自動車の価額を保険金額として定めるものとします。

第８条（損害額の決定）

損害額は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、保険金額
② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

損害額	＝	次条に定める修理費	＋	第１０条（費用）に定める費用	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

③ 第10条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用

第９条（修理費）

前条の修理費とは、次の①・②の額の合計額をいいます。

① 損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
② 当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用

第10条（費用）

第８条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①～④の費用(注)をいいます。

① 第５章基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 第５章基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用
④ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

（注）収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、次の①・②のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が被保険自動車の価額を著しく超える場合は、被保険自動車の価額を保険金額とします。

① 全損の場合は、保険金額
② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

損害保険金の額	＝	第８条（損害額の決定）②・③のいずれかの損害額	－	保険証券記載の免責金額(注)

（注）当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(2) 第８条（損害額の決定）の損害額のうち、回収金(注１)がある場合において、回収金(注１)の額が被保険者の自己負担額(注２)を超過するときは、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。

損害保険金の額 ＝ (1)に定める損害保険金の額 － （回収金の額 － 自己負担額(注2)）

（注1）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
（注2）自己負担額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

自己負担額 ＝ 損害額 － (1)に定める損害保険金の額

(3)　1回の事故につき当会社の支払う臨時費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、20万円を限度とします。

臨時費用保険金の額 ＝ 保険金額(注) × 10%

（注）保険金額が被保険自動車の価額を著しく超える場合は、被保険自動車の価額を保険金額とします。

(4)　当会社は、(1)に定める損害保険金と(3)の臨時費用保険金の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。

第12条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第13条（被害物についての当会社の権利）

(1)　当会社が損害保険金を支払った場合であっても、被保険自動車、その部分品および付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
(2)　(1)の規定にかかわらず、当会社が被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得する旨の意思を表示し、全損として損害保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(3)　(1)の規定にかかわらず、被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社が被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得する旨の意思を表示し、その損害に対して損害保険金を支払ったときは、当会社は、損害保険金の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

第14条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

Ⅱ　代車費用条項

第1条（用語の定義）

この代車費用条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
け	警察届出日	保険契約者または被保険者が被保険自動車が盗難にあったことを警察官に届け出た日をいいます。
し	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
に	入庫日	被保険自動車を修理工場等に搬入した日をいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、最終年度については、1年未満であっても、1年間とみなします。
め	免責割合	保険証券記載の免責割合をいいます。
れ	レンタカー等	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車をいいます。

第2条（保険金を支払う場合－代車費用保険金）

(1)　当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合で、被保険自動車の代替交通手段としてレンタカー等の代車を利用したことにより、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対して、この車両条項Ⅱ代車費用条項および第5章基本条項に従い、第7条（代車費用保険金の支払額）に定める金額を代車費用保険金として被保険者に支払います。
　①　被保険自動車がⅠ車両損害条項第2条（保険金を支払う場合）(1)で定める損害を被り、同条項、第5章基本条項および被保険自動車について適用される他の特約に従い、損害保険金が支払われる場合
　②　被保険自動車が故障損害(注)によって自力で移動することができなくなった場合

（注）偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

(2)　(1)②により当会社が代車費用保険金を支払う場合は、保険期間において1回を限度とします。ただし、保険期間が1年を超える期間である場合は、保険年度ごとに1回を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、前条(1)①に該当する場合であっても、被保険自動車が自力で移動でき、かつ、被保険者がその損傷を修理しなかったときは、代車費用保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①～④のいずれかに該当する事由により、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

① 被保険自動車のバッテリーの過放電
② 被保険自動車の燃料切れ
③ 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
④ タイヤ(注) のパンク

（注）チューブを含みます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①·②のいずれかに起因する故障損害(注) によって被保険自動車が自力で移動できなくなった場合において、被保険者が費用を負担したことによって被った損害に対しては、代車費用保険金を支払いません。

① 法令等により認められていないエンジンの改造、車高の変更等
② 自動車製造業者の取扱説明書などに示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

（注）偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

第６条（被保険者の範囲）

⑴ この車両条項Ⅱ代車費用条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。
⑵ ⑴における所有者とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。
① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被保険自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①・②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第７条（代車費用保険金の支払額）

１回の事故につき、当会社が支払う代車費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、１日につき保険証券記載の支払限度日額を限度とします。

代車費用保険金の額 ＝ 被保険者が実際に負担したレンタカー等の代車費用の額 × （１－ 免責割合）

第８条（代車費用保険金の支払対象期間）

⑴ 前条の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、第２条（保険金を支払う場合－代車費用保険金）⑴①に該当するときは、次の①～④のいずれかに規定する期間に被保険者が利用したレンタカー等の代車にかかる費用に限ります。
① 被保険自動車が盗難にあった場合であって、被保険自動車が発見されなかったとき、または発見されたが損傷しており、かつ、被保険自動車の損傷を修理することができないときは、警察届出日から次のア．～ウ．のうちいずれか早い日まで
ア．警察届出日からその日を含めて 30 日を経過する日
イ． Ⅰ車両損害条項、第５章基本条項および被保険自動車について適用される他の特約に従い、全損として保険金を支払った日
ウ．被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日
② 被保険自動車が盗難にあった場合であって、被保険自動車が発見され、かつ、①以外のときは、次のア・イのうちいずれか早い日まで
ア．警察届出日からその日を含めて 30 日を経過する日
イ．被保険自動車が発見されて、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人のいずれかの手元に戻った日(注)。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の責めに帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延によって増加した日数を除きます。
③ ①・②以外の場合であって、被保険自動車が自力で移動できず、かつ、被保険者がその損傷を修理しなかったときは、次のア．～ウ．のうちいずれか早い日まで
ア．事故の発生の日からその日を含めて 30 日を経過する日
イ． Ⅰ車両損害条項、第５章基本条項および被保険自動車について適用される他の特約に従い、全損として保険金を支払った日
ウ．被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日
④ ①～③以外のときは、入庫日から次のア．～ウ．のうちいずれか早い日まで
ア．入庫日からその日を含めて 30 日を経過する日
イ．事故の発生の日からその日を含めて 60 日を経過する日
ウ．被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人のいずれかに引き渡された日。ただし、保険契約者または被保険者およびこれらの者の代理人の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合は、その遅延によって増加した日数を除きます。

（注）発見時における被保険自動車の損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に戻った日をいいます。

⑵ 前条の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、第２条（保険金を支払う場合－代車費用保険金）⑴②に該当するときは、次の①～③のうちいずれか早い日までの期間に被保険者が利用したレンタカー等の代車にかかる費用に限ります。
① 被保険自動車が自力で移動できなくなった日からその日を含めて 15 日を経過する日
② 被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人のいずれかに引き渡された日。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合は、その遅延によって増加した日数を除きます。
③ 被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日

Ⅲ　車内携行品条項

第１条（用語の定義）

この車内携行品条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　義
け	携行品被保険者	保険証券記載の車内携行品被保険者をいいます。
し	車内携行品	被保険自動車の車室内またはトランク内に収容された日常生活の用に供するために被保険者が所有する動産をいい、次の①～⑦の物を含みません。 ①　被保険自動車に定着または装備されている物 ②　燃料 ③　動物および植物 ④　通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物 ⑤　稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ⑥　磁気テープ、ディスク等の記録媒体に記録されているプログラムおよびデータ ⑦　法令により自動車の車室内またはトランク内に収容することを禁止されている物
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
そ	装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
	損害額	当会社が車内携行品損害保険金を支払うべき損害の額をいいます。
て	定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における車内携行品の価額をいいます。
	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって車内携行品に生じた損害に対して、この車両条項Ⅲ車内携行品条項および第５章基本条項に従い、車内携行品損害保険金を支払います。ただし、盗難については、被保険自動車が同時に盗難(注)にあった場合を除き、被保険自動車の扉、窓等が完全に閉鎖され、かつ、施錠されている状態で生じた損害に限ります。

（注）被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①～⑩のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、車内携行品損害保険金を支払いません。

①　次のア．～オ．のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
　ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注１)
　イ．所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注１)
　ウ．ア・イに定める者の法定代理人
　エ．ア・イに定める者の業務に従事中の使用人
　オ．ア・イに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注２)
③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④　核燃料物質(注３)もしくは核燃料物質(注３)によって汚染された（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　②～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧　紛失
⑨　詐欺または横領
⑩　被保険自動車を競技、曲技(注５)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注６)すること。

（注１）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）使用済燃料を含みます。
（注４）原子核分裂生成物を含みます。
（注５）競技または曲技のための練習を含みます。
（注６）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①～③のいずれかに該当する損害に対しては、車内携行品損害保険金を支払いません。

①　車内携行品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
②　故障損害(注１)
③　被保険自動車を空港(注２)内で使用している間に生じた事故による損害

（注１）偶然な外来の事故に直接起因しない車内携行品の電気的または機械的損害をいいます。
（注２）飛行場およびヘリポートを含みます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人の所有する車内携行品について生じた損害に対しては、車内携行品損害保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注)
② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注)
③ ①・②に定める者の法定代理人
④ ①・②に定める者の業務に従事中の使用人
⑤ ①・②に定める者の父母、配偶者または子

（注）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第６条（被保険者の範囲）

この車内携行品条項における被保険者は、個人であって、かつ、次の①～④のいずれかに該当する者とします。

① 携行品被保険者
② 携行品被保険者の配偶者
③ 携行品被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 携行品被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第７条（損害額の決定）

(1) 損害額は、保険価額によって定めます。
(2) 次条に定める修理費の額が保険価額未満となる場合で車内携行品の損傷を修理することができるときには、次の算式によって算出された額を損害額とします。

損害額 ＝ 次条に定める修理費 ＋ 第９条（費用）に定める費用 － 修理に際し部分品を交換したために車内携行品全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

(3) 第９条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
(4) 車内携行品が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が車内携行品全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)～(3)の規定により損害額を決定します。

第８条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、車内携行品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、車内携行品の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第９条（費用）

第７条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①～④の費用(注)をいいます。

① 第５章基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 第５章基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 盗難にあった車内携行品を引き取るために必要であった費用
④ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する車内携行品の分担額

（注）収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故につき当会社の支払う車内携行品損害保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

車内携行品損害保険金の額 ＝ 第７条（損害額の決定）の損害額 － 免責金額 － 損害額のうち、回収金(注)がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、その超過額

（注）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(2) 被保険者が２名以上である場合は、当会社は、次の算式によって各被保険者に対して支払う車内携行品損害保険金の額を決定します。

各被保険者に対して支払う車内携行品損害保険金の額 ＝ (1)の規定による当会社の支払う車内携行品損害保険金の額 × 各被保険者の損害額(注) ／ 各被保険者の損害額(注)の合計額

（注）回収金がある場合は、その回収金を差し引いた額とします。

第11条（現物による支払）

当会社は、車内携行品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって車内携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が車内携行品損害保険金を支払った場合であっても、車内携行品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が車内携行品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得する旨の意思を表示し、車内携行品に生じた損害に対して車内携行品損害保険金を支払った場合は、当会社は、車内携行品損害保険金の保険価額に対する割合によって、被保険者が車内携行品について有する所有権その他の物権を取得します。

第13条（盗難にあった車内携行品の返還）

当会社が車内携行品の盗難によって生じた損害に対して車内携行品損害保険金を支払った翌日から起算して60日以内に車内携行品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った車内携行品損害保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に車内携行品に生じた損

害に対して車内携行品損害保険金を請求することができます。

第５章　基本条項

第１条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
い	入替自動車	第８条（被保険自動車の入替）(1)①に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として次の①～④のいずれかに該当する者が新たに取得(注)し、または１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。 ①　被保険自動車の所有者 ②　記名被保険者 ③　記名被保険者の配偶者 ④　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

用　語		定　　義
	自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種(注1)の自動車を新たに取得(注2)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 (注1)別表3に掲げる用途車種をいいます。 (注2)所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
	車内携行品	第4章車両条項Ⅲ車内携行品条項第1条(用語の定義)に定める車内携行品をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	所有自動車	次の①～④のいずれかに該当する者が所有(注1)する自動車(注2)をいいます。 ① 被保険自動車の所有者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (注1)所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。 (注2)被保険自動車および新規取得自動車を除き、被保険自動車と同一の用途車種の自動車に限ります。
	新規取得自動車	新たに取得(注)しまたは借り入れた自動車をいいます。 (注)所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

用　語		定　　義
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
	被保険自動車の価額	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)初度検査年月を含みます。
	被保険自動車の保険金額	第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第7条(保険金額)に規定する保険金額をいいます。
ふ	付属品	第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第1条(用語の定義)に定める付属品をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	第1章賠償責任条項、第2章人身傷害条項、第3章搭乗者傷害条項または第4章車両条項の保険金をいいます。
	保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、最終年度については、1年未満であっても1保険年度とします。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 (注)車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注)保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(保険責任のおよぶ地域)

当会社は、被保険自動車が日本国内(注)にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

(注)日本国外における日本船舶内を含みます。

第4条(告知義務)

(1) 保険契約者または記名被保険者(注)になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(注)第4章車両条項Ⅰ車両損害条項においては、被保険者とします。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者(注)が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契

約を解除することができます。

（注）第４章車両条項Ⅰ車両損害条項においては、被保険者とします。

(3)　保険契約者または被保険者(注)は、被保険自動車の保険金額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第６条（被保険者の範囲）に規定する被保険者とします。

(4)　(2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
①　(2)に規定する事実がなくなった場合
②　当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
③　保険契約者または記名被保険者(注2)が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④　当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（注１）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。
（注２）第４章車両条項Ⅰ車両損害条項においては、被保険者とします。

(5)　(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(6)　(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第５条（通知義務）

(1)　保険契約締結の後、次の①・②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
①　被保険自動車の用途車種または登録番号(注1)を変更したこと。
②　①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注2)が発生したこと。

（注１）車両番号および標識番号を含みます。
（注２）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2)　(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3)　(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。
(4)　(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5)　(4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
(6)　(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7)　(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第６条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第７条（被保険自動車の譲渡）

(1)　被保険自動車が譲渡(注1)された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人(注2)に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人(注2)に譲渡(注1)する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人(注2)に移転します。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2)　当会社は、被保険自動車が譲渡(注1)された後(注2)に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。
（注２）(1)ただし書の書面を受領した後を除きます。

第８条（被保険自動車の入替）

(1)　次の①・②のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車および所有自動車について、この保険契約を適用します。
①　次のア．～エ．のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合
ア．被保険自動車の所有者
イ．記名被保険者
ウ．記名被保険者の配偶者
エ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
②　被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合。ただし、所有自動車がある場合に限ります。
(2)　(1)の所有者は次の①～③のいずれかに該当する者とします。

① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①・②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

(3) 当会社は、自動車の新規取得または被保険自動車の廃車、譲渡もしくは返還のあった後（注）に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）(1)の書面を受領した後を除きます。

(4) (1)①・②のいずれかに該当する場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、第４章車両条項Ｉ車両損害条項第７条（保険金額）の規定により、新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、その価額に被保険自動車の保険金額を変更するものとします。

(5) (3)の規定にかかわらず、当会社は、自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときに限り、取得日以後承認するまでの間は入替自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用します。ただし、自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(6) (5)の取得日とは、実際に入替自動車を取得（注）した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合における取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料でその取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に(1)①に定める者の氏名が記載された日とします。

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

(7) 取得日から、当会社が(1)の被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時（注１）までの期間の第４章車両条項Ｉ車両損害条項の適用については、(5)の規定にかかわらず、次の①・②の定めるところによります。
① 入替自動車については、(4)の規定は適用しません。
② 入替自動車については、入替自動車の取得（注２）の時における入替自動車の価額（注３）を保険金額として定めるものとします。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく購入および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
（注２）当会社が第 15 条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が領収した時または取得日の翌日から起算して 30 日を経過した時のいずれか早い時とします。
（注３）入替自動車と同一の車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

第９条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 10 条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 11 条（保険金額の変更）

(1) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者（注）は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。

（注）第４章車両条項Ｉ車両損害条項第６条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

(2) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者（注）は、当会社に対する通知をもって、被保険自動車の保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

（注）第４章車両条項Ｉ車両損害条項第６条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

(3) (1)・(2)の場合、当会社と保険契約者または被保険者（注）は、将来に向かって、保険証券記載の被保険自動車の保険金額に(1)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の被保険自動車の保険金額から(2)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、被保険自動車の保険金額を変更するものとします。

（注）第４章車両条項Ｉ車両損害条項第６条（被保険者の範囲）に規定する被保険者をいいます。

第 12 条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、次の①・②のいずれかの規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。
① 第７条（被保険自動車の譲渡）(1)
② 第８条（被保険自動車の入替）(1)・(5)

(2) 当会社は、保険契約者が第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第 13 条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～③のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ ①・②に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が①・②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①～③の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損

害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1)　第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2)　危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対する保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3)　(1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、第12条（保険契約の解除）(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4)　次の①・②のいずれかの規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
① 第7条（被保険自動車の譲渡）(1)
② 第8条（被保険自動車の入替）(1)・(5)

(5)　(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第8条（被保険自動車の入替）(5)の規定の適用にあたって、同条(6)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害については除きます。

(6)　(1)・(2)・(4)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7)　(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1)　第9条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2)　保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）

(1)　第11条（保険金額の変更）(3)の場合には、当会社は、変更前の被保険自動車の保険金額に対応する保険料と変更後の被保険自動車の保険金額に対応する保険料の差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(2)　(1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還－解除の場合）

(1)　次の①～④のいずれかに該当する規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
① 第4条（告知義務）(2)
② 第5条（通知義務）(2)・(6)
③ 第12条（保険契約の解除）(1)・(2)
④ 第13条（重大事由による解除）(1)

(2)　第12条（保険契約の解除）(3)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

返還する保険料	＝	保険料(注1)	－	既経過期間に対して別表4に掲げる短期率によって計算した保険料

ただし、中途更改(注2)により保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

（注1）この保険契約に適用された保険料をいいます。
（注2）保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

(3)　保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとに(2)の規定を適用します。

第20条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑩のことを履行しなければなりません。
① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 次のア．～ウ．の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
ア．事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 被保険自動車または車内携行品が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑥ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行

う場合を除きます。
⑧　損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑨　他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑩　①～⑨のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第21条（事故発生時の義務違反）

⑴　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の①～④の金額を差し引いて保険金を支払います。
①　前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
②　前条②～⑤または⑧～⑩の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
③　前条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
④　前条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

⑵　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

⑴　他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
⑵　⑴の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次の①～⑤に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
①　第1章賠償責任条項(注1)に関しては、損害額
②　第2章人身傷害条項に関しては、損害額(注2)
③　第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第2条（保険金を支払う場合）⑴の損害保険金およびⅢ車内携行品条項に関しては、損害額(注2)
④　第4章車両条項Ⅱ代車費用条項第2条（保険金を支払う場合－代車費用保険金）の代車費用保険金に関しては、被保険者が実際に負担したレンタカー等の代車費用の額
⑤　第1章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）⑵の対人臨時費用、同条⑶の対物超過修理費用および第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第2条（保険金を支払う場合）⑶の臨時費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

(注1）第1章賠償責任条項第15条⑵の対人臨時費用および同条⑶の対物超過修理費用を除きます。
(注2）それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

⑶　⑵①・③の損害額および④の代車費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(注)を差し引いた額とします。

(注）被保険者の自己負担額をいいます。

第23条（保険金の請求）

⑴　当会社に対する保険金請求権は、次の①～⑥の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
①　第1章賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
②　第2章人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次のア．～ウ．の時
ア．被保険者が死亡した場合には、その死亡の時
イ．被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
ウ．被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった時
③　第3章搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次のア．～エ．の時
ア．死亡保険金については、被保険者が死亡した時
イ．後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ウ．同条項第9条（医療保険金の支払）⑴①に規定する医療保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時
エ．同条項第9条⑴②に規定する医療保険金については、入院または通院した治療日数が確定した時
④　第4章車両条項Ⅰ車両損害条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時
⑤　第4章車両条項Ⅱ代車費用条項に係る保険金の請求に関しては、当会社が保険金を支払うべき日数が確定した時
⑥　第4章車両条項Ⅲ車内携行品条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時
⑵　被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の①～⑨の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書(注1)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
①　保険金の請求書
②　公の機関が発行する交通事故証明書(注1)
③　被保険自動車または車内携行品の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
④　死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤　後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥　傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦　第1章賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑧　第1章賠償責任条項における対物事故または第4章車両条項Ⅰ車両損害条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注2)および被害が生じた物の写真(注3)
⑨　その他当会社が次条⑴に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注１）人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
（注２）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注３）画像データを含みます。

(3)　被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
①　被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③　①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の３親等内の親族

（注）第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4)　(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5)　当会社は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6)　第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）(2)の対人臨時費用および同条(3)の対物超過修理費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
(7)　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)・(3)・(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（保険金の支払時期）

(1)　当会社は、請求完了日(注１)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注２)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
（注２）第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第１条（用語の定義）に規定する保険価額を含みます。

(2)　(1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注１)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注２)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
①　(1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注３)　180日
②　(1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③　(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査　60日
⑤　(1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)　(1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)　当会社は、人身傷害または搭乗者傷害に関して、第20条（事故発生時の義務）②・③のいずれかの規定による通知を受けた場合または第23条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
(2)　(1)の規定による被保険者の診断書または死体検案書の提出にあたり、診断または死体の検案(注１)のために要した費用(注２)は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注２）収入の喪失を含みません。

第26条（損害賠償額の請求および支払）

(1)　損害賠償請求権者が第１章賠償責任条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または第14条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①～⑧の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書(注１)については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
①　損害賠償額の請求書
②　公の機関が発行する交通事故証明書(注１)
③　死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④　後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤　傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療

等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦　第１章賠償責任条項における対物事故または第４章車両条項Ｉ車両損害条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注２)および被害が生じた物の写真(注３)
⑧　その他当会社が(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注１）人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
（注２）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注３）画像データを含みます。

(2)　損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
①　損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注)
②　①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③　①・②に規定する者がいない場合または①・②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の３親等内の親族

（注）第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(3)　(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
(4)　当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(5)　損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(1)・(2)・(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
(6)　当会社は、第１章賠償責任条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2)①～⑤のいずれかに該当する場合または同条項第14条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2)①～④もしくは(6)①～③のいずれかに該当する場合には、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
①　損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②　損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注）損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7)　(6)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注１)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注２)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
①　(6)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注３)　180日
②　(6)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③　(6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(6)①～⑤の事項の確認のための調査　60日
⑤　(6)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

（注１）損害賠償請求権者が(1)・(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8)　(6)・(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(6)・(7)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（時効）

保険金請求権は、第23条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（損害賠償額請求権の行使期限）

第１章賠償責任条項第12条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の規定による請求権は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。
①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して３年を経過した場合
②　損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第29条（代位）

(1)　第２章人身傷害条項以外に関しては、損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。
①　当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
②　①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

⑵ ⑴②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
⑶ 被保険者が取得した債権が車両損害、代車費用または車内携行品損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により被保険自動車を運行していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。
① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反した酒気帯び運転またはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

第30条（保険契約者の変更）

⑴ 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人(注)に移転させる場合は、第7条（被保険自動車の譲渡）⑴の規定によるものとします。

（注）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

⑵ ⑴の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
⑶ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

⑴ この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
⑵ ⑴の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。
⑶ 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　後遺障害等級表

この表は、第２章人身傷害条項および第３章搭乗者傷害条項に共通のものとして使用します。

なお、第２章人身傷害条項に定める後遺障害については、本表に掲げる保険金支払割合は使用せず、第２章人身傷害条項第９条（支払保険金の計算）の規定により計算した額を保険金として支払います。

１．介護を要する後遺障害

等　級	介　護　を　要　す　る　後　遺　障　害	第3章搭乗者傷害条項保険金支払割合
第１級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
第２級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%

２．１．以外の後遺障害

等　級	後　遺　障　害	第3章搭乗者傷害条項保険金支払割合
第１級	①　両眼が失明したもの ②　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④　両上肢の用を全廃したもの ⑤　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両下肢の用を全廃したもの	100%
第２級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの ②　両眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの ③　両上肢を手関節以上で失ったもの ④　両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第３級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤　両手の手指の全部を失ったもの(注2)	78%
第４級	①　両眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの ②　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力を全く失ったもの ④　１上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤　１下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両手の手指の全部の用を廃したもの(注3) ⑦　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第５級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの ②　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑤　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑥　１上肢の用を全廃したもの ⑦　１下肢の用を全廃したもの ⑧　両足の足指の全部を失ったもの(注4)	59%
第６級	①　両眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑧　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの(注2)	50%
第７級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの ②　両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥　１手のおや指を含み３の手指を失ったもの(注2)またはおや指以外の４の手指を失ったもの(注2) ⑦　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの(注3) ⑧　１足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪　両足の足指の全部の用を廃したもの(注5) ⑫　女子の外貌に著しい醜状を残すもの ⑬　両側の睾丸を失ったもの	42%

等　級	後　遺　障　害	第3章搭乗者傷害条項保険金支払割合
第8級	①　1眼が失明し、または1眼の矯正視力(注1)が0.02以下になったもの ②　脊柱に運動障害を残すもの ③　1手のおや指を含み2の手指を失ったもの(注2)またはおや指以外の3の手指を失ったもの(注2) ④　1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの(注3)またはおや指以外の4の手指の用を廃したもの(注3) ⑤　1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥　1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦　1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧　1上肢に偽関節を残すもの ⑨　1下肢に偽関節を残すもの ⑩　1足の足指の全部を失ったもの(注4)	34%
第9級	①　両眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの ②　1眼の矯正視力(注1)が0.06以下になったもの ③　両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥　咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦　両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧　1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨　1耳の聴力を全く失ったもの ⑩　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫　1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの(注2) ⑬　1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの(注3)またはおや指以外の3の手指の用を廃したもの(注3) ⑭　1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの(注4) ⑮　1足の足指の全部の用を廃したもの(注5) ⑯　生殖器に著しい障害を残すもの	26%

等　級	後　遺　障　害	第3章搭乗者傷害条項保険金支払割合
第10級	①　1眼の矯正視力(注1)が0.1以下になったもの ②　正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③　咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④　14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥　1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦　1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの(注3) ⑧　1下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨　1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの(注4) ⑩　1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪　1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	①　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④　10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥　1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦　脊柱に変形を残すもの ⑧　1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの(注2) ⑨　1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注5) ⑩　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

等　級	後　遺　障　害	第3章搭乗者傷害条項保険金支払割合
第12級	①　１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④　１耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑧　長管骨に変形を残すもの ⑨　１手のこ指を失ったもの(注2) ⑩　１手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの(注3) ⑪　１足の第２の足指を失ったもの(注4)、第２の足指を含み２の足指を失ったもの(注4)または第３の足指以下の３の足指を失ったもの(注4) ⑫　１足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの(注5) ⑬　局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭　男子の外貌に著しい醜状を残すもの ⑮　女子の外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	①　１眼の矯正視力(注1)が0.6以下になったもの ②　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③　１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥　１手のこ指の用を廃したもの ⑦　１手のおや指の指骨の一部を失ったもの(注3) ⑧　１下肢を１センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの(注4) ⑩　１足の第２の足指の用を廃したもの(注5)、第２の足指を含み２の足指の用を廃したもの(注5)または第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの(注5) ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	7%

等　級	後　遺　障　害	第3章搭乗者傷害条項保険金支払割合
第14級	①　１眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ②　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③　１耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥　１手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦　１手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧　１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの(注5) ⑨　局部に神経症状を残すもの ⑩　男子の外貌に醜状を残すもの	4%

(注１) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。
(注２) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(注３) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
(注４) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
(注５) 足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
(注６) 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、その等級の後遺障害とします。
(注７) 関節などの説明図

別表２　部位・症状別保険金支払額表

（単位：万円）

	頭部	顔面部（眼・歯牙を除く。）	眼	歯牙	頚部	胸部・腹部（注１）	背部・腰部・臀部	上肢（手指を除き、肩部を含む。）	手指	下肢（足指を除く。）	足指	全身（注２）
打撲、捻挫、捻転、擦過傷または挫傷	5	5			10	5	5	5	5	5	5	5
挫創、挫滅創または裂創	15	10			10	10	10	10	10	10	10	30
筋、腱の断裂								30	30	20	20	
観血手術（注３）あり								40	40	30	30	
骨折または脱臼	70	45			75	35	50	35	25	60	30	100
観血手術（注３）あり	70	55			85	45	60	45	35	70	40	100
切断または離断	10	35		10				35	20	60	20	
内出血または血腫	80		20					20	20	25	25	
神経損傷	80	70	55		80		100	35	35	25	25	
臓器損傷または眼球の損傷もしくは破裂			50			90						
熱傷	5	5			5	5	5	5	5	5	5	30
その他	10	5	5	5	5	10	10	5	5	10	10	10

（注１）胸部・腹部には、胸骨および肋骨を含みます。
（注２）全身とは、次の①～⑦の部位のうち、３部位以上にわたるものをいいます。
① 頭部
② 顔面部
③ 頚部
④ 胸部・腹部
⑤ 背部・腰部・臀部
⑥ 上肢（手指を除き、肩部を含む。）
⑦ 下肢（足指を除く。）
（注３）観血手術とは、医師が治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などを施すことをいいます。

別表３　被保険自動車の入替ができる用途車種区分表

被保険自動車	新たに取得し、もしくは１年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または被保険自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） 特種用途自動車（キャンピング車）	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） 特種用途自動車（キャンピング車）

（注）特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

別表４　短期率表

既経過期間	０日	７日まで	15日まで	１か月まで	２か月まで	３か月まで	４か月まで	５か月まで	６か月まで	７か月まで	８か月まで	９か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期率（一般）	０	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
短期率（月割）	０	$\frac{1}{12}$			$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

保険契約者が保険契約を解除する場合における短期率の適用については、下表の定めるところによります。

払込方法＼保険期間	分　割　払（注１）			分　割　払　以　外
	大口分割（注２）	年　払（注３）	左記以外	
１　年　超	－	短　期　率（一般）	短　期　率（月割）	短　期　率（月割）
１年以内	短　期　率（一般）	－	短　期　率（月割）	短　期　率（一般）

（注１）「分割払」とは、この保険契約に適用される特約条項の規定により、保険契約者が保険料を分割して払い込むことをいいます。
（注２）「大口分割」とは、この保険契約に適用される保険料分割払特約（大口）の規定により、保険契約者が保険料を分割して払い込むことをいいます。
（注３）「年払」とは、この保険契約に適用される特約条項の規定により、保険契約者が毎年各保険年度ごとの保険料を払い込むことをいいます。

別紙　人身傷害条項損害額基準

１　傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

⑴　積極損害

①　救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

②　治療関係費

ア．応急手当費

緊急欠くことのできない必要かつ妥当な実費とします。

イ．護送費

事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。

ウ．診察料

必要かつ妥当な実費とします。

エ．入院料

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

オ．投薬料・手術料・処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とします。

カ．通院費、転院費、入院費または退院費

通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

キ．看護料

原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、次の㋐・㋑によります。

㋐　厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の紹介による家政婦が看護した場合

厚生労働大臣の許可を受けた家政婦会の料金（注）とします。

（注）食費を含みます。

㋑　近親者等が看護した場合

ａ．入院看護をした場合は、１日につき4,100円とします。

ｂ．医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、１日につき2,050円とします。

ｃ．被保険者が12歳以下の子供または歩行困難な者で、年齢、傷害の部位・程度等により通院に付添が必要と認められる場合は、１日につき2,050円とします。

ク．諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、次の㋐・㋑によります。

㋐　入院中の諸雑費

入院１日につき1,100円とします。

㋑　通院または自宅療養中の諸雑費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

ケ．温泉療養費

医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の必要かつ妥当な実費とします。

コ．柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術の必要かつ妥当な実費とします。

サ．義肢等の費用

(ア)　医師が必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡(注)、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。

（注）コンタクトレンズを含みます。

(イ)　(ア)に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達をするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

シ．診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とします。

③　その他の費用

上記①・②以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(2)　休業損害

受傷により収入(注)が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、次の①～③のいずれかの算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（注）もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

①　有職者の場合

次のア．～エ．のいずれかの算定方法によります。ただし、１日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、１日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

ア．給与所得者

$$\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{\text{90日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア)　事故直前３か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における３か月間の月例給与の合計額(注)により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。

（注）本給および付加給とします。

(イ)　月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。

(ウ)　賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

(エ)　役員報酬は、原則として支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

イ．商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家族従業者

$$\frac{\text{（事故前１か年間の収入額－必要経費）×寄与率}}{\text{365日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア)　事故前１か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

(イ)　寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

(ウ)　代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

ウ．自由業者

$$\frac{\text{事故前１か年間の収入額（固定費を除く）－必要経費}}{\text{365日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

(ア)　自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる方をいいます。

(イ)　事故前１か年間の収入額、必要経費、代替労力については「イ．商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。

エ．アルバイト・パートタイマー

「ア．給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前３か月間の就労日数}}{\text{90日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

②　家事従事者の場合

現実に家事に従事できなかった日数に対し、１日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

③　金利生活者、地主、家主、恩給･年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

(3)　精神的損害

精神的損害は期間区分ごとに入院、通院の別に次の算式で計算した総合計額とします。

日額　×　対象日数　×　受傷態様係数

①　日　額

対象日数　入院１日につき、8,400円

対象日数　通院１日につき、4,200円

②　対象日数

期間区分ごとに定める下記のいずれかの割合を入院、通院それぞれの基準日数に乗じて決定します。

事故の発生の日から起算して90日以内の期間	100%
事故の発生の日から起算して90日超180日以内の期間	75%
事故の発生の日から起算して180日超270日以内の期間	45%
事故の発生の日から起算して270日超390日以内の期間	25%
事故の発生の日から起算して390日超の期間	15%

なお、基準日数は次のア・イのとおりとします。

ア．入院基準日数

実際に入院治療を受けた日数とします。

イ．通院基準日数

期間区分ごとに次の方法で算出した日数の範囲内で、医

師による治療を受けた実通院日数を２倍した日数とします。

総日数(注)－入院基準日数

（注）治療最終日の属する期間区分において治療最終日までの総日数とします。

なお、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の㋐～㋒のいずれかに該当するギプスを常時装着した場合は、その日数を実通院日数と同様に取り扱います。
㋐　長管骨(注)の骨折および脊柱の骨折によるギプス
㋑　長管骨(注)に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギプス
㋒　肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス

（注）上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

③　受傷態様係数
被保険者の受傷の態様別に次のいずれかの係数とします。
態様Ａの場合　1.0
態様Ｂの場合　1.1
態様Ｃの場合　1.25
なお、態様Ａ、態様Ｂおよび態様Ｃとは、付表２のとおりとします。
④　死産または流産の取扱い
事故との因果関係により、妊婦が胎児を死産または流産(注)した場合は、上記とは別に下記のいずれかの金額を支払います。

（注）人工流産を含みます。

妊娠月数	金　額
３か月以内	30万円
４か月以上６か月以内	50万円
７か月以上９か月以内	80万円
10か月以上	120万円

２　後遺障害による損害
後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は、別表１によります。
⑴　逸失利益
後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、次の①・②に従い、次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

①　被保険者区分別計算方法
ア．家事従事者以外の有職者
次の㋐・㋑のいずれか高い額とします。

㋐ 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

㋑ 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
イ．家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
ウ．幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は18歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
エ．身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
②　収入額、労働能力喪失率･喪失期間、中間利息控除方法（ライプニッツ係数）
上記①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、それぞれ次のア．～エ．のとおりとします。
ア．収入額
㋐　現実収入額は、事故前１か年間または後遺障害確定前１か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。
㋑　年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表１によります。
イ．労働能力喪失率
付表３に定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
ウ．労働能力喪失期間
労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
エ．ライプニッツ係数
労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表４によります。
⑵　精神的損害
後遺障害等級別に次の①・②のいずれかの金額とします。
①　介護を要する後遺障害

第１級	1,900万円	第２級	1,500万円

② ①以外の後遺障害

第 1 級	1,900万円	第 8 級	400万円
第 2 級	1,500万円	第 9 級	300万円
第 3 級	1,250万円	第 10 級	200万円
第 4 級	950万円	第 11 級	150万円
第 5 級	750万円	第 12 級	100万円
第 6 級	600万円	第 13 級	60万円
第 7 級	500万円	第 14 級	40万円

ただし、①・②のいずれかの第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者(注)、子のいずれもいない場合は、第1級1,400万円、第2級1,200万円、第3級1,000万円とします。

（注）配偶者には内縁を含みます。

(3) 将来の介護料
後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、次の①・②に従い、次の算式により計算します。

介護料 × 介護期間に対応するライプニッツ係数

① 介護料
ア．別表1の1の第1級に該当する後遺障害者の場合
1か月につき20万円とします。
イ．別表1の1の第2級または別表1の2の第1級、第2級、第3級③・④のいずれかに該当する後遺障害者で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
1か月につき10万円とします。

② 介護期間、中間利息控除方法（ライプニッツ係数）
ア．介護期間
障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表5に定める平均余命等を勘案し決定します。
イ．ライプニッツ係数
介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表4によります。

(4) その他の損害
上記(1)〜(3)以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

(1) 葬儀費
60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。

(2) 逸失利益
死亡したことにより生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、次の①・②に従い、次の算式により計算します。

（収入額－生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

① 被保険者区分別計算方法
ア．家事従事者以外の有職者
次の(ア)・(イ)のいずれか高い額とします。

(ア)（現実収入額－生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

(イ)（年齢別平均給与額 －生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

イ．家事従事者および18歳以上の学生

（年齢別平均給与額 －生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

ウ．幼児および18歳未満の学生

（全年齢平均給与額 －生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

エ．身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

（年齢別平均給与額 －生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法（ライプニッツ係数）
上記①の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は、それぞれ次のア．〜エ．のとおりとします。

ア．収入額
(ア) 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。
なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。
(イ) 年齢別平均給与額、18歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表1によります。

イ．生活費
生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次の(ア)〜(エ)のいずれかの割合とします。
なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。
(ア) 被扶養者がない場合 50％
(イ) 被扶養者が1人の場合 40％
(ウ) 被扶養者が2人の場合 35％
(エ) 被扶養者が3人以上の場合 30％
なお、立証資料等により現実の生活費が上記によって算定した生活費を下回ることが明らかな場合は、その立証された生活費によることができます。

ウ．就労可能年数の認定
就労可能年数は、付表6によります。

エ．ライプニッツ係数
就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表6に

よります。

(3) 精神的損害

被保険者区分別に次の①～④のいずれかの金額とします。

①	被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
②	被保険者が18歳未満である場合(注)	1,600万円
③	被保険者が高齢者である場合	1,500万円
④	被保険者が上記以外である場合	1,600万円

（注）有職者を除きます。

(4) その他の損害

上記(1)～(3)以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表１　年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢平均給与額	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

付表２　受傷による態様表

態様A	打撲、捻挫、挫傷、擦過傷、皮下血腫、挫創、裂創、裂傷、切創、切傷
態様B（注２）	脱臼、脳震盪、脳浮腫、非開放性骨折（皮下骨折）、骨髄炎、関節炎、椎間板損傷、神経損傷、神経麻痺、筋または腱の断裂
態様C	開放性骨折、切断、脳挫傷、硬膜外血腫、硬膜下血腫、脳内血腫、脊椎脱臼骨折、脊髄損傷

（注１）診断書ならびに診療報酬明細書に記載された受傷部位および傷病により判断し、上表のいずれかの態様を決定します。なお、傷病が２つ以上ある場合は、重い方をもって決定します。
（注２）「態様B」に該当する場合で、観血手術を行ったときは「態様C」とします。
なお、観血手術とは、医師が治療を直接の目的としてメスなどの器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出などを施すことをいいます。

付表３　労働能力喪失率表

１．介護を要する後遺障害

障　害　等　級	労働能力喪失率
第 1 級	100／100
第 2 級	100／100

２．１．以外の後遺障害

障　害　等　級	労働能力喪失率
第 1 級	100／100
第 2 級	100／100
第 3 級	100／100
第 4 級	92／100
第 5 級	79／100
第 6 級	67／100
第 7 級	56／100
第 8 級	45／100
第 9 級	35／100
第10級	27／100
第11級	20／100
第12級	14／100
第13級	9／100
第14級	5／100

付表４　ライプニッツ係数表

期　間	ライプニッツ係数	期　間	ライプニッツ係数
1	0.9523	35	16.3741
2	1.8594	36	16.5468
3	2.7232	37	16.7112
4	3.5459	38	16.8678
5	4.3294	39	17.0170
6	5.0756	40	17.1590
7	5.7863	41	17.2943
8	6.4632	42	17.4232
9	7.1078	43	17.5459
10	7.7217	44	17.6627
11	8.3064	45	17.7740
12	8.8632	46	17.8800
13	9.3935	47	17.9810
14	9.8986	48	18.0771
15	10.3796	49	18.1687
16	10.8377	50	18.2559
17	11.2740	51	18.3389
18	11.6895	52	18.4180
19	12.0853	53	18.4934
20	12.4622	54	18.5651
21	12.8211	55	18.6334
22	13.1630	56	18.6985
23	13.4885	57	18.7605
24	13.7986	58	18.8195
25	14.0939	59	18.8757
26	14.3751	60	18.9292
27	14.6430	61	18.9802
28	14.8981	62	19.0288
29	15.1410	63	19.0750
30	15.3724	64	19.1191
31	15.5928	65	19.1610
32	15.8026	66	19.2010
33	16.0025	67	19.2390
34	16.1929		

（注）幼児・18歳未満の学生および身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定するに当たり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。
（例）　10歳、労働能力喪失期間20年の場合
12.4622(20年の係数)－6.4632(8年の係数)＝5.9990

付表５　第18回生命表による平均余命

（単位：年）

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳
男	76.38	75.73	74.78	73.82	72.85	71.87	70.88	69.90	68.92	67.93
女	82.85	82.17	81.21	80.25	79.27	78.29	77.30	76.31	75.33	74.34
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.94	65.95	64.97	63.98	62.99	62.00	61.02	60.05	59.08	58.12
女	73.34	72.35	71.36	70.37	69.38	68.39	67.40	66.42	65.43	64.45
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	57.16	56.21	55.25	54.29	53.33	52.37	51.40	50.44	49.48	48.51
女	63.46	62.48	61.50	60.52	59.54	58.56	57.57	56.59	55.61	54.63
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.55	46.59	45.62	44.66	43.70	42.74	41.78	40.82	39.87	38.91
女	53.65	52.67	51.69	50.72	49.74	48.77	47.79	46.82	45.85	44.88
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.96	37.02	36.08	35.14	34.21	33.28	32.36	31.45	30.55	29.65
女	43.91	42.95	41.99	41.03	40.07	39.12	38.18	37.23	36.30	35.36
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.75	27.87	26.99	26.12	25.26	24.41	23.56	22.72	21.89	21.08
女	34.43	33.50	32.58	31.65	30.74	29.82	28.91	28.00	27.10	26.20
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.28	19.49	18.72	17.96	17.21	16.48	15.76	15.04	14.34	13.65
女	25.31	24.42	23.54	22.67	21.80	20.94	20.09	19.24	18.40	17.58
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.97	12.30	11.65	11.02	10.40	9.81	9.23	8.67	8.14	7.62
女	16.76	15.95	15.16	14.38	13.62	12.88	12.16	11.45	10.77	10.11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	7.13	6.67	6.23	5.81	5.42	5.05	4.71	4.40	4.11	3.84
女	9.47	8.86	8.27	7.71	7.17	6.67	6.20	5.77	5.36	4.99
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.58	3.35	3.14	2.95	2.77	2.60	2.44	2.30	2.16	2.04
女	4.64	4.33	4.04	3.78	3.54	3.33	3.14	2.96	2.80	2.65
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.92	1.81	1.71	1.61	1.52	1.44	1.36	1.28	1.21	1.15
女	2.51	2.38	2.26	2.16	2.05	1.96	1.87	1.79	1.71	1.64
	110歳	111歳								
男	1.09									
女	1.57	1.50								

（例）１．10歳男性の平均余命年数は66.94年
　　　２．40歳女性の平均余命年数は43.91年

付表６　死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

１．18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生および身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者		有　職　者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.5495	67	19.2361
1	49	7.9279	66	19.2010
2	49	8.3233	65	19.1611
3	49	8.7394	64	19.1191
4	49	9.1765	63	19.0751
5	49	9.6352	62	19.0288
6	49	10.1170	61	18.9803
7	49	10.6239	60	18.9293
8	49	11.1541	59	18.8758
9	49	11.7117	58	18.8195
10	49	12.2973	57	18.7605
11	49	12.9121	56	18.6985
12	49	13.5578	55	18.6335
13	49	14.2356	54	18.5651
14	49	14.9474	53	18.4934
15	49	15.6949	52	18.4181
16	49	16.4796	51	18.3390
17	49	17.3035	50	18.2559

（注）幼児・18歳未満の学生および身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者（有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライプニッツ係数は，次の（例）に準じて算出します。

（例）３歳の幼児の場合

①　就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－３年）に対応する係数19.1191

②　就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－３年）に対応する係数10.3797

③　就労可能年数　49年（64年－15年）

④　適用する係数　8.7394（19.1191 － 10.3797）

２．18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.1687	58	11	8.3064
19	48	18.0772	59	11	8.3064
20	47	17.9810	60	11	8.3064
21	46	17.8801	61	10	7.7217
22	45	17.7741	62	10	7.7217
23	44	17.6628	63	9	7.1078
24	43	17.5459	64	9	7.1078
25	42	17.4232	65	9	7.1078
26	41	17.2944	66	8	6.4632
27	40	17.1591	67	8	6.4632
28	39	17.0170	68	8	6.4632
29	38	16.8679	69	7	5.7864
30	37	16.7113	70	7	5.7864
31	36	16.5469	71	6	5.0757
32	35	16.3742	72	6	5.0757
33	34	16.1929	73	6	5.0757
34	33	16.0025	74	6	5.0757
35	32	15.8027	75	5	4.3295
36	31	15.5928	76	5	4.3295
37	30	15.3725	77	5	4.3295
38	29	15.1411	78	4	3.5460
39	28	14.8981	79	4	3.5460
40	27	14.6430	80	4	3.5460
41	26	14.3752	81	4	3.5460
42	25	14.0939	82	4	3.5460
43	24	13.7986	83	3	2.7232
44	23	13.4886	84	3	2.7232
45	22	13.1630	85	3	2.7232
46	21	12.8212	86	3	2.7232
47	20	12.4622	87	3	2.7232
48	19	12.0853	88	3	2.7232
49	18	11.6896	89	2	1.8594
50	17	11.2741	90	2	1.8594
51	16	10.8378	91	2	1.8594
52	15	10.3797	92	2	1.8594
53	14	9.8986	93	2	1.8594
54	13	9.3936	94	2	1.8594
55	13	9.3936	95	2	1.8594
56	12	8.8633	96	2	1.8594
57	12	8.8633	97	2	1.8594
			98･99	2	1.8594
			100～	1	0.9524

特　　約

1 運転者限定に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
け	限定運転者	保険証券の運転者の範囲に記載されている者をいいます。
し	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。ただし、この特約が保険期間の中途で付帯された場合は、特約が付帯された日から保険期間末日までをいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

⑴　当会社は、この特約により、限定運転者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の①・②のいずれかに該当する事故による損害または傷害については除きます。
　①　被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
　②　自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故

⑵　この保険契約に普通保険約款第４章車両条項Ⅲ車内携行品条項が適用されている場合には、同条項第２条（保険金を支払う場合）に定める損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第４条（限定運転者であった者が運転している間に生じた事故に関する特則）

限定運転者に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害であっても、次の①・②の条件を満たす場合に限り、前条⑴の規定を適用しません。
　①　保険期間の初日において限定運転者に該当していた者が被保険自動車を運転していた間に生じた事故による損害または傷害であること。ただし、限定運転者に該当していた事実について当会社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者または記名被保険者が行った場合に限ります。
　②　限定運転者に該当しなくなった事実の発生日(注)に保険契約の条件の変更があったものとして、保険契約者が当会社の請求する追加保険料を払い込んでいること。

（注）公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合は、保険期間の初日とします。

2 運転者の年齢に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用語		定義
う	運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条（運転免許）第１項に規定する運転免許をいい、仮運転免許を除きます。
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
し	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	新規運転免許取得者	被保険自動車を運転することができる運転免許を新たに取得(注)した者をいいます。（注）失効または取り消し後における再取得の場合を除きます。
た	他の自動車	他車運転危険補償特約に規定する他の自動車をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
め	免許取得日	運転免許証に記載されている免許の年月日をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（運転者の年齢に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

⑴　当会社は、この特約により、次の①～④のいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者の年齢に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
　①　記名被保険者
　②　記名被保険者の配偶者
　③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
　④　①～③のいずれかに該当する者の業務(注)に従事中の使用人

（注）家事を除きます。

(2)　次の①・②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、(1)の規定は適用しません。
①　被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
②　自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故

(3)　この保険契約に普通保険約款第４章車両条項Ⅲ車内携行品条項が適用されている場合には、同条項第２条（保険金を支払う場合）に定める損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

(4)　この保険契約に車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合には、同特約に定める損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第４条（新規運転免許取得者に対する自動補償）

当会社は、前条(1)または運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）の規定により当会社に支払責任が発生しない事故が生じた場合であって、かつ、次の①～③の条件をいずれも満たしているときは、その事故により生じた損害に対しては、当会社が③の請求を承認していたものとみなして普通保険約款第１章賠償責任条項、第５章基本条項および被保険自動車について適用される特約のうち、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を適用します。
①　事故発生の時において、被保険自動車または他の自動車を運転していた者が前条(1)①～③のいずれかに該当する者であり、かつ、新規運転免許取得者であること。
②　事故の発生の日が、①の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内であること。
③　①の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により次のア・イのいずれかの承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。ただし、イ．の承認の請求については、運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）第３条（被保険者の範囲）に規定するいずれかの者が新規運転免許取得者である場合に限ります。
ア．この特約の運転者の年齢の変更または削除の承認の請求
イ．運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）の追加または変更の承認の請求

第５条（追加保険料の請求）

(1)　前条の場合には、当会社は、保険契約条件を変更する前の保険料と保険契約条件を変更した後の保険料の差に基づき計算した追加保険料を請求します。

(2)　(1)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、前条に規定する承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

3　運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者の年齢に関する特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第３条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、記名被保険者もしくはその配偶者の子またはその配偶者とします。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

第４条（運転者の年齢に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、運転者の年齢に関する特約第３条（運転者の年齢に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)の規定にかかわらず、前条の被保険者のうち、保険証券記載の同居の子供に適用する運転者の年齢に該当する者が保険証券記載の自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金を支払います。

4　無保険車傷害補償特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
あ	相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車(注)および日本国外にある自動車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

特約

用　語		定　　義
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
	他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第３条（保険金を支払う場合）⑴と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
	他の保険契約等	第３条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次の①・②のいずれかに該当する者をいいます。 ①　被保険者(注) ②　被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

用　語		定　　義
む	無保険自動車	相手自動車で、次の①～③のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が２台以上ある場合には、それぞれの相手自動車。ただし、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額(注1)が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ①　その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ②　その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③　その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注2)が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 （注１）③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 （注２）対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
	無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害(注)が生じることをいいます。 （注）被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条（この特約の適用条件）

⑴　この特約は、普通保険約款第２章人身傷害条項により支払われるべき保険金の額(注1)が、この特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額(注2)の合計額を下回る場合に、保険金請求権者の請求に基づいて適用されます。

（注１）普通保険約款第２章人身傷害条項第１条（用語の定義）に規定する他の保険契約等がある場合には、同条項第９条（支払保険金の計算）の規定により算出した当会社の支払うべき保険金の額とします。
（注２）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

⑵　⑴の場合、当会社は、普通保険約款第２章人身傷害条項によ

特約

る保険金を支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第３条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。
(2)　(1)の損害の額は第９条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
(3)　当会社は、１回の無保険車事故による(1)の損害の額が、次の①・②の合計額または次の①・③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
①　自賠責保険等によって支払われる金額(注１)
②　対人賠償保険等によって、賠償義務者が(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注２)
③　他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額(注３)

（注１）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
（注２）対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
（注３）他の自動車の無保険車傷害保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第４条（保険金を支払わない場合－その１）

(1)　当会社は、次の①～④のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
②　被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
③　被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
(2)　損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第５条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注１)
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　台風、洪水または高潮
④　核燃料物質(注２)もしくは核燃料物質(注２)によって汚染された物(注３)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　①～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。

第６条（保険金を支払わない場合－その３）

(1)　当会社は、次の①～③のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。
①　被保険者の父母、配偶者または子
②　被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限ります。
③　被保険者の使用者の業務(注)に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限ります。

（注）家事を除きます。

(2)　当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、これらの者または(1)②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
(3)　被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合(注)には、当会社は、保険金を支払いません。

（注）保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

(4)　当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(5)　当会社は、自動車検査証に事業用と記載されている自動車を被保険者が運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(6)　当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技(注１)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注２)することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）競技または曲技のための練習を含みます。
（注２）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(7)　当会社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を空港(注１)内で使用(注２)している間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）飛行場およびヘリポートを含みます。
（注２）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第７条（被保険者の範囲）

(1)　この特約における被保険者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤　①～④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2)　(1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
(3)　(1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表１の１または別表１の２に掲げる後遺障害(注)もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害(注)が生じることによって損害を被った場合は、(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

（注）その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第８条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第９条（損害額の決定）

(1)　当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
(2)　(1)の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の①・②の手続によって決定します。
①　当会社と保険金請求権者との間の協議
②　①の協議が成立しない場合は当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第 10 条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①・②の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。
①　普通保険約款第５章基本条項第20条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　普通保険約款第５章基本条項第20条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第 11 条（支払保険金の計算）

１回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の②・③のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

保険金の額	＝	第９条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額	＋	前条の費用
			－	次の①・②・④・⑤・⑥の合計額または次の①・③・⑤・⑥の合計額のうちいずれか高い額

①　自賠責保険等によって支払われる金額(注１)
②　対人賠償保険等によって賠償義務者が第３条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額(注２)
③　他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額(注３)
④　他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
⑤　保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
⑥　第９条の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

（注１）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
（注２）対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
（注３）他の自動車の無保険車傷害保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第 12 条（保険金請求権者の義務）

(1)　被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第３条（保険金を支払う場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の①～④の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
①　賠償義務者の住所および氏名または名称
②　賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③　賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④　保険金請求権者が第３条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
(2)　当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第 14 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 15 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款第５章基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えるものとします。

規　定	読み替え対象の字句		
第１条（用語の定義）に規定する保険金の定義	第１章賠償責任条項、第２章人身傷害条項、第３章搭乗者傷害条項または第４章車両条項	→	この特約
第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2)⑤	第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）(2)の対人臨時費用、同条(3)の対物超過修理費用および第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）(3)の臨時費用保険金	→	この特約
第24条（保険金の支払時期）	被保険者	→	保険金請求権者
第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	人身傷害または搭乗者傷害	→	この特約
第29条(代位)(1)・(2)	被保険者	→	保険金請求権者

5 人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用　語		定　義
う	運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保有者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（被保険者の範囲）

(1)　当会社は、この特約により、普通保険約款第２章人身傷害条項第５条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する者に限り、同条項の被保険者とします。ただし、②・③に該当する者については、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

①　被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者

②　被保険自動車の保有者

③　被保険自動車の運転者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2)　(1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車または他の自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。

(3)　(1)①の規定にかかわらず、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、被保険者に含みません。

6 自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用　語		定　義
あ	相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車(注)をいいます。 （注）原動機付自転車を含みます。
し	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	所有者	次の①～③のいずれかに該当する者をいいます。 ①　自動車(注)が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②　自動車(注)が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①・②以外の場合は、自動車(注)を所有する者 （注）原動機付自転車を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）に規定する損害保険金および臨時費用保険金をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車

特約

両損害条項第２条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、被保険自動車と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対してのみ、同条項、第５章基本条項および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等(注) ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合に限ります。

（注）登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項、第５章基本条項および被保険自動車について適用される他の特約の規定による場合のほか、被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第５条（費用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第１０条（費用）の規定にかかわらず、同条③・④に規定する費用は、同条項第８条（損害額の決定）の費用に含めません。

第６条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款第５章基本条項第２３条（保険金の請求）⑵ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の①～③の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 被保険自動車の損傷部位の写真
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第７条（車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

7 車両危険限定補償特約（A）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
た	他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）に規定する損害保険金および臨時費用保険金をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）⑴の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次の①～⑦のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項、第５章基本条項および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

① 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
② 盗難によって生じた損害
③ 騒擾（じょう）または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑤ 落書、いたずらまたは窓ガラス破損の損害。ただし、いたずらの損害については、被保険自動車の運行によって生じた損害および被保険自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を除きます。また、窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。
⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑦ ①～⑥のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

8 車両新価保険特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
き	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
し	市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等の公正な取引価格として客観性が認められる資料に記載された価格をいいます。
	修理費	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第９条（修理費）に規定する修理費をいいます。
	初度登録	被保険自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	新規取得自動車等	普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）⑴に定める新規取得自動車または所有自動車をいいます。

特
約

用　語		定　　義
	新車保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が被保険自動車の新車保険価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の初度登録後１年未満の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
そ	損害額	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第８条（損害額の決定）の損害額をいいます。
	損害保険金	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）⑴に規定する損害保険金をいいます。
た	代替自動車	被保険自動車の代替として使用する自動車をいいます。
	代替自動車の再取得	次の①～④のいずれかに該当する者が被保険自動車の代替として使用する自動車を再取得(注１)することをいいます。 ① 被保険自動車の所有者(注２) ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注１）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 （注２）所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主を含みます。
	他の保険契約等	第９条（再取得時諸費用保険金の支払）⑴の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
	被保険者	被保険自動車の所有者をいいます。
ふ	復旧	被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して90日以内に代替自動車を再取得、または被保険自動車を修理することをいいます。
	復旧額	被保険者が復旧を行うために実際に要した額をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金額	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第１条（用語の定義）に規定する保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①・②の条件をいずれも満たす場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 保険期間の末日が、被保険自動車の初度登録から37か月以内であること。

② この保険契約に普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項が適用されていること。

第３条（新車保険価額）

⑴ 当会社と保険契約者または被保険者は、新車保険価額を新車保険金額として定めるものとします。

⑵ 普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）⑴①・②のいずれかに該当する場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する時において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から37か月以内であるときは、前条の規定により新規取得自動車等の新車保険価額を定め、その価額に新車保険金額を変更するものとします。

⑶ ⑵の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から37か月を超えるときは、当会社は、この特約を適用しません。

⑷ ⑵の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

⑸ ⑷の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（支払保険金の計算）

⑴ １回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第11条（支払保険金の計算）⑴の規定にかかわらず、次の①～③のとおりとします。ただし、保険証券記載の新車保険金額を限度とし、新車保険価額が妥当な価額(注１)を著しく超える場合は、その価額を新車保険金額とします。

① 次のア．～ウ．のいずれかに該当するときは、新車保険金額

ア．被保険自動車の損傷を修理することができない場合で、代替自動車の再取得を行ったとき。

イ．修理費が新車保険金額の50％以上(注２)となる場合で、復旧を行ったとき。

ウ．修理費が保険金額以上となる場合で復旧を行ったとき。

② 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で、代替自動車の再取得を行わなかったとき、または修理費が保険金額以上となる場合で、復旧を行わなかったときは、保険金額

③ ①・②以外の場合は、次の算式によって算出した額

特約

損害保険金の額	＝	普通保険約款第４章車両条項Ｉ車両損害条項第８条（損害額の決定）の損害額	－	保険証券記載の免責金額（注３）

（注１）契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の初度登録後１年未満の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
（注２）外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。
（注３）当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

(2)　(1)①に規定する当会社が支払うべき保険金の額は、損害を受けた被保険自動車を復旧するために実際に要した額（注）を超えないものとします。

（注）被保険自動車の代替として使用する自動車を再取得する場合は、その自動車の車両本体価格、付属品の価格およびそれらに課される消費税をいい、その他の税および登録諸費用を含みません。

第５条（復旧義務）

(1)　被保険者は、前条(1)①の規定により損害保険金の支払を受ける場合には、復旧を履行しなければなりません。ただし、復旧に際して、やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間について、これを変更することができます。
(2)　保険契約者または被保険者は、(1)に規定する復旧を行った場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

第６条（新車保険価額の評価のための告知）

(1)　保険契約者または被保険者は、被保険自動車の新車保険価額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2)　被保険自動車の新車保険価額を定めるに際し、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当会社が被保険自動車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第３条（新車保険価額）の規定により定めるべき額と異なった新車保険金額が定められた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
(3)　(2)の規定は次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。
　①　(2)の事実がなくなった場合
　②　被保険自動車の新車保険価額を定める際、当会社が(2)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（注）
　③　保険契約者または被保険者が、被保険自動車の新車保険価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、被保険自動車の新車保険価額を定める際に当会社に告げられていたとしても、当会社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
　④　当会社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを勧めた場合を含みます。

(4)　(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、その損害については、第４条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款第４章車両条項Ｉ車両損害条項第８条（損害額の決定）および第11条（支払保険金の計算）(1)の規定を適用します。この場合において、既に第４条の規定を適用して損害保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款第４章車両条項Ｉ車両損害条項第８条および第11条(1)の規定を適用して算出した損害保険金との差額の返還を請求することができます。
(5)　(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
(6)　(5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第４条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款第４章車両条項Ｉ車両損害条項第８条（損害額の決定）および第11条（支払保険金の計算）(1)の規定を適用します。

第７条（この特約を適用しない場合）

当会社は、被保険自動車が盗難されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車に生じた損害を除きます。

第８条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行使することができます。
　①　保険契約者または被保険者が第５条（復旧義務）(2)に定める通知を行った時
　②　被保険者が復旧する意思のないことを当会社に申し出た場合は申出を行った時
　③　①・②以外の場合は被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して90日を経過した時

第９条（再取得時諸費用保険金の支払）

(1)　被保険者が代替自動車を再取得したことにより、当会社が損害保険金を支払う場合は、次の①・②に定める額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。
　①　新車保険価額が100万円以下の場合は、10万円
　②　新車保険価額が100万円を超える場合は、次の算式によって算出される額。ただし、30万円を限度とします。

再取得時諸費用保険金の額	＝	新車保険価額（注）	×	10％

（注）新車保険価額が契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の初度登録後１年未満の自動車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、その市場販売価格相当額を新車保険価額とします。

(2)　当会社は、(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と第４条（支払保険金の計算）に定める損害保険金の合計額が保険証券記載の新車保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。
(3)　他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき再取得時諸費用保険金の額を支払います。
(4)　(3)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して再取得時諸費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に

対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。
(5)　当会社に対する再取得時諸費用保険金の請求権は、被保険者が代替自動車を再取得した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(6)　当会社は、再取得時諸費用保険金を支払う場合は、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）(3)に定める臨時費用保険金を支払いません。既に臨時費用保険金を支払っていた場合は、当会社は、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

第 10 条（被害物についての当会社の権利）

当会社は、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第13条（被害物についての当会社の権利）の規定にかかわらず、代替自動車の再取得を行ったことにより、当会社がその権利を取得する旨の意思を表示して保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

第 11 条（普通保険約款および他の特約との関係）

(1)　当会社は、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(5)の規定にかかわらず、同条(5)に規定する入替自動車に生じた損害に対しては、この特約を適用しません。
(2)　この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（車両損害についての特則）(2)の「その他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第 12 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第５章基本条項の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えるものとします。

規　定	読み替え対象の字句		
第11条（保険金額の変更）	被保険自動車の価額	→	被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の初度登録後１年未満の自動車の市場販売価格相当額
第11条（保険金額の変更） 第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）	被保険自動車の保険金額	→	被保険自動車の新車保険金額

9　車両保険の修理限度額に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　義
い	入替自動車	普通保険約款第５章基本条項第１条（用語の定義）に規定する入替自動車をいいます。
し	修理限度額	保険証券記載の修理限度額をいいます。
	取得日	普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(6)に規定する取得日をいいます。
せ	全損	被保険自動車を修理することができない場合、または普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第９条（修理費）の修理費が保険金額以上となる場合をいいます。
そ	損害保険金	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害保険金をいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車に普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第３条（支払保険金の計算）

(1)　１回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第11条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次の①・②のとおりとします。
①　修理限度額が保険金額以下である場合
ア．全損の場合は、保険金額
イ．上記ア．以外のときは、次の算式によって算出した額。ただし、修理限度額を限度とします。

損害保険金の額	＝	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第８条（損害額の決定）②・③のいずれかの額	－	免責金額

②　修理限度額が保険金額を超えている場合
ア．全損の場合であって、その損傷を修理しないときは、保険金額
イ．上記ア．以外のときは、次の算式によって算出した額。ただし、修理限度額を限度とします。

損害保険金の額	＝	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第８条②・③のいずれかの額	－	免責金額

(2)　普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第11条（支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず、同条項第８条（損害額の決定）の損害額のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が次の①・②に掲げる被保険者の自己負担額を超過するときは、当会社は次の算式によって算出した額により保険金を支払います。

損害保険金の額	＝	(1)に定める損害保険金の額	－	（回収金(注1)の額	－	次の①・②に掲げる被保険者の自己負担額）

① 修理限度額が保険金額以下であるときは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者の自己負担額	＝	損害額(注2)	－	(1)①に定める損害保険金の額

② 修理限度額が保険金額を超えているときは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者の自己負担額	＝	損害額(注2)または修理限度額のいずれか低い額	－	(1)②に定める損害保険金の額

（注1）第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
（注2）損害額が保険金額を超えるときは、保険金額とします。

第4条（普通保険約款との関係）

入替自動車の取得日から、当会社が普通保険約款第5章基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)の被保険自動車の入替の承認を受けた時(注)までの期間に入替自動車に生じた損害に対しては、1回の事故につき当会社の支払う損害保険金の額は、前条(1)および普通保険約款第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第11条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次の①・②のとおりとします。

① 修理限度額が入替自動車の保険金額以下である場合
　ア．全損の場合は、入替自動車の保険金額
　イ．上記ア．以外のときは、次の算式によって算出した額。ただし、修理限度額を限度とします。

損害保険金の額	＝	普通保険約款第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第8条（損害額の決定）②・③のいずれかの額	－	免責金額

② 修理限度額が入替自動車の保険金額を超えている場合
　ア．全損の場合であって、その損傷を修理しないときは、入替自動車の保険金額
　イ．上記ア．以外のときは、次の算式によって算出した額。ただし、修理限度額を限度とします。

損害保険金の額	＝	普通保険約款第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第8条②・③のいずれかの額	－	免責金額

（注）当会社が普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。

10 車両盗難危険補償対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険金	普通保険約款第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害保険金および臨時費用保険金をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車に普通保険約款第4章車両条項Ⅰ車両損害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第3条（盗難危険の補償対象外）

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章車両条項Ⅰ車両損害条項第2条（保険金を支払う場合）、同条項第10条（費用）③および被保険自動車について適用される他の特約の規定にかかわらず、被保険自動車について盗難によって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

（注）発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

11 リサイクル部品使用特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
こ	国産自動車	日本国内で製造され、かつ、主務大臣の指定がなされている型式の自動車をいい、日本の自動車メーカーによって日本国内で製造された輸出向けの自動車で、日本国外に輸出された後、日本国内に持ち込まれた自動車を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。（注）車両番号標および標識番号標を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①～③に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 被保険自動車の用途車種が、次のア．～キ．のいずれかであること。ただし、被保険自動車の自動車検査証記載の用途

が特種用途である場合を除きます。
ア．自家用普通乗用車
イ．自家用小型乗用車
ウ．自家用普通貨物車（最大積載量０.５トン以下）
エ．自家用普通貨物車（最大積載量０.５トン超２トン以下）
オ．自家用軽四輪乗用車
カ．自家用小型貨物車
キ．自家用軽四輪貨物車
② 被保険自動車が国産自動車であること。
③ 被保険自動車に普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項の適用があること。

第３条（リサイクル部品の使用）

⑴ 当会社は、この特約により、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第９条（修理費）にいう「被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費」のうち、部分品の交換による修理費については、その部分品がリサイクル部品(注)である場合の価格によって定めます。

（注）中古の部分品をいい、再生の部分品を含みます。

⑵ 当会社は、修理のために入庫した修理工場が必要とするリサイクル部品(注)を入手できない場合で、当会社によるあっせんによって、普通保険約款第５章基本条項第２０条（事故発生時の義務）②の事故通知を当会社が受領した日またはその修理工場へ入庫した日のいずれか遅い日の翌日から起算して７日以内にその修理工場が必要とするリサイクル部品(注)が到着しないときは、⑴の規定は適用しません。

（注）中古の部分品をいい、再生の部分品を含みます。

12 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用　語	定　　義
保険金	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第２条（保険金を支払う場合）に規定する損害保険金および臨時費用保険金をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第３条（保険金を支払わない場合－その１）③・⑥の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車について次の①・②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。
① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第４条（保険金の支払時期）

⑴ 普通保険約款第５章基本条項第２４条（保険金の支払時期）⑴の確認をするため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における同条⑴①～⑤の事項の確認のための調査が不可欠な場合には、同条⑴の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて３６５日を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第５章基本条項第２３条（保険金の請求）⑵・⑶の規定による手続を完了した日をいいます。

⑵ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく当会社が保険金を支払うために必要な普通保険約款第５章基本条項第２４条（保険金の支払時期）⑴①～⑤の事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、⑴または同条⑴の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

13 他車運転危険補償特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
う	運転中	駐車または停車中を除きます。
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
し	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	他の運転自動車	被保険者が、自ら運転者として運転中の他の自動車をいいます。

特約

用　語		定　　義
	他の自動車	次の①・②のいずれかに該当する自動車以外の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超２トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。 ①　記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車(注)または常時使用する自動車 ②　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有する自動車(注)または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
	他の自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途車種	登録番号標等(注)上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）車両番号標および標識番号標を含みます。
れ	レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人である場合に適用されます。

第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1)　当会社は、次の①～④のいずれかに該当する者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第１章賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次の①～④のいずれかに該当する者に限ります。

①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(2)　当会社は、この特約により、普通保険約款第１章賠償責任条項第２条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた１回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3)　(1)・(2)の規定(注１)に関して他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害額(注２)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注１）普通保険約款第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）(2)に規定する対人臨時費用を除きます。
（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(4)　(1)の規定による普通保険約款第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）(2)の対人臨時費用に関して他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、対人臨時費用に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第４条（車両損害についての特則）

(1)　当会社は、この保険契約に普通保険約款第４章車両条項Ｉ車両損害条項が適用されている場合には、普通保険約款第１章賠償責任条項第６条（保険金を支払わない場合－その３　対物賠償）の規定にかかわらず、他の運転自動車に生じた損害に関し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、前条の規定に従い、保険金を支払います。

(2)　(1)の規定にかかわらず、当会社は、この特約の付帯される普通保険約款第４章車両条項Ｉ車両損害条項、第５章基本条項およびその他の特約において、他の運転自動車を被保険自動車とみなして適用した場合に、当会社の支払責任が発生しないときは、保険金を支払いません。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第１章賠償責任条項および第５章基本条項の規定による場合のほか、次の①～④のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の使用者の業務(注１)のために、その使用者の所有する自動車(注２)を運転しているとき。
②　被保険者が役員(注３)となっている法人の所有する自動車(注２)を運転しているとき。
③　自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
④　被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

特約

（注１）家事を除きます。
（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注３）理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第６条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第７条（被保険自動車の譲渡）⑵の規定は適用しません。

14 ファミリーバイク特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
し	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	借用原動機付自転車	第６条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車(注)以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
れ	レンタカー以外の借用原動機付自転車	借用原動機付自転車から、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の原動機付自転車を除いたものをいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）

⑴　当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第１章賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が５万円を超えるときには、その免責金額を５万円とみなします。

⑵　⑴の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款第１章賠償責任条項第２条（保険金を支払う場合－対人賠償）⑵の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条⑴の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑶　⑴・⑵の規定(注１)に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害額(注２)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

（注１）普通保険約款第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）⑵に規定する対人臨時費用を除きます。
（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

⑷　⑴の規定による普通保険約款第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）⑵の対人臨時費用に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、対人臨時費用に対して保険金を支払います。

第４条（保険金を支払う場合－人身傷害）

⑴　当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(注)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第２章人身傷害条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。

（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

⑵　⑴の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(注)の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

（注）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

当会社は、第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款第１章賠償責任条項および第５章基本条項の規定による場合のほか、次の①～④のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(注１)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(注２)を、その使用者の業務(注１)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注１）家事を除きます。
（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第６条（被保険者の範囲）

この特約においては、普通保険約款第１章賠償責任条項第８条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）および第２章人身傷害条項第５条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次の①～④のいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第７条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第７条（被保険自動車の譲渡）⑵の規定は適用しません。

第８条（運転者限定に関する特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約、運転者の年齢に関する特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

15 ファミリーバイク特約（賠償・自損補償）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し	自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
	借用原動機付自転車	第７条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車(注)以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
に	入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
れ	レンタカー以外の借用原動機付自転車	借用原動機付自転車から、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の原動機付自転車を除いたものをいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

特約

第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）

⑴　当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第１章賠償責任条項および被保険自動車について適用される他の特約を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が５万円を超えるときには、その免責金額を５万円とみなします。

⑵　⑴の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款第１章賠償責任条項第２条（保険金を支払う場合－対人賠償）⑵の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条⑴の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

⑶　⑴・⑵の規定(注１)に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害額(注２)から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

（注１）普通保険約款第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）⑵に規定する対人臨時費用を除きます。
（注２）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

⑷　⑴の規定による普通保険約款第１章賠償責任条項第15条（費用－対人・対物賠償共通）⑵の対人臨時費用に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第22条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、これらの保険契約または共済契約に優先して、対人臨時費用に対して保険金を支払います。

第４条（保険金を支払う場合－自損傷害）

⑴　当会社は、被保険者が次の①・②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金(注１)を支払います。
　①　正規の乗車装置に搭乗中(注２)の原動機付自転車の運行に起因する事故
　②　原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下。ただし、被保険者が原動機付自転車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注３)に搭乗中である場合に限ります。

（注１）死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
（注２）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。
（注３）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

⑵　⑴の傷害にはガス中毒を含みます。
⑶　⑴の傷害には、次の①・②のものを含みません。
　①　日射、熱射または精神的衝動による障害
　②　被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

第５条（保険金を支払わない場合－その１　賠償責任）

当会社は、第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款第１章賠償責任条項および第５章基本条項の規定による場合のほか、次の①～④のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
　①　被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(注１)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第７条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
　②　被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(注２)を、その使用者の業務(注１)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第７条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
　③　第７条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
　④　被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注１）家事を除きます。
（注２）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第６条（保険金を支払わない場合－その２　自損傷害）

⑴　当会社は、次の①～⑤のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
　①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
　②　被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に生じた傷害
　③　被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた傷害
　④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
　⑤　被保険者が搭乗中の原動機付自転車を空港(注１)内で使用(注２)している間に生じた事故による傷害

（注１）飛行場およびヘリポートを含みます。
（注２）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

⑵　傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
⑶　当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、保険金を支払いません。

（注）丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

⑷　当会社は、次の①～⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
　①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱

特約

その他これらに類似の事変または暴動(注1)
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①〜④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 被保険者が搭乗中の原動機付自転車を競技、曲技(注4)もしくは試験のために使用すること、または被保険者が搭乗中の原動機付自転車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。

(注1)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2)使用済燃料を含みます。
(注3)原子核分裂生成物を含みます。
(注4)競技または曲技のための練習を含みます。
(注5)救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(5) 当会社は、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱うことを業としている者(注)が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注)これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第7条(被保険者の範囲)

この特約においては、普通保険約款第1章賠償責任条項第8条(被保険者の範囲－対人・対物賠償共通)(1)の規定にかかわらず、次の①〜④のいずれかに該当する者を被保険者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第8条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条(死亡保険金の支払－自損傷害)

(1) 当会社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合－自損傷害)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

(注)1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した額を支払います。

(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第10条(後遺障害保険金の支払－自損傷害)

(1) 当会社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合－自損傷害)の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表1の1または別表1の2に掲げる後遺障害が生じた場合は、該当する等級に応じ、この特約の別表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
(2) 普通保険約款別表1の1または別表1の2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(3) 同一事故により、普通保険約款別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の①〜④のいずれかの額を後遺障害保険金として支払います。
① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める金額
② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める金額
③ ①・②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める金額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
④ ①〜③以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に定める金額
(4) 既に後遺障害のある被保険者が第4条(保険金を支払う場合－自損傷害)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

後遺障害保険金の額	＝	普通保険約款別表1の1または別表1の2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額	－	普通保険約款別表1の1または別表1の2に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額

第11条(介護費用保険金の支払－自損傷害)

(1) 当会社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合－自損傷害)の傷害を被り、その直接の結果として、この特約の別表の2の第1級もしくは第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表1の2の第3級③もしくは④に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。
(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

第12条(医療保険金の支払－自損傷害)

(1) 当会社は、被保険者が第4条(保険金を支払う場合－自損傷害)の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。
① 入院した場合

医療保険金	＝	6,000円	×	入院日数

② 通院した場合

医療保険金	＝	4,000円	×	通院日数(注)

(注)①に該当する日数を除きます。

(2) (1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3)　(1)の医療保険金の額は、１回の事故につき、100万円を限度とします。

(4)　被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

第13条（他の身体の障害または疾病の影響－自損傷害）

(1)　被保険者が第４条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2)　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第４条（保険金を支払う場合－自損傷害）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第14条（当会社の責任限度額等－自損傷害）

(1)　１回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第９条（死亡保険金の支払－自損傷害）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

(2)　１回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第10条（後遺障害保険金の支払－自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

(3)　当会社は、(1)・(2)に定める保険金のほか、１回の事故につき、第11条（介護費用保険金の支払－自損傷害）および前条の規定による介護費用保険金ならびに第12条（医療保険金の支払－自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第15条（代位－自損傷害）

当会社が保険金(注)を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

（注）死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。

第16条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－自損傷害）

(1)　第４条（保険金を支払う場合－自損傷害）(1)の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、他の自損事故保険等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、当会社は、他の自損事故保険等に優先して、傷害に対して保険金を支払います。

(2)　(1)の規定の適用においては、第４条（保険金を支払う場合－自損傷害）の保険金を次の①～③に区分して、それぞれ各別に適用します。

①　介護費用保険金
②　医療保険金
③　死亡保険金および後遺障害保険金

第17条（保険金の請求－自損傷害）

当会社に対する保険金(注)の請求権は、次の①～④の時から発生し、これを行使することができるものとします。

①　死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②　後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
③　介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以降とします。
④　医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事する程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

（注）死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。

第18条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款第５章基本条項第７条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第19条（運転者限定に関する特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約、運転者の年齢に関する特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款第５章基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えるものとします。

規　　定	読み替え対象の字句		
第25条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）	人身傷害または搭乗者傷害	→	自損傷害
	第23条（保険金の請求）	→	この特約第17条（保険金の請求－自損傷害）

別　表
後遺障害等級別保険金支払額表

1．介護を要する後遺障害

第 1 級	2,000万円	第 2 級	1,500万円

2．1.以外の後遺障害

第 1 級	1,500万円	第 8 級	470万円
第 2 級	1,295万円	第 9 級	365万円
第 3 級	1,110万円	第 10 級	280万円
第 4 級	960万円	第 11 級	210万円
第 5 級	825万円	第 12 級	145万円
第 6 級	700万円	第 13 級	95万円
第 7 級	585万円	第 14 級	50万円

16 弁護士費用等補償特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
あ	あっせん・仲裁機関	申立人の申立に基づき和解のためのあっせん・仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
き	記名被保険者	普通保険約款第１章賠償責任条項第１条（用語の定義）に規定する記名被保険者をいいます。
し	自動車	原動機付自転車を含みます。
	自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
	身体傷害	被保険者が被った身体の傷害(注)をいいます。 (注)身体の傷害に起因する死亡を含みます。
そ	損害額	第２条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害の額をいいます。
た	他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と全部または一部に対して支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、日本国内において発生した次の①～③のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によって、被保険者(注１)が費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
　①　自動車の所有、使用または管理に起因する事故
　②　自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下
　③　①・②以外で、日常生活に起因する事故または居住の用に供される住宅(注２)の所有、使用または管理に起因する事故

（注１）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
（注２）敷地内の動産および不動産を含みます。

(2)　(1)における費用とは、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士、裁判所またはあっせん・仲裁機関に対して支出した弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用であって、次の①・②のいずれかに該当する費用をいいます。
　①　身体傷害により法律上の損害賠償を請求する場合に要した費用
　②　被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、き損もしくは汚損およびこれらに起因して被保険者が被る経済的損失について法律上の損害賠償を請求する場合に要した費用
(3)　当会社は、(1)の事故が保険期間内に発生した場合にのみ、保険金を支払います。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は次の①～⑤のいずれかに該当する事故による損害に対しては保険金を支払いません。
　①　被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故
　②　被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた事故
　③　被保険者が、所有、使用または管理する財物について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで所有、使用または管理している間に生じた事故
　④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた事故
　⑤　被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を空港(注１)内で使用(注２)している間に生じた事故

（注１）飛行場およびヘリポートを含みます。
（注２）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①～⑦のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
　①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注１)
　②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
　③　台風、洪水または高潮
　④　核燃料物質(注２)もしくは核燃料物質(注２)によって汚染された物(注３)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
　⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
　⑥　①～⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
　⑦　被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技(注４)もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注５)することによって発生した事故

（注１）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注２）使用済燃料を含みます。
（注３）原子核分裂生成物を含みます。
（注４）競技または曲技のための練習を含みます。
（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①～④のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償を請求するときに要した費用に対しては、保険金を支払いません。
　①　第６条（被保険者の範囲）(1)①～④に規定する被保険者
　②　被保険者の父母、配偶者または子
　③　被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限ります。
　④　被保険者の使用者の業務(注)に被保険者が所有、使用または管理する財物を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務(注)に従事している場合に限ります。

特約

（注）家事を除きます。

第６条（被保険者の範囲）

(1)　この特約における被保険者は、次の①～⑤のいずれかに該当する者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤　①～④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2)　(1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗している者は被保険者に含みません。
(3)　(1)の規定にかかわらず、自動車取扱業者が自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第８条（支払保険金の計算）

１回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、被保険者１名につき、300万円を限度とします。

保険金の額	＝	第２条（保険金を支払う場合）(2)に規定する費用	－	第２条(2)に規定する費用のうち、普通保険約款第１章賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用

第９条（事故発生時の義務）

(1)　保険契約者または被保険者は、第２条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生した場合または同条(1)の事故によって被保険者が被った身体傷害により法律上の損害賠償を請求する場合で、被保険者が同条(2)に規定する費用を支出しようとするときは、次の①・②に定める事項を第２条(1)の事故の発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知しなければなりません。
①　事故の発生の日時、場所および事故の状況
②　賠償義務者の住所および氏名または名称
(2)　保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、被保険者が、過失がなく第２条（保険金を支払う場合）(1)の事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知ができなかった場合を除きます。

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1)　他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2)　(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を保険金の支払額として、他の保険契約等に優先して支払います。また、他の保険契約等によって、この保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額をこの特約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第 11 条（保険金の請求）

(1)　当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）(2)に規定する費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2)　被保険者が保険金の支払を請求する場合には、保険証券に添えて次の①～④の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
①　保険金の請求書
②　法律相談等を行った弁護士による法律相談の日時、内容についての書類
③　第２条（保険金を支払う場合）(2)に規定する費用について、その費用の支払を証明する書類
④　その他当会社が普通保険約款第５章基本条項第24条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(3)　当会社は、事故の内容または損害額・傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(4)　被保険者が(2)の書類に故意に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（代位）

(1)　損害が生じたことにより被保険者が第２条（保険金を支払う場合）(2)に規定する費用の請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①・②の額を限度とします。
①　当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
②　①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2)　(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第 13 条（支払保険金の返還）

(1)　当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合は、被保険者に支払った保険金の返還を求めることができます。
①　弁護士への委任の取消等により被保険者が支払った着手金の返還を受けた場合
②　第２条（保険金を支払う場合）(1)の事故に関して被保険者が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のア．の額がイ．の額を超過する場合
ア．被保険者がその訴訟について弁護士に支払った費用の全額
イ．判決で認定された弁護士費用の額と当会社が第２条の規定により、既に支払った保険金の合計額
(2)　(1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は次の①・②に定めるとおりとします。
①　(1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第２条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。

特約

② ⑴②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第14条（運転者限定に関する特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定に関する特約および運転者の年齢に関する特約の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

17 危険物積載時における対物賠償責任保険の支払限度額に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用 語	定 義
た	対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
	対物賠償責任保険の保険金額	保険証券記載の対物賠償責任保険の保険金額をいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償責任保険が締結されている場合に適用されます。

第3条（対物賠償責任保険の支払限度額）

当会社は、この特約により、対物事故において、被保険自動車に危険物(注1)を業務(注2)として積載すること、または被保険自動車が、危険物(注1)を業務(注2)として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引することによって生じた損害(注3)に対して保険金を支払う場合には、その損害(注3)に対して当会社の支払う保険金の額は、次の①～③に定める額を限度とします。

① 対物賠償責任保険の保険金額が無制限の場合は、1億円

② 対物賠償責任保険の保険金額が無制限以外の場合であって、1億円を超えるときは、1億円

③ ①・②以外の場合は、対物賠償責任保険の保険金額

（注1）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
（注2）家事を除きます。
（注3）対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。

18 リースカーに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①・②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。

② 被保険自動車がリースカーの自動車保険に関する特約第1条（対象とする自動車の範囲）に定める自動車に該当すること。

第3条（保険責任の始期）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）⑶の規定は適用しません。ただし、次の①・②のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条（保険料の払込み）または第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）⑵に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故

② 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第2条（保険契約の申込み）に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、リースカーの自動車保険に関する特約第6条⑴に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第4条（リース契約の終了または解除の場合）

当会社は、この特約により、被保険自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から被保険自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（解 除）

リースカーの自動車保険に関する特約第8条（リース契約の終了または解除の場合）⑵の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款第5章基本条項第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第8条⑴の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

19 リースカーの臨時代替自動車補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用 語	定 義
き	記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約と支払責任が同じである、臨時代替自動車について適用される他の保険契約または共済契約をいいます。

特約

用　語		定　　義
ひ	被代替自動車	被保険自動車のうち、整備、修理、点検等のために記名被保険者が使用できない自動車をいいます。
	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
り	臨時代替自動車	記名被保険者が被保険自動車を整備、修理、点検等のために使用できない間に、その代替自動車として保険契約者がリース契約に基づき臨時に貸与する自動車をいいます。ただし、記名被保険者およびその使用人が所有する自動車(注)を除きます。 (注)所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にリースカーに関する特約が適用されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第1章賠償責任条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者およびその使用人に限ります。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第2章人身傷害条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第5条（保険金を支払う場合－搭乗者傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第3章搭乗者傷害条項および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第6条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害補償特約および被代替自動車について適用される他の特約を適用します。

第7条（保険責任の始期および終期）

(1)　臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時に終わります。
(2)　(1)の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

20 等級プロテクト特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用　語	定　　義
保険事故	普通保険約款およびこれに付帯される特約に従い保険金を支払う事故をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（第1回目の事故についての取扱い）

当会社は、この特約により、保険証券記載の保険期間中第1回目に生じた保険事故については、等級すえおき事故とみなします。ただし、その事故が、等級すえおき(注)またはノーカウントとなる事故の場合は、第1回目の保険事故としません。

(注)この特約により、等級すえおきとなる場合を除きます。

21 保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用　語		定　　義
し	次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、最終年度については1年未満であっても1保険年度とします。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1)　普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により当会

社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

⑵　⑴の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

⑶　⑵の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

⑷　普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑷の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

⑸　⑷の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）⑸の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条⑹に規定する取得日の翌日から起算して３０日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。

⑹　普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑹または同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）⑴の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

⑺　⑹の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更および保険金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第６条（分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第２回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第７条（解除－分割保険料不払の場合）

⑴　当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①　払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

②　払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

⑵　⑴の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①　⑴①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

②　⑴②による解除の場合は、次回払込期日

⑶　⑴の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、既に領収した保険料の総額から既経過期間に対し、次の①・②のいずれかによって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

①　保険契約者が、普通保険約款別表４の注３に規定する「年払」により分割保険料を払い込んでいる場合は、同表に掲げる短期率（一般）

②　①以外の場合は、普通保険約款別表４に掲げる短期率（月割）

⑷　保険期間が１年を超える場合は、保険年度ごとに⑶の規定を適用します。

22 保険料分割払（口座振替方式）に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用　語	定　　義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約が適用されており、かつ、口座振替により保険料を払い込む場合に限り適用されます。

ただし、次の①・②のいずれかに該当する場合を除きます。

①　保険料払込方式が総保険料を分割し毎年徴する方式である場合

②　保険料払込方式が１０回払方式である場合

第３条（分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、この特約により、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第３回分割保険料の払込期日をその第２回分割保険料の払込期日とみなして保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

23 保険料分割払特約（大口）

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
し	次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第２条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第３条（保険料の払込方法等）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回保険料を払い込み、第２回目以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第５条（保険料不払の場合の特則）

当会社は、保険料払込方法が口座振替である場合で、保険契約者が第２回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第２回保険料の払込期日から１か月を経過した日(注)をその第２回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注）第２回保険料の払込期日から１か月を経過した日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、その休業日の翌営業日とします。

第６条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(5)の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(6)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
(6) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)または同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更および保険金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第７条（保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が、第２回目以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第８条（解除－保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
　① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
　② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
(2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
　① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日
　② (1)②による解除の場合は、次回払込期日
(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、既に領収した保険料の総額から既経過期間に対し普通保険約款別表４に掲げる短期率（一般）によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

24 初回保険料の口座振替に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	次の①～③の保険料をいいます。 ① 一時払の場合の保険料 ② この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には第１回分割保険料 ③ この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合には第１回保険料
	初回保険料払込期日	指定口座から当会社の口座に保険料を振り替える日をいい、提携金融機関ごとに定められた期日をいいます。
	次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
(2) この特約は、次の①・②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
　① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。

特
約

② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料の口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

第３条（初回保険料の払込み）

⑴ 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
⑵ 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
⑶ 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第４条（初回保険料払込み前の事故の取扱い）

⑴ 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まなければなりません。
⑵ 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して、普通保険約款第５章基本条項第２条（保険責任の始期および終期）⑶の規定、保険料分割払特約の適用があるときは、同特約第４条（分割保険料領収前の事故）の規定および保険料分割払特約（大口）の適用があるときは、同特約第４条（保険料領収前の事故）の規定は適用しません。
⑶ ⑵の規定により、被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第５条（解除－初回保険料不払の場合）

⑴ 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
⑵ 当会社は、⑴の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

25 初回保険料の口座振替翌月払特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
い	一時払	保険料(注)を一時に払い込む方法をいいます。 （注）この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。
し	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回保険料	払込方法が分割払（年払）もしくは分割払（月払）の場合の第１回保険料または一時払の場合の保険料をいいます。
	初回保険料払込期日	第４条（保険料の払込方法）⑵に定める初回保険料の払込期日をいいます。
	次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
は	払込期日	指定口座から当会社の口座に保険料を振り替える日をいい、提携金融機関ごとに定められた期日をいいます。
ふ	分割払（月払）	保険料(注)を保険証券記載の回数および金額に分割して毎月払い込む方法をいいます。 （注）この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。
	分割払（年払）	保険料(注)を保険証券記載の回数および金額に分割して毎年払い込む方法をいいます。 （注）この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。ただし、最終年度については１年未満であっても１保険年度とします。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①・②に定める条件をいずれも満たす場合に適用されます。
① 指定口座が提携金融機関に、保険期間の初日までに設定されていること。
② この保険契約の締結および当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が保険期間の初日までになされていること。

第３条（保険料の払込み）

⑴ 保険料の払込みは、払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
⑵ 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
⑶ 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
⑷ ⑴～⑶の規定にかかわらず、保険契約者は、コンビニエンスストアでの払い込み等当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第４条（保険料の払込方法）

⑴ 保険契約者は、次の①～③のいずれかの方法により保険料を

特約

払い込むこととします。
① 分割払（年払）
② 分割払（月払）
③ 一時払
(2) 保険契約者は、次の①～③に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。
① 初回保険料であるときは、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
② 払込方法が分割払（年払）の場合の第２回以降の保険料であるときは、第１回保険料の払込期日以降に到来する毎年の払込期日
③ 払込方法が分割払（月払）の場合の第２回以降の保険料であるときは、第１回保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

第５条（初回保険料不払の場合の特則）

前条において、保険契約者がこの保険契約の保険料を第３条（保険料の払込み）(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、かつ、初回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第６条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(5)の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(6)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。
(6) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)または同条項第１８条（保険料の返還または請求―保険金額の変更の場合）(1)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更および保険金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第７条（保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、次の①・②に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 払い込むべき保険料が初回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日
② 払い込むべき保険料が第２回以降の保険料である場合は、その保険料払込期日の翌日

第８条（事故発生時の取扱い）

(1) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金または損害賠償額の支払請求が行われるときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を支払ったときに限り、その事故に対する保険金を支払います。
(2) 事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に支払う旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
(3) (2)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第９条（解除－保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
(2) (1)の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日
② (1)②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の末日のいずれか早い日
(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、既に領収した保険料の総額から既経過期間に対し次の①・②のいずれかによって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
① 保険料の払込方法が分割払（年払）または一時払の場合は、普通保険約款別表４に掲げる短期率（一般）
② 保険料の払込方法が分割払（月払）の場合は、普通保険約款別表４に掲げる短期率（月割）
(4) 保険期間が１年を超える場合は、保険年度ごとに(3)の規定を適用します。
(5) (1)の規定により初回保険料の払込みがないことにより解除された保険契約について、前条(2)の規定により既に支払った保険金がある場合には、当会社は、保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

第10条（分割払（月払）における特則）

(1)　保険料の払込方法が分割払（月払）の場合において、保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったときには、当会社は前条(2)①の規定にかかわらず、その払込期日の前月の払込期日から解除の効力が生じるものとします。
(2)　(1)の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当会社が既に支払った保険金があるときには、当会社は、保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

26 追加保険料の口座振替に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　義
し	次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	第3条（追加保険料の払込み）(3)①の規定により追加保険料を分割して払い込む場合は第1回分割追加保険料、第3条(3)②の規定により追加保険料を一時に払い込む場合は追加保険料の全額をいいます。
	初回追加保険料払込期日	当会社の定める初回追加保険料払込期日をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(4)・(6)に定める追加保険料をいいます。
て	提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
は	払込期日	指定口座から当会社の口座に追加保険料を振り替える日をいい、提携金融機関ごとに定められた期日をいいます。
ほ	保険契約条件の変更日	普通保険約款第5章基本条項第4条（告知義務）(4)③の訂正の申出の場合においては、保険期間の初日、同条項第5条（通知義務）(1)の通知の場合においては、通知すべき事実の発生日、および次の①～④の通知の場合においては、その通知を行った日以降の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。 ①　普通保険約款第5章基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1) ②　同条項第8条（被保険自動車の入替）(1)・(5) ③　同条項第11条（保険金額の変更）(1) ④　同条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口）、初回保険料の口座振替に関する特約または初回保険料の口座振替翌月払特約が付帯されている場合に適用されます。ただし、保険料分割払特約および保険料分割払特約（大口）については、保険料払込方式が口座振替である場合に限ります。

第3条（追加保険料の払込み）

(1)　当会社は、この特約により、保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口）、初回保険料の口座振替に関する特約および初回保険料の口座振替翌月払特約の規定にかかわらず、普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(4)・(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求―保険金額の変更の場合）(1)の規定により追加保険料を請求した場合は、追加保険料の払込みは、提携金融機関ごとに払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
(2)　払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
(3)　(1)の追加保険料を払い込む場合は、次の①・②に定めるところによります。
　①　保険料分割払特約が適用されており、かつ、保険証券記載の保険料払込方法が年払以外である場合もしくは保険料分割払特約（大口）が適用されている場合、または初回保険料の口座振替翌月払特約が適用されており、かつ、保険料の払込方法が分割払（月払）である場合は、追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社の定める回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社の定める毎月の払込期日に払い込まなければなりません。
　②　①以外の場合は、追加保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
(4)　(3)①の規定により、追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①～③に定めるところによります。
　①　この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には、同特約第2条（保険料の分割払）に規定する分割保険料の金額と分割追加保険料の金額を合計した保険料を当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、合計した保険料を分割保険料とみなして同特約を適用します。
　②　この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合には、同特約第2条（保険料の分割払）の規定による

保険料の金額と分割追加保険料の金額を合計した保険料を当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、合計した保険料を同特約の保険料とみなして同特約を適用します。

③　この保険契約に初回保険料の口座振替翌月払特約が適用されている場合には、同特約第４条（保険料の払込方法）に規定する分割払（月払）の保険料の金額と分割追加保険料の金額を合計した保険料を当会社に払い込まなければなりません。この場合において、当会社は、合計した保険料を同特約の保険料とみなして同特約を適用します。

(5)　保険契約条件の変更日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は変更後の条件で保険金を支払います。

(6)　この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には、同特約第５条（追加保険料の払込み）の規定は適用しません。

(7)　この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合には、同特約第６条（追加保険料の払込み）の規定は適用しません。

(8)　この保険契約に初回保険料の口座振替翌月払特約が適用されている場合には、同特約第６条（追加保険料の払込み）の規定は適用しません。

(9)　保険契約者は、払込期日の前日までに、追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(10)　保険契約者が、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)に定める通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いて、保険契約者はこれを撤回することはできません。

第４条（初回追加保険料領収前の事故）

(1)　前条(1)の規定により、初回追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まなければなりません。

(2)　当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も初回追加保険料の払い込みを怠った場合は、次の①～④の定めるところによります。

①　払込みを怠った追加保険料が、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

②　①の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

③　払込みを怠った追加保険料が、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により請求したものである場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(5)の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(6)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。

④　払込みを怠った追加保険料が、普通保険約款第５章基本条項第１５条(6)または同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)の規定により請求したものである場合は、初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(3)　被保険者、保険金請求権者または損害賠償請求権者が、保険契約条件の変更日以後(2)に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第５条（解除－初回追加保険料不払の場合）

(1)　当会社は初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険契約条件の変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第６条（初回追加保険料不払の場合の特則）

当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日後１か月を経過した後も初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日(注)を初回追加保険料払込期日とみなして第４条（初回追加保険料領収前の事故）および前条の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

（注）初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は、その休業日の翌営業日とします。

第７条（第２回目以降の追加保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第３条（追加保険料の払込み）(3)①の規定により追加保険料を分割して払い込む場合で、第２回目以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠ったときは、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第８条（解除－第２回目以降の追加保険料不払の場合）

当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①　払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合

②　払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき追加保険料の払込みがない場合

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

27 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
か	会員規約等	クレジットカード発行会社の会員規約等をいいます。

特約

用　語		定　　義
く	クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険料	この保険契約の保険料をいい、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑴・⑵・⑷・⑹および同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）⑴の追加保険料を含みます。

第２条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者または会員として認められた法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第３条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

⑴　保険契約者から、この保険契約の申込時または告知・通知事項等の承認の請求時等に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、普通保険約款第５章基本条項第２条（保険責任の始期および終期）⑶、同条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑶・⑸・⑺および同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）⑵ならびに普通保険約款に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

⑵　当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、⑴の規定は適用しません。
①　当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
②　会員規約等に定める手続きが行われない場合

第４条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

⑴　前条⑵①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
⑵　保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、⑴の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条⑴の規定を適用します。
⑶　保険契約者が⑵の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
⑷　⑶の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条（保険料の返還の特則）

普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑴・⑵・⑷・⑹、同条項第１６条（保険料の返還－無効または失効の場合）⑵、同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）⑴および同条項第１９条（保険料の返還－解除の場合）の規定ならびに普通保険約款に付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条⑵の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を準用します。

28 団体扱特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

用　語		定　　義
お	覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をいいます。
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める保険料の集金日をいいます。
	集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいいます。
	職域労働組合等	団体に勤務している者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
た	退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
	団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体(注)または官公署をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
ほ	保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。ただし、最終年度については１年未満であっても１保険年度とします。

特約

用　語		定　　義
み	未払込保険料	保険料(注)および追加保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が１年を超える場合は、その保険年度の１か年分保険料および追加保険料の総額から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注）この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①～③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。

② 団体または職域労働組合等と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のア・イを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．集金者が集金日に保険契約者から保険料を集金すること。

イ．上記ア．により集金した保険料を当会社に支払うこと。

第３条（保険料の払込方法等）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時にまたは保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結の時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を分割して払い込む場合は、次の①・②に定めるところによります。

① 第１回分割保険料は、保険契約締結の時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

(1) 前条(2)に定めるところに従い、保険契約者が集金者を経て保険料を払い込む場合は、普通保険約款第５章基本条項第２条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

(2) 前条(3)に定めるところに従い、保険契約者が保険料を払い込む場合は、保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(3)①の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(5)の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条(6)に規定する取得日の翌日から起算して３０日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。

(6) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)または同条項第１８条（保険料の返還または請求―保険金額の変更の場合）(1)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更および保険金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第６条（追加保険料の払込みの特則）

(1) 前条(1)・(4)・(6)の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合には、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(4)・(6)または同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)の規定により、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(2) 第３条（保険料の払込方法等）の規定により、この保険契約に定められた総保険料を一時に払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むものとします。

(3) 第３条（保険料の払込方法等）の規定により、この保険契約に定められた総保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

(4) 保険契約者が(1)の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は普通保険約款第５章基本条項第４条（告知義務）(4)③の訂正の申出または次の①～⑤のいずれかの当会社に通知すべき事実が発生した場合には、書面、電話または情報処理機器等の通信手段(注)により当会社に直接通知しなければなりません。

① 普通保険約款第５章基本条項第５条（通知義務）(1)

② 普通保険約款第５章基本条項第７条（被保険自動車の譲渡）(1)

③ 普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(1)・(5)

④ 普通保険約款第５章基本条項第１１条（保険金額の変更）(1)

特約

⑤　普通保険約款第５章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)

（注）インターネット、イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

第７条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第８条（特約の失効）

(1)　この特約は、次の①または③～⑤のいずれかに該当する事実が発生した場合には集金不能日、②に該当する事実が発生した場合には集金不能日の翌日から起算して１か月を経過した日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、その事実が発生した日の翌日から起算して１か月以内に、集金者が保険契約者にかわって保険料を当会社に支払った場合を除きます。

①　集金契約が解除された場合

②　保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込む場合で、保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかったとき。

③　保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合。ただし、保険契約者が退職により団体の構成員でなくなった場合において、退職後も引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。

④　保険契約者が保険料の支払を拒んだ場合

⑤　①～④の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2)　(1)①・⑤いずれかの事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第９条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は次の①・②に定める期間内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

①　保険契約者が、②以外の方法により保険料を払い込んでいる場合は、集金不能日から１か月以内

②　保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込んでいる場合は、集金不能日から２か月以内

第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、次の①・②に定める日から未込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者が、②以外の方法により保険料を払い込んでいる場合は、集金不能日

②　保険契約者が、指定口座から口座振替により保険料を払い込んでいる場合は、集金不能日の翌日から起算して１か月を経過した日

第11条（特約失効後の翌保険年度以降の保険料の払込み等）

(1)　第８条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は、翌保険年度以降の各保険年度の１か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。ただし、集金不能日(注)において、集金不能日(注)が属する保険年度の前保険年度の未払込保険料がある場合は、集金不能日(注)から１か月を経過する日を払込期日とします。

（注）第８条(1)②の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して１か月を経過する日とします。

(2)　保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(3)　保険契約者が払い込むべき保険料について、保険契約者が払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合等）

(1)　当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①　第９条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合

②　前条(1)に定める払込期日までに保険契約者が払い込むべき保険料が払い込まれない場合

(2)　当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は次の①・②のいずれかに該当する日から将来に向かってのみその効力を生じます。

①　(1)①または②に該当する場合であって、前条(1)ただし書きに定める払込期日であるときは、集金不能日(注)

②　(1)②に該当する場合であって、前条(1)ただし書き以外の払込期日であるときは、その払込期日

（注）第８条（特約の失効）(1)②の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して１か月を経過する日とします。

(3)　(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、既に領収した保険料の総額から既経過期間に対し、次の①・②のいずれかによって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

①　保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込んでいる場合、または普通保険約款別表４の注３に規定する「年払」により分割保険料を払い込んでいる場合は、同表に掲げる短期率（一般）

②　①以外の場合は、普通保険約款別表４に掲げる短期率（月割）

(4)　保険期間が１年を超える場合は、保険年度ごとに(3)の規定を適用します。

第13条（退職者が保険契約者である場合の特則）

団体が、福利厚生制度の一環として、退職者を保険契約者としてこの特約を付した保険契約の締結を認める場合において、退職者がこの特約を付して保険契約を締結するときは、次の①・②の定めるところによります。

①　第２条（この特約の適用条件）①の規定は適用しません。

②　第１条（用語の定義）における「団体」の定義中、「保険契約者が給与の支払を受けている企業体または官公署」は「保険契約者が退職した企業体または官公署」と読み替えるものとします。

29 団体扱における集金事務の委託に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用　語	定　　義
集金者	団体扱特約に定める集金契約を当会社との間に締結した者をいいます。

特約

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱特約が適用されており、集金者が保険料の集金に係わる事務を第三者に委託し、その委託内容を当会社が承諾した場合に適用されます。

第３条（当会社への保険料払込みの取扱い）

当会社は、保険契約者が集金者から保険料の集金に係わる事務の委託を受けた者を経て払い込んだ保険料については、集金者を経て払い込んだものとして取り扱います。

30 集団扱特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
お	覚書	「保険料集金に関する契約書に係わる覚書」をいいます。
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱）」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める保険料の集金日をいいます。
	集金不能日	集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいいます。
	集団	保険証券記載の集団をいいます。
ほ	保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。ただし、最終年度については１年未満であっても１保険年度とします。
み	未払込保険料	保険料(注)および追加保険料の総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。ただし、保険期間が１年を超える場合は、その保険年度の１か年分保険料および追加保険料の総額から既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。 （注）この保険契約に定められた総保険料をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①～③に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が集団の構成員(注)であり、かつ、集団扱特約を付した保険契約を締結することが認められている者であること。

（注）その集団自身、その集団の役職員、その集団を構成する集団の構成員およびその集団を構成する集団の構成員の役職員を含みます。

② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

③ 保険契約者が、集金者に次のア・イのことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．集金者が集金日までに保険契約者から保険料を集金すること。

イ．上記ア．により集金した保険料を当会社に支払うこと。

第３条（保険料の払込方法等）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時にまたは保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

(2) 保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込む場合は、保険契約締結の時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を分割して払い込む場合は、次の①・②の定めるところによります。

① 第１回分割保険料は、保険契約締結の時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第２回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第４条（保険料領収前の事故）

(1) 前条(2)の規定により、保険契約者が集金者を経て保険料を払い込む場合は、普通保険約款第５章基本条項第２条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。

(2) 前条(3)の規定により、保険契約者が保険料を払い込む場合は、保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(3)①の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第５条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(4) 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(4)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(5)の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条

(6)に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害を除きます。

(6) 普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求―保険金額の変更の場合）(1)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更および保険金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条（追加保険料の払込みの特則）

(1) 前条(1)・(4)・(6)の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合には、普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)・(4)・(6)または同条項第18条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）(1)の規定により、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

(2) 第3条（保険料の払込方法等）の規定により、この保険契約に定められた総保険料を一時に払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むものとします。

(3) 第3条（保険料の払込方法等）の規定により、この保険契約に定められた総保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または当会社が承認する回数に分割して払い込むものとします。

(4) 保険契約者が(1)の追加保険料を集金者を経て払い込む場合、保険契約者または被保険者は普通保険約款第5章基本条項第4条（告知義務）(4)③の訂正の申出または次の①～⑤のいずれかの当会社に通知すべき事実が発生した場合には、書面、電話または情報処理機器等の通信手段(注)により当会社に直接通知しなければなりません。

① 普通保険約款第5章基本条項第5条（通知義務）(1)

② 普通保険約款第5章基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）(1)

③ 普通保険約款第5章基本条項第8条（被保険自動車の入替）(1)・(5)

④ 普通保険約款第5章基本条項第11条（保険金額の変更）(1)

⑤ 普通保険約款第5章基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)

（注）インターネット、イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

(1) この特約は、次の①・③のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日、②に該当する事実が発生した場合には集金不能日の翌日から起算して1か月を経過した日から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については、その事実が発生した日の翌日から起算して1か月以内に、集金者が保険契約者にかわって保険料を当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合

③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) (1)①・③のいずれかの事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日(注)から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注）前条(1)②の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月を経過する日とします。

第10条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日(注)から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）第8条（特約の失効）(1)②の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月を経過する日とします。

第11条（特約失効後の翌保険年度以降の保険料の払込み等）

(1) 第8条（特約の失効）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は、翌保険年度以降の各保険年度の1か年分保険料を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込むものとし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。ただし、集金不能日(注)において、集金不能日(注)が属する保険年度の前保険年度の未払込保険料がある場合は、集金不能日(注)から1か月を経過する日を払込期日とします。

（注）第8条(1)②の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月を経過する日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

(3) 保険契約者が払い込むべき保険料について、保険契約者が払込期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合等）

(1) 当会社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 第9条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合

② 前条(1)に定める払込期日までに保険契約者が払い込むべき保険料が払い込まれない場合

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は次の①・②のいずれかに該当する日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①の場合または②に該当する場合であって、前条(1)ただし書きに定める払込期日であるときは、集金不能日(注)

② (1)②に該当する場合であって、前条(1)ただし書き以外の払込期日であるときは、その払込期日

（注）第8条（特約の失効）(1)②の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日の翌日から起算して1か月を経過する日とします。

(3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、既に領収した保険料の総額から既経過期間に対し、次の①・②の

いずれかによって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

① 保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を一時に払い込んでいる場合、または普通保険約款別表４の注３に規定する「年払」により分割保険料を払い込んでいる場合は、同表に掲げる短期率（一般）

② ①以外の場合は、普通保険約款別表４に掲げる短期率（月割）

(4) 保険期間が１年を超える場合は、保険年度ごとに(3)の規定を適用します。

31 通信販売に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用 語	定 義
け	契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
	契約条件の変更日	次の①～④に定める通知を行った日以降の保険契約者が指定する日で、保険契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。 ① 普通保険約款第５章基本条項第７条（被保険自動車の譲渡）(1) ② 同条項第８条（被保険自動車の入替）(1)・(5) ③ 同条項第１１条（保険金額の変更）(1) ④ 同条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)
つ	通知書	保険料、保険料払込期限、保険料払込方法等を記載した通知書をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
も	申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第２条（保険契約の申込み）

(1) 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①・②のいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。

② 電話、情報処理機器等の通信手段(注)を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。

（注）インターネット、イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

(2) (1)①の規定により当会社が申込書の送付を受けたときは、通知書を保険契約者に送付するものとします。

(3) (1)②の規定により当会社が契約意思の表示を受けたときは、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。

(4) (1)～(3)の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するものとします。

(5) 保険契約者より(4)の申込書が所定の期間内に当会社に返送されない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第３条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、保険料払込期限までに、保険料(注)を払い込まなければなりません。

（注）この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には第１回分割保険料とします。

(2) (1)の保険料払込期限は、この保険契約に適用されている他の特約に別段の定めがある場合を除き、保険期間の初日の前日とします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（解除－保険料不払の場合）

(1) 当会社は、前条(2)の保険料払込期限までに保険料(注１)の払込みがない場合(注２)には、この保険契約を解除することができます。

（注１）この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には第１回分割保険料とします。
（注２）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日からその効力を生じます。

第５条（当会社への通知方法）

保険契約者または被保険者が、普通保険約款第５章基本条項第４条（告知義務）(4)③の訂正の申出または次の①～⑤に定める通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段(注)により、当会社に直接行わなければなりません。

① 普通保険約款第５章基本条項第５条（通知義務）(1)

② 普通保険約款第５章基本条項第７条（被保険自動車の譲渡）(1)

③ 普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）(1)・(5)

④ 普通保険約款第５章基本条項第１１条（保険金額の変更）(1)・(2)

⑤ 普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(6)

（注）インターネット、イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

第６条（追加保険料の払込み）

(1) 前条の通知に基づき、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、請求の日からその日を含めて30日以内に、追加保険料を払い込まなければなりません。

(2) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。

（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

⑷　前条の通知に基づき、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑷の規定により当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、保険契約条件の変更日からその日を含めて30日以内に、追加保険料を払い込まなければなりません。
⑸　⑷の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第５章基本条項第８条（被保険自動車の入替）⑸の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約を適用する場合は、同条⑹に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害については除きます。
⑹　前条の通知に基づき、普通保険約款第５章基本条項第１５条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）⑹または同条項第１８条（保険料の返還または請求－保険金額の変更の場合）⑴の規定により当会社が追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者は、保険契約条件の変更日からその日を含めて30日以内に、追加保険料を払い込まなければなりません。
⑺　⑹の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更および保険金額の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および被保険自動車について適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

32 継続契約の取扱いに関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

（50音順）

	用　語	定　　義
け	継続契約	この保険契約と保険契約者、保険証券記載の被保険者および被保険自動車を同一とする保険契約であって、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として、この特約により当会社と締結する保険契約をいいます。
	継続漏れ	この保険契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。
し	市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等の公正な取引価格として客観性が認められる資料に記載された価格をいいます。
	車両保険金額	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項第７条（保険金額）に規定する保険金額をいいます。
ひ	被保険自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
や	約款、料率等	普通保険約款、特約、保険料率等をいいます。

第２条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第３条（継続契約に関する特則）

当会社は、この特約により、継続漏れがあった場合であっても、次の①～⑧に定める条件をいずれも満たしているときに限り、継続契約について、この保険契約が満了する日の内容と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。

①　保険期間が１年以上であること。ただし、この保険契約の保険期間が１年未満であっても、当会社が別に定めるところにより、この保険契約と前契約を１保険契約とみなした場合の通算した保険期間が１年以上となるときは、保険期間が１年以上であるものとして取り扱います。
②　保険期間内において、当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
③　この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。
④　被保険自動車を同一とする他の保険契約または共済契約がないこと。
⑤　電話、面談等により、保険契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者の事情により継続漏れとなったものでないこと。
⑥　保険期間内において、保険契約者または当会社から継続契約の締結を行わない旨の意思表示がなかったこと。
⑦　保険契約者が、保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により、継続契約の申込みを行うこと。
⑧　保険契約者が⑦の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。ただし、継続契約に付帯される特約により、別に定めがある場合を除きます。

第４条（継続契約の車両保険金額および適用される特約）

⑴　前条の規定にかかわらず、この保険契約に普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項の適用がある場合は、継続契約の車両保険の保険金額等は、次の①･②の定めるところによります。
①　継続契約の車両保険金額については、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注１）の自動車の市場販売価格相当額に基づき定める額
②　この保険契約に車両保険の修理限度額に関する特約が付帯されている場合は、継続契約の修理限度額については、次のア．～ウ．のとおりとします。
ア．この保険契約の修理限度額がこの保険契約の車両保険金額以下である場合であって、①に規定する額以下となるときは、継続契約の修理限度額は、この保険契約の修理限度額と同じ額
イ．この保険契約の修理限度額がこの保険契約の車両保険金額以下である場合であって、①に規定する額を超えるときは、①に規定する額と同じ額
ウ．この保険契約の修理限度額がこの保険契約の車両保険金額を超えている場合であって、①に規定する額を超えるときは、継続契約の修理限度額は、次の算式によって算出した額で、かつ、５万円の整数倍の額（注２）とします。ただし、算出された額が30万円未満となるときは、継続契約の修理限度額は、30万円とします。

特約

継続契約の修理限度額	=	継続契約の車両保険金額	×	この保険契約の修理限度額 / この保険契約の車両保険金額

（注１）被保険自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。
（注２）10万円未満の端数が生じた場合は、次の㋐・㋑のとおりとします。
　㋐　５万円未満の額のときは、０万円
　㋑　５万円以上10万円未満の額のときは、５万円

⑵　前条の規定にかかわらず、この保険契約に適用されている特約のうち、当会社の規定により、継続契約において、当該特約を付帯できる条件を満たさないときは、当会社は、継続契約にその特約を適用しません。

第５条（継続契約に適用される保険料率等）

⑴　第３条（継続契約に関する特則）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約の保険事故実績等により、この保険契約の契約内容と異なる保険料を当会社の定めるところにより継続契約に適用することができます。
⑵　この保険契約に適用した約款、料率等を改定した場合には、当会社は、継続契約について、継続契約の保険期間の初日における約款、料率等が適用されるものとします。

第６条（保険責任に関する特則）

この特約により締結された継続契約に対しては、普通保険約款第５章基本条項第２条（保険責任の始期および終期）⑶の規定は適用しません。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

33 共同保険に関する特約

第１条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用　語	定　　義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第２条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第３条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①～⑩に掲げる事項を行います。

①　保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②　保険料の収納および受領または返戻
③　保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④　保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領
⑤　保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥　保険契約に係る承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦　保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
⑧　事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨　損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑩　その他①～⑨の事務または業務に付随する事項

第４条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①～⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第５条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

特約適用表

※保険証券に添付してご送付している特約は下記一覧には掲載しておりません。

お申し出により適用される特約

証券上の表示箇所・表示内容			特約コード	適用される特約	参照ページ
表示箇所		表示内容			
記名被保険者および補償の対象となる方の条件	運転者の年齢欄	21歳以上	－	運転者の年齢に関する特約	B-81
		26歳以上	－		
		30歳以上	－		
		35歳以上	－		
	運転する同居の子供の年齢欄	「全年齢」「21歳以上」「26歳以上」「30歳以上」のいずれかが表示されます	EB EC ED EJ	運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）（18歳以上） 運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）（21歳以上） 運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）（26歳以上） 運転者の年齢に関する特約（同居の子供用）（30歳以上）	B-82
割引・割増等欄		運転者家族限定	HP	運転者限定に関する特約（家族）	B-80
		運転者本人・夫婦限定	DX	運転者限定に関する特約（本人・夫婦）	
お車の補償内容〈車両保険の種類〉欄		車対車＋限定Ａ	HB	自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）	B-91
			HD	車両危険限定補償特約（Ａ）	B-92
特約・その他の補償内容欄		人傷搭乗中限定特約	CQ	人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約	B-90
		車両新価保険特約	DA	車両新価保険特約	B-93
		修理限度額補償特約	DN	車両保険の修理限度額に関する特約	B-98
		車両盗難補償対象外	CH	車両盗難危険補償対象外特約	B-101
		リサイクル部品特約	CM	リサイクル部品使用特約	B-101
		地震噴火津波車両補償	15	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	B-102
		Ｆバイク・人傷あり	JA	ファミリーバイク特約	B-106
		Ｆバイク・人傷なし	JF	ファミリーバイク特約（賠償・自損補償）	B-108
		弁護士費用等補償特約	EQ	弁護士費用等補償特約	B-115
		等級プロテクト	EE	等級プロテクト特約	B-123
		クレジット払特約	9L 9M	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	B-135
		団体扱集金委託	ZE	団体扱における集金事務の委託に関する特約	B-141
		通信販売に関する特約	97	通信販売に関する特約	B-146
		共同保険特約	00	共同保険に関する特約	B-150
保険料・お支払方法欄		一般分割年払２回払 一般分割年払３回払 一般分割年払４回払 一般分割年払５回払	－	保険料分割払特約	B-123
		一般分割：12分割－12回　口座振替 一般分割月払24回払 一般分割月払36回払 一般分割月払48回払 一般分割月払60回払	－	保険料分割払特約	B-123
				保険料分割払（口座振替方式）に関する特約	B-125

特約適用表

証券上の表示箇所・表示内容		特約コード	適用される特約	参照ページ
表示箇所	表示内容			
	大口分割××回払　手集金 大口分割××回払　口座振替1	ー	保険料分割払特約（大口）	B-125
	初回口座当月払特約	9E	初回保険料の口座振替に関する特約	B-127
	初回口座翌月払特約	95	初回保険料の口座振替翌月払特約	B-128
	団体扱：一時払 団体扱：12回払 団体扱年払2回払 団体扱年払3回払 団体扱年払4回払 団体扱年払5回払 団体扱月払24回払 団体扱月払36回払 団体扱月払48回払 団体扱月払60回払	ー	団体扱特約	B-137
	集団扱：一時払 集団扱：12回払 集団扱年払2回払 集団扱年払3回払 集団扱年払4回払 集団扱年払5回払 集団扱月払24回払 集団扱月払36回払 集団扱月払48回払 集団扱月払60回払	ー	集団扱特約	B-142

ご契約条件により自動的に適用される特約

以下の特約はご契約条件により自動的に適用されます。
証券には記載されない特約もありますのでご注意ください。

適用される条件	証券表示の有無	適用される特約	参照ページ
すべてのご契約	有	無保険車傷害補償特約 ※ご自身・乗車中の方の補償内容〈無保険車傷害〉欄に「○」が表示されます	B-83
すべてのご契約	無	他車運転危険補償特約	B-103
すべてのご契約	無	危険物積載時における対物賠償責任保険の支払限度額に関する特約	B-120
リースカーの自動車保険に関する特約をセット(※)されており、ご契約のお車がリースカーの自動車保険に関する特約第1条に定める自動車に該当する場合 （※）弊社とリースカーの自動車保険に関する特約についての特約書を締結されている場合をいいます。	無	リースカーに関する特約	B-120
	有	リースカーの臨時代替自動車補償特約 ※特約・その他の補償内容欄に「リースカー臨時代替車」と表示されます	B-121
証券上の保険料・お支払方法欄に以下のいずれかの表示がある場合 ①一般分割年払2回払 ②一般分割年払3回払 ③一般分割年払4回払 ④一般分割年払5回払 ⑤一般分割：12分割－12回 口座振替 ⑥一般分割月払24回払 ⑦一般分割月払36回払 ⑧一般分割月払48回払 ⑨一般分割月払60回払 ⑩大口分割××回払 口座振替 ⑪初回口座当月払特約 ⑫初回口座翌月払特約	無	追加保険料の口座振替に関する特約	B-132
すべてのご契約	無	継続契約の取扱いに関する特約	B-148

【補償を受けられる方の範囲】

下表は補償を受けられる方の範囲を普通保険約款・特約の各補償ごとに記載した一覧です。

※この約款冊子の掲載順になっています。

普通保険約款の各補償		補償を受けられる方の範囲	参照ページ
対人・対物賠償責任保険		普通保険約款第１章賠償責任条項 第８条に定める方	B-6
人身傷害保険		普通保険約款第２章人身傷害条項 第５条に定める方	B-17
搭乗者傷害保険		普通保険約款第３章搭乗者傷害条項 第５条に定める方	B-23
車両保険	車両損害条項	普通保険約款第４章車両条項Ⅰ車両損害条項 第６条に定める方	B-28
	代車費用条項	普通保険約款第４章車両条項Ⅱ代車費用条項 第６条に定める方	B-32
	車内携行品条項	普通保険約款第４章車両条項Ⅲ車内携行品条項 第６条に定める方	B-36

特約		特約コード	補償を受けられる方の範囲	参照ページ
無保険車傷害補償特約		ー	無保険車傷害補償特約　第７条に定める方	B-87
人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約		CQ	人身傷害保険の被保険自動車搭乗中危険限定補償特約 第３条に定める方	B-90
自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）		HB	「普通保険約款の各補償」の車両保険 車両損害条項と同じ	B-28
車両危険限定補償特約（A）		HD	「普通保険約款の各補償」の車両保険 車両損害条項と同じ	B-28
車両新価保険特約		DA	車両新価保険特約 第１条用語の定義にて被保険者と定める方	B-94
車両保険の修理限度額に関する特約		DN	「普通保険約款の各補償」の車両保険 車両損害条項と同じ	B-28
リサイクル部品使用特約		CM	「普通保険約款の各補償」の車両保険 車両損害条項と同じ	B-28
地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約		15	「普通保険約款の各補償」の車両保険 車両損害条項と同じ	B-28
他車運転危険補償特約		ー	他車運転危険補償特約 第３条に定める方	B-104
ファミリーバイク特約		JA	ファミリーバイク特約 第６条に定める方	B-108
ファミリーバイク特約（賠償・自損補償）		JF	ファミリーバイク特約（賠償・自損補償）　第７条に定める方	B-112
弁護士費用等補償特約		EQ	弁護士費用等補償特約 第６条に定める方	B-118
リースカーの臨時代替自動車補償特約	賠償責任	ー	リースカーの臨時代替自動車補償特約 第３条に定める方	B-122
	人身傷害		「普通保険約款の各補償」の人身傷害保険と同じ	B-17
	搭乗者傷害		「普通保険約款の各補償」の搭乗者傷害保険と同じ	B-23
	無保険車傷害		「特約」の無保険車傷害補償特約と同じ	B-87

下記の特約は保険証券に添付してご送付している特約の為、この約款冊子には記載がありません。

特約	特約コード	補償を受けられる方の範囲
地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約	05	「普通保険約款の各補償」の搭乗者傷害保険と同じ

もしも事故にあわれたら…

①**負傷者の救護**（救急車の手配など）
②**安全の確保**（車の移動・ハザード・三角表示板・発煙筒など）
③**警察への連絡**（小さな事故や相手のいない事故でも）
④**共栄火災への連絡**

24時間365日
事故受付・
相談サービス
「あんしんほっとライン」

0120-044787（通話料無料）

法外な請求をされることがありますので、相手の方と賠償の約束はせず、「保険会社と相談します。」とお伝えください。

全国約100か所のサービス拠点でサポートいたします。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL：(03)3504-0131(代)
ホームページ　http://www.kyoeikasai.co.jp

AC008060（10.10）